

斑鳩町都市計画マスタープラン

斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針

(案)

2021  2030

令和3（2021）年1月

斑鳩町

目次

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって	1
1. 計画の位置づけと役割	2
2. 計画期間	3
3. 計画の構成	4
第1章 斑鳩町の現状と都市づくりの課題	5
1. 斑鳩町の現状	6
2. 住民意向調査からみられる現状	23
3. 都市づくりの課題	48
第2章 都市づくりの目標	51
1. 都市の将来像	52
2. 都市づくりの目標	53
3. 将来展望人口	54
4. 都市構造	55
第3章 都市づくりの方針（全体構想）	59
1. 土地利用の方針	60
2. 市街地整備の方針	62
3. 道路・交通体系整備の方針	64
4. 都市施設整備の方針	69
5. 景観形成の方針	71
6. 都市防災の方針	74
第4章 地域別の都市づくりの方針（地域別構想）	77
1. 地域区分	78
2. 北部地域	80
3. 西部地域	90
4. 東部地域	99
第5章 計画の実現にむけて	109
1. 重点的な施策	110
2. 協働のまちづくりの推進	111
3. 推進方策	113
参考資料	115
1. 用語解説	116

序章

都市計画マスタープランの改定にあたって

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

1. 計画の位置づけと役割

(1) 改定の趣旨

都市計画マスタープランは、平成4（1992）年の都市計画法改正によって創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針です。長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、社会経済動向をふまえながら、都市づくりをすすめていくための指針となるものです。

斑鳩町では、平成23（2011）年に斑鳩町都市計画マスタープラン（目標年次：令和2（2020）年）を改定し、まちづくりをすすめてきましたが、今後の都市づくりには、引き続き、人口減少や少子高齢化の進行、地域主権の流れ、財政的な制約などを見据え、多様な主体による都市づくりの推進が不可欠となってきます。

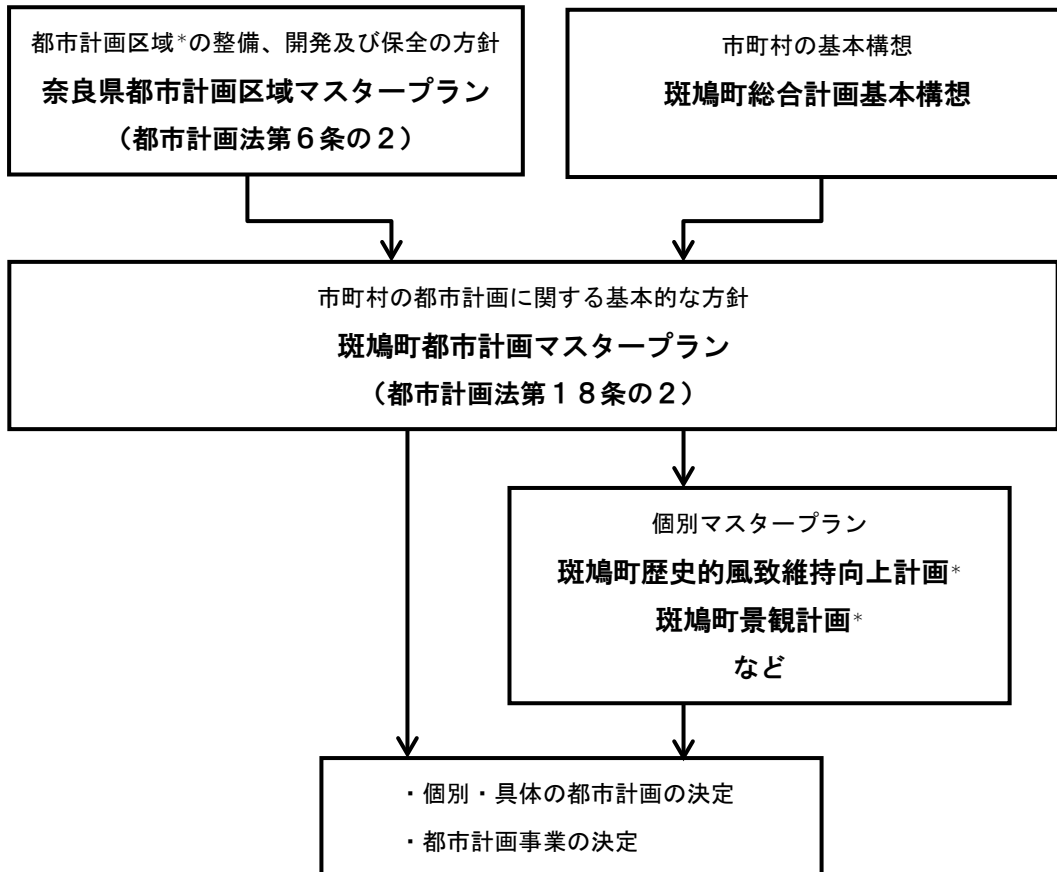
また、近年多発する地震や風水害による大規模な自然災害の経験をふまえた都市防災への取組みや、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）が求められています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、将来の見通しを勘案したうえで、持続的な発展が可能なまちをめざし、これからのまちづくりの総合的な指針となる都市計画マスタープランを改定することとします。

(2) 計画の位置づけ

斑鳩町都市計画マスタープラン（以下「本計画」といいます。）は、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、上位計画となる斑鳩町総合計画および奈良県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針）に即して定めます。

◆斑鳩町都市計画マスタープランの位置づけ



2. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の構成

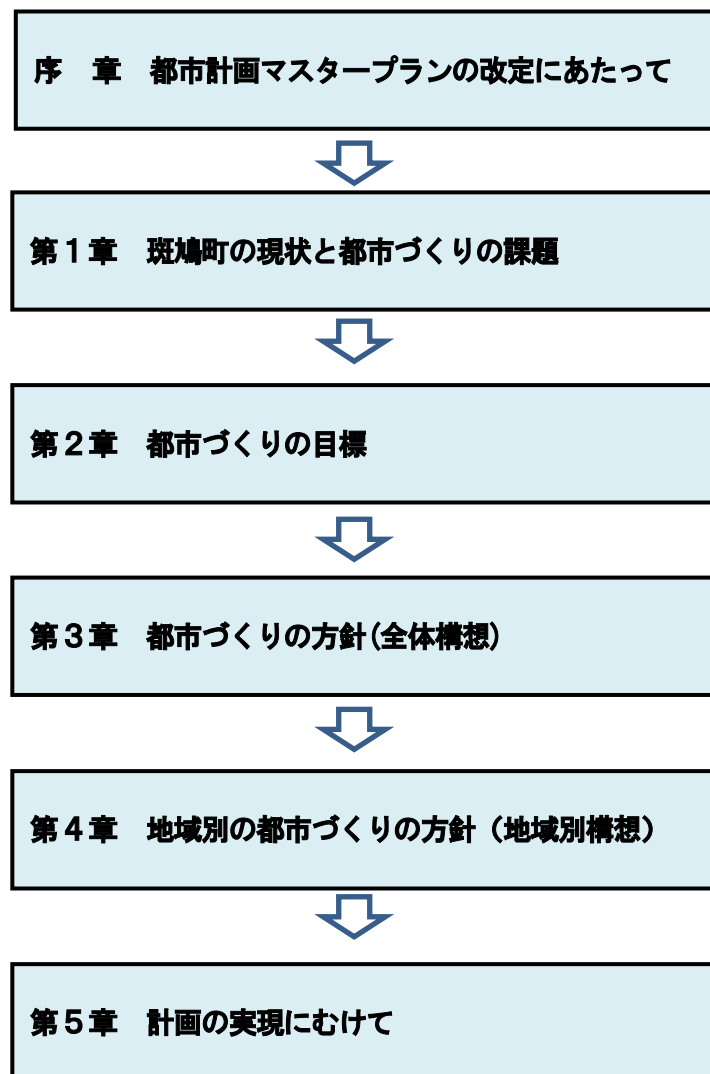
本計画は、序章から第5章までの6章にて構成しています。

第1章では、都市計画に関する基礎資料や住民アンケート調査の結果に基づき「斑鳩町の現状と都市づくりの課題」を整理し、続く第2章において、めざすべき都市の将来像など「都市づくりの目標」を定めています。

この「都市づくりの目標」に基づき、第3章では、土地利用や道路・交通体系整備など各分野別に区分し、都市づくりの方針を「全体構想」として示しています。

また、第4章では、地域別の都市づくりの方針を「地域別構想」として明らかにするとともに、最後の第5章では、「計画の実現にむけて」として、計画を推進していくうえで、重点的に実施すべき施策や本計画を効果的に運用するための方策などについて定めています。

◆斑鳩町都市計画マスタープランの構成



第1章

斑鳩町の現状と都市づくりの課題

第1章 斑鳩町の現状と都市づくりの課題

1. 斑鳩町の現状

(1) 斑鳩町の位置と成り立ち

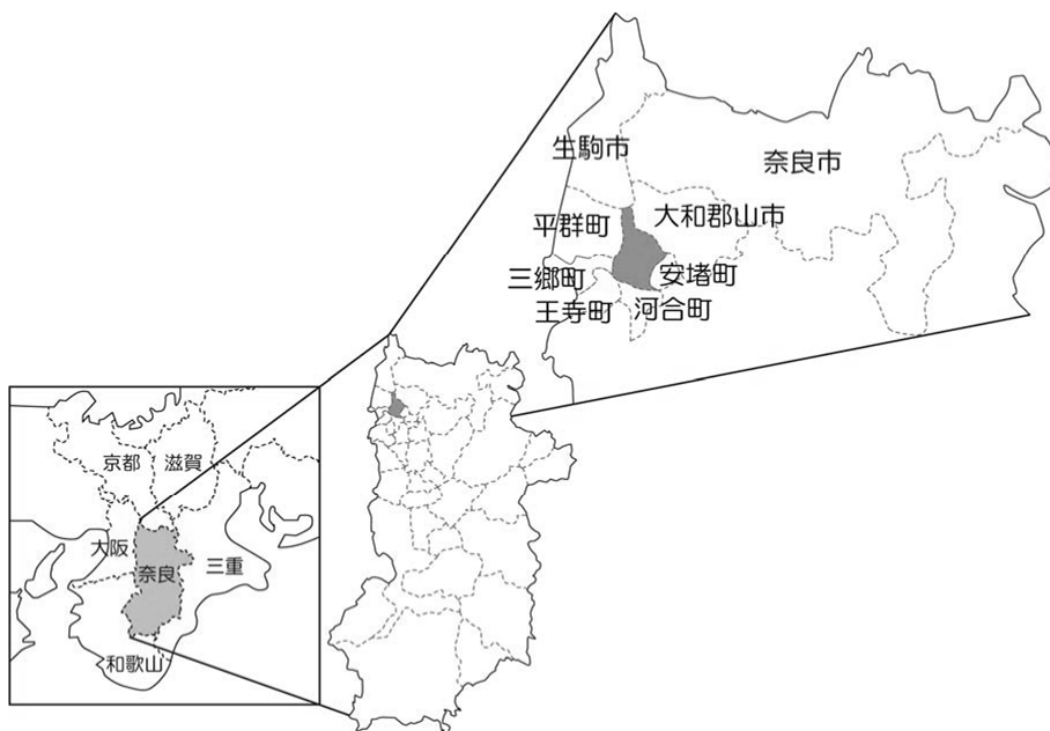
本町の行政区域は南北 6.4km、東西 4.4km、面積 14.27k m²のコンパクトな町で、奈良県の北西部を占める奈良盆地の北西部、矢田丘陵の南にわたる地域に位置しています。

町の四周は、北部に生駒市、北東部に大和郡山市、南東部に安堵町、南部に河合町、南西部に王寺町、西部には三郷町、平群町と隣接し、大阪市へは約 25km、奈良市へは約 15km の距離にあります。

大阪市、奈良市とは本町唯一の鉄道駅となる JR 法隆寺駅から JR 関西本線によって結ばれています。また、本町の南側には、大和川をへだてて西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジが位置しており、広域と結ばれています。

本町は、昭和 22 (1947) 年に龍田町、法隆寺村、富郷村の 3 町村が合併してできた町であり、法隆寺を中心に栄えた西里や東里をはじめとする門前町、龍田など旧街道に沿って発展した街道町、そして、平地部を中心に点在する農家集落で構成されていました。

昭和 30 年代の後半から急激な都市化の波が押し寄せ、農地の宅地化がすすみ、現在では市街地の大半において戸建住宅が建ち並んでいます。また、近年では、戸建住宅と比較すると数は少ないものの、一部、マンションの立地もみられます。

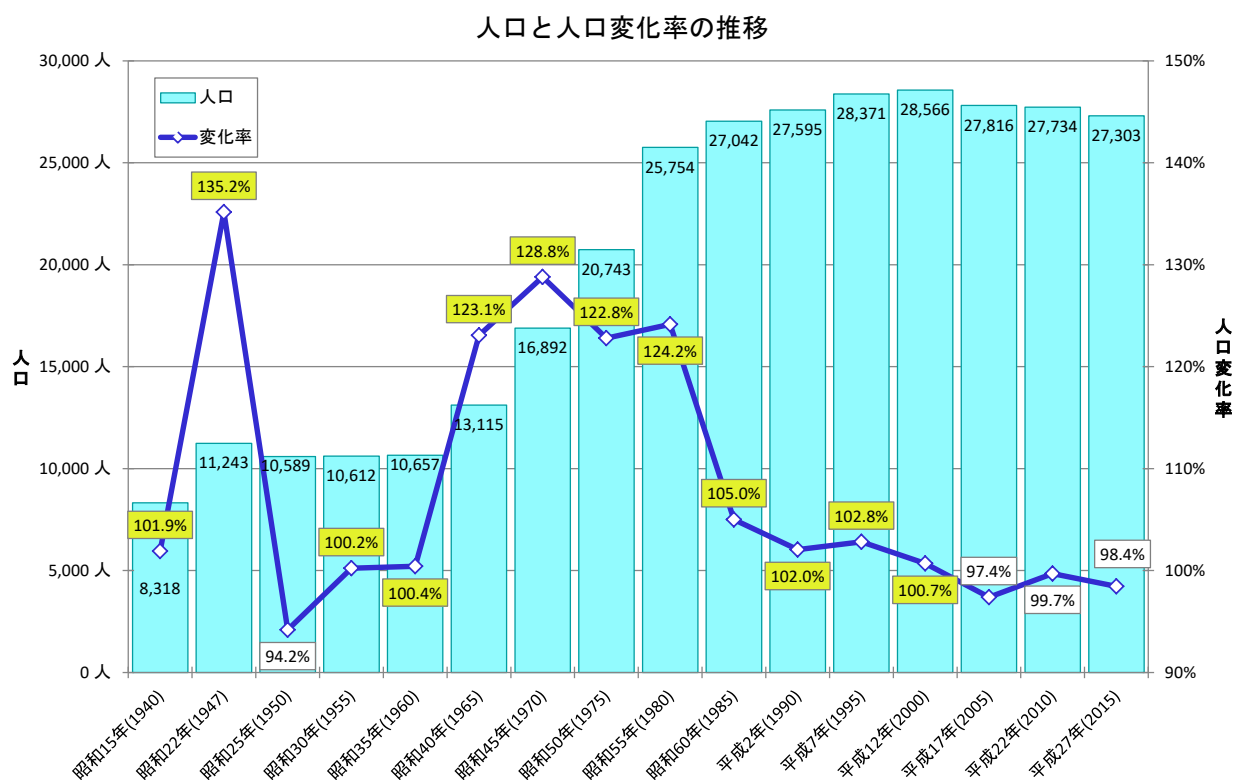


(2) 人口と世帯の推移

① 総人口の推移

斑鳩町の人口は、ベビーブーム等に伴って昭和 22（1947）年に人口が大きく増加し、その後、高度経済成長を背景に、昭和 40（1965）年から昭和 55（1980）年にかけて大きく増加しました。

平成 12（2000）年に 28,566 人でピークを迎えた後は緩やかな減少に転じ、平成 27（2015）年には 27,303 人となっています。



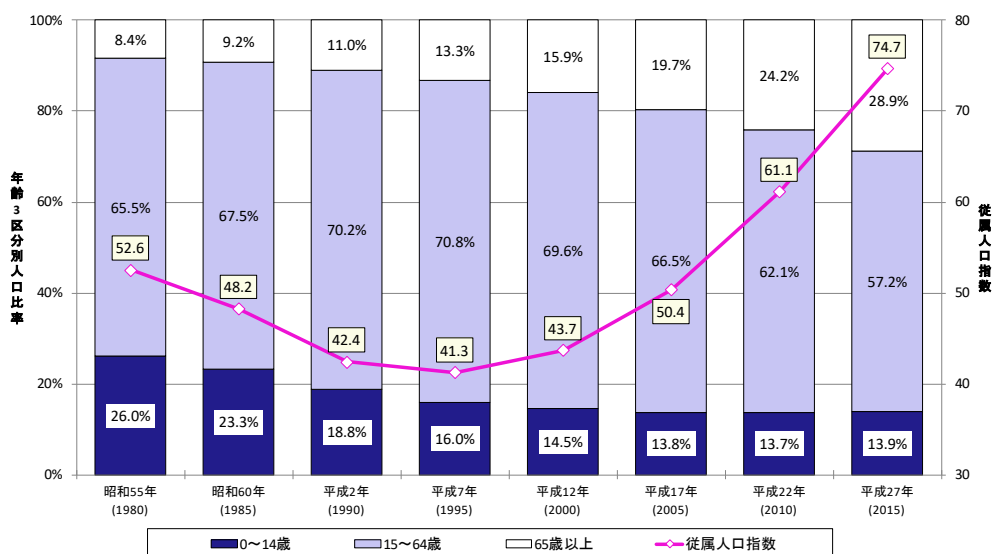
資料：国勢調査

② 人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構造の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合が昭和55(1980)年から平成27(2015)年までの35年間で20.5ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口の割合は12.1ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。

従属人口指数は、平成7(1995)年に減少のピークを迎えた後増加に転じ、平成27(2015)年には74.7と過去10年において特に大きく増加しています。

年齢3区分別人口構造と従属人口指数の推移



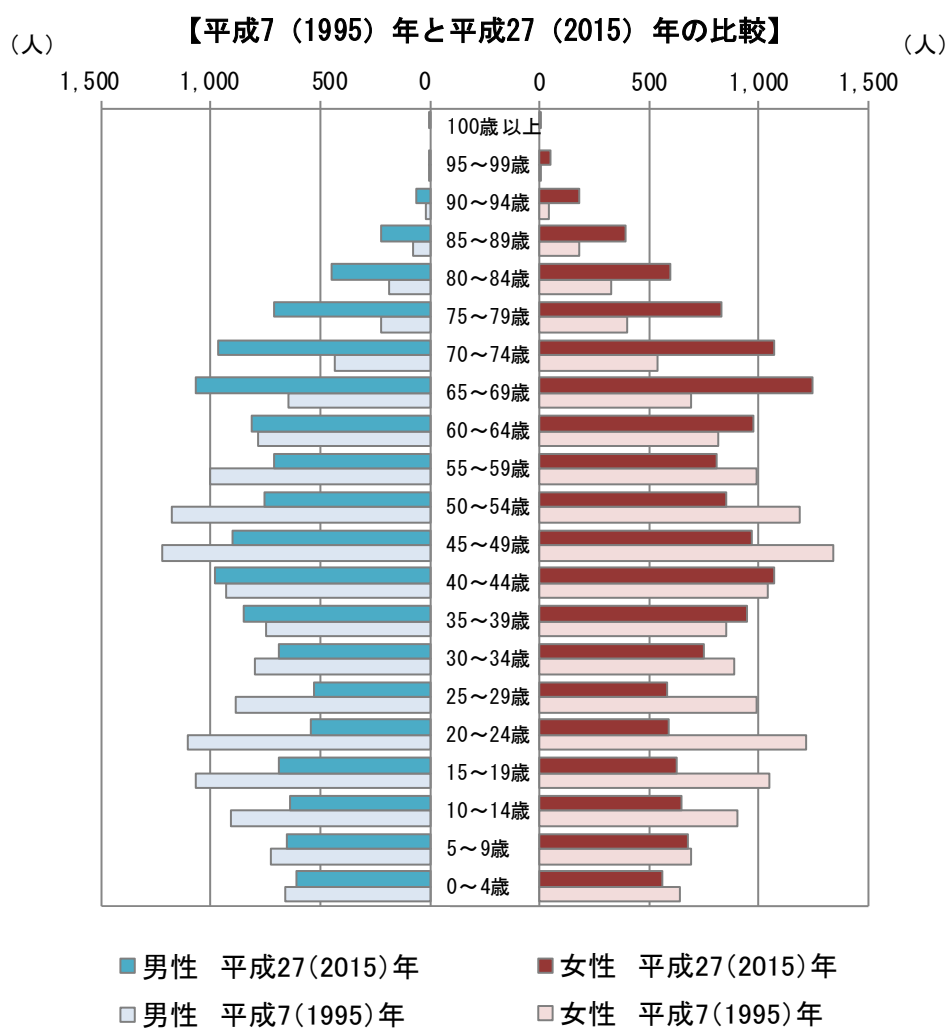
資料：国勢調査

従属人口指数とは、生産年齢人口（15～64歳）に対する年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すものです。

人口ピラミッドの形状をみると、斑鳩町では、全国と同様に、少子高齢化がすすんだ社会に見られる「つぼ型」と呼ばれる形状になっています。

平成 27（2015）年の5歳階級別人口構造をみると、平成 7（1995）年と比べ、団塊の世代*である65歳から74歳の人口が突出して多くなっており、少子高齢化の進行が加速するものと予測されます。

5歳階級別人口構造



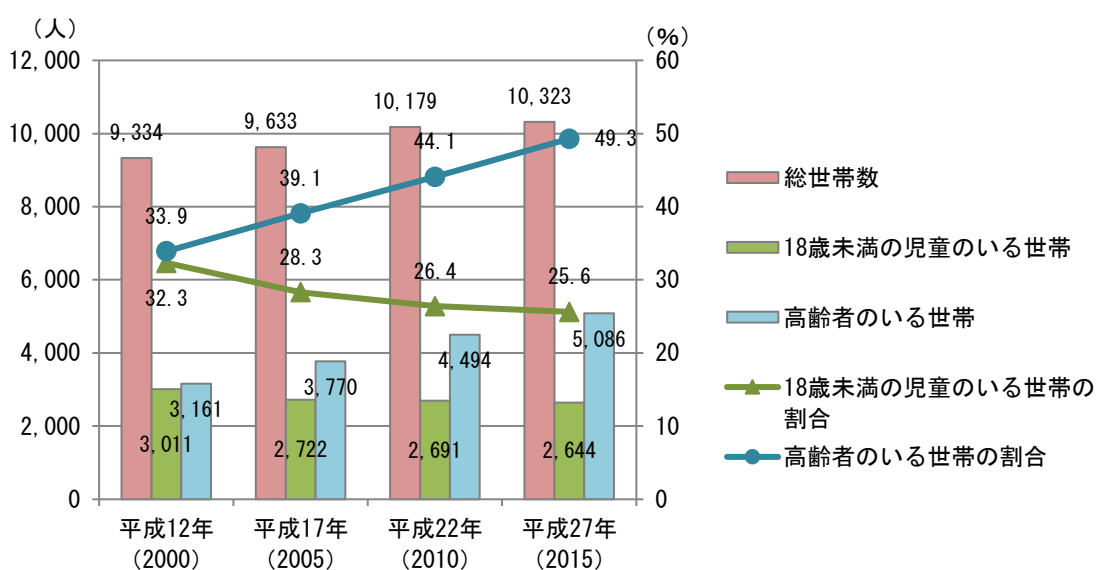
資料：国勢調査

③ 世帯の推移

斑鳩町の総世帯数は増加傾向にあります。また、同様に高齢者（65歳以上）のいる世帯も増加しており、平成27（2015）年には5,086世帯、全体の49.3%が高齢者のいる世帯となっています。そのうち高齢夫婦のみの世帯が17.0%、高齢者ひとり暮らし世帯が11.0%と増加しています。

一方で、18歳未満の児童のいる世帯数は、平成12（2000）年以降は減少傾向にあります。平成27（2015）年には2,644世帯、全体の25.6%が18歳未満の児童のいる世帯となっています。

総世帯数と18歳未満の児童または高齢者のいる世帯の推移



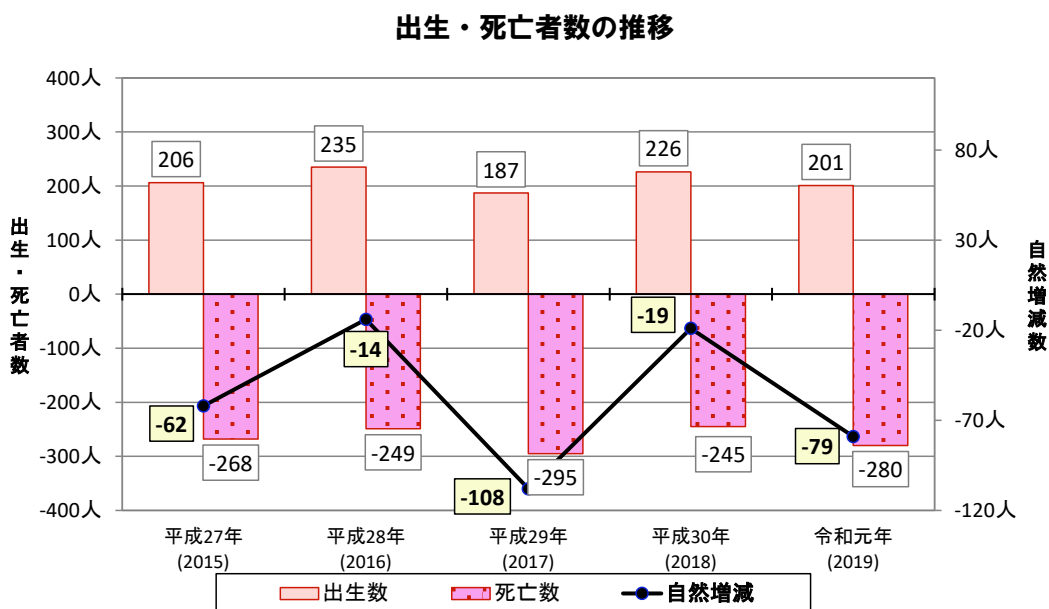
資料：国勢調査

	平成12（2000）年		平成17（2005）年		平成22（2010）年		平成27（2015）年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総世帯数	9,334	100.0	9,633	100.0	10,179	100.0	10,323	100.0
18歳未満の児童のいる世帯	3,011	32.3	2,722	28.3	2,691	26.4	2,644	25.6
高齢者のいる世帯	3,161	33.9	3,770	39.1	4,494	44.1	5,086	49.3
高齢者ひとり暮らし世帯	464	5.0	641	6.7	880	8.6	1,137	11.0
高齢夫婦のみの世帯	602	6.4	894	9.3	1,202	11.8	1,757	17.0
その他の高齢者世帯	2,095	22.4	2,235	23.2	2,412	23.7	2,192	21.2

資料：国勢調査

④ 自然動態の推移

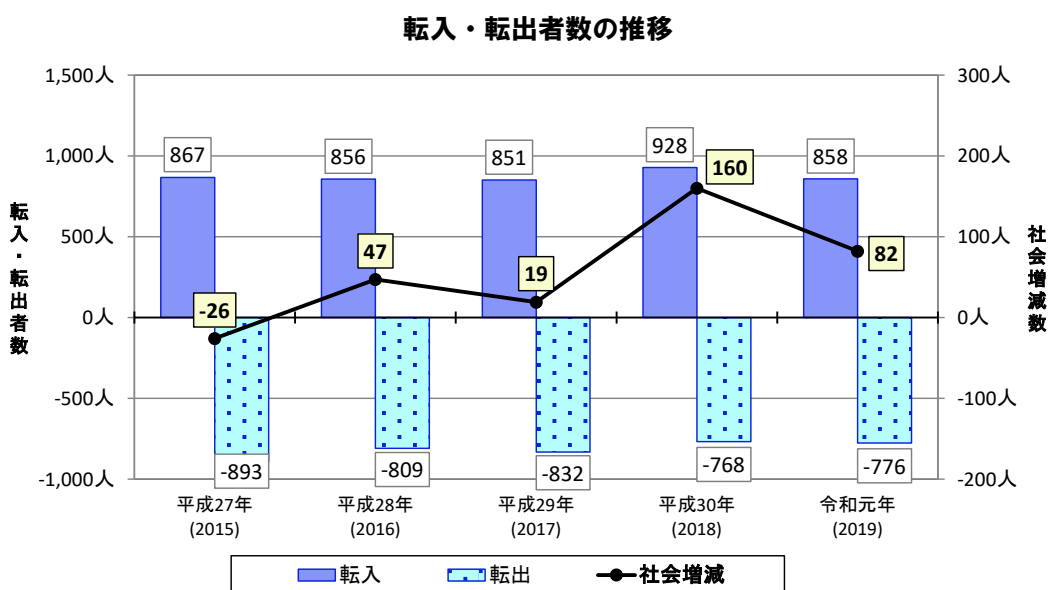
平成 27 (2015) 年～令和元 (2019) 年の5年間の出生・死亡者数をみると、出生数・死亡者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、自然増減数については一貫して自然減となっており、令和元 (2019) 年には 79 人の自然減となっています。



資料：人口動態統計

⑤ 社会動態の推移

平成 27 (2015) 年～令和元 (2019) 年の5年間の転入・転出者数をみると、転入者数、転出者数ともに増減を繰り返しながら推移しています。社会増減数については、平成 28 (2016) 年以降社会増で推移しており、令和元 (2019) 年には 82 人の社会増となっています。

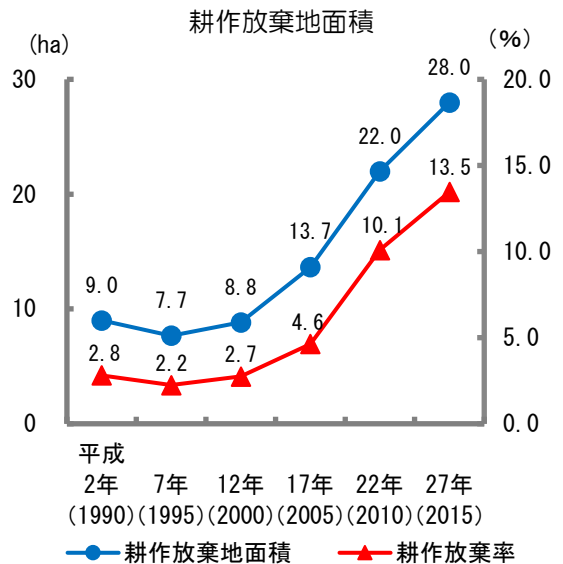
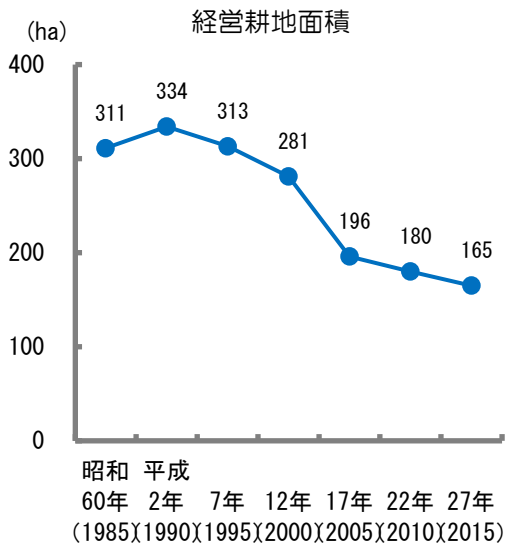
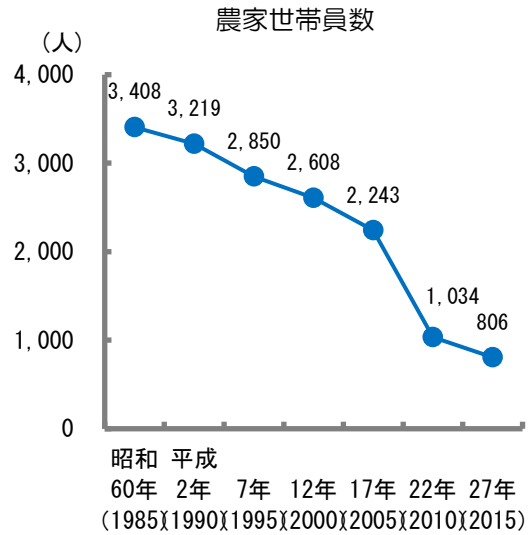
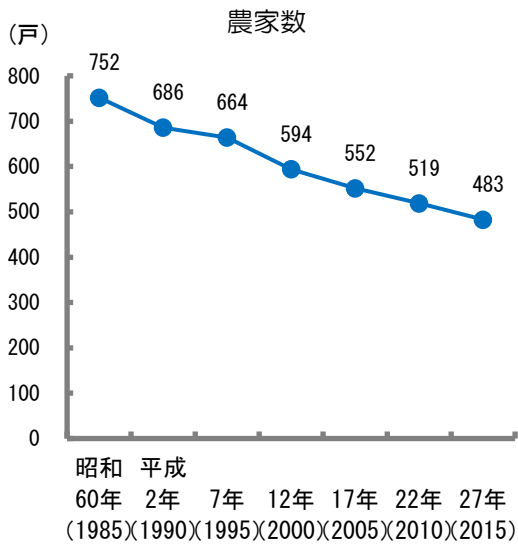


資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 産業の状況

① 農業の状況

平成 27 (2015) 年時点の農家数は 483 戸、農家世帯員数は 806 人となっています。農家数および農家世帯員数は減少傾向となっており、それに伴い、経営耕地 * 面積も減少傾向にある一方、耕作放棄地は増加傾向にあります。

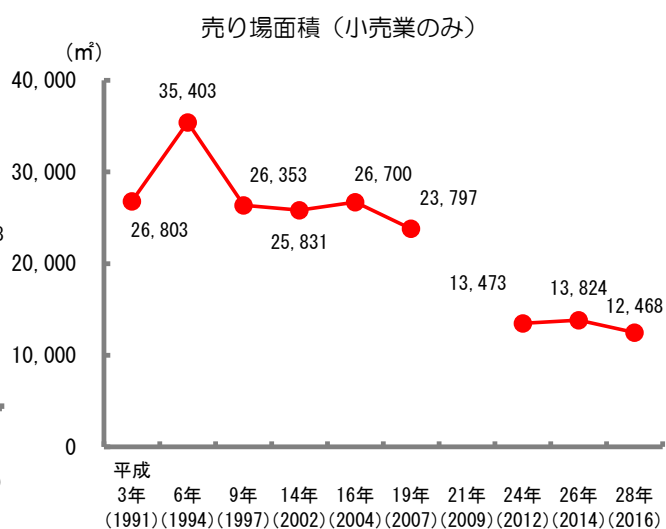
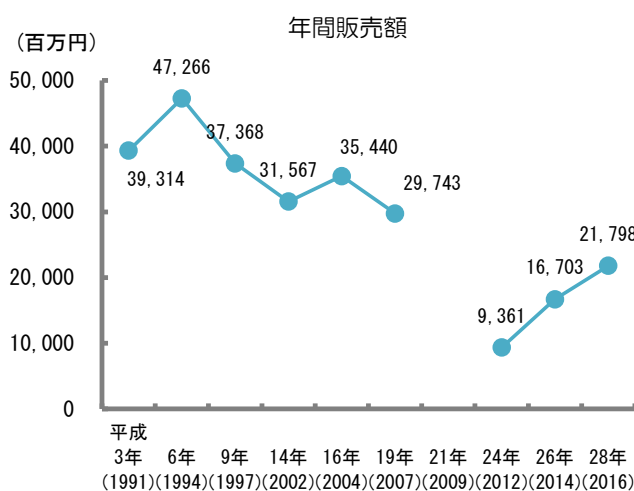
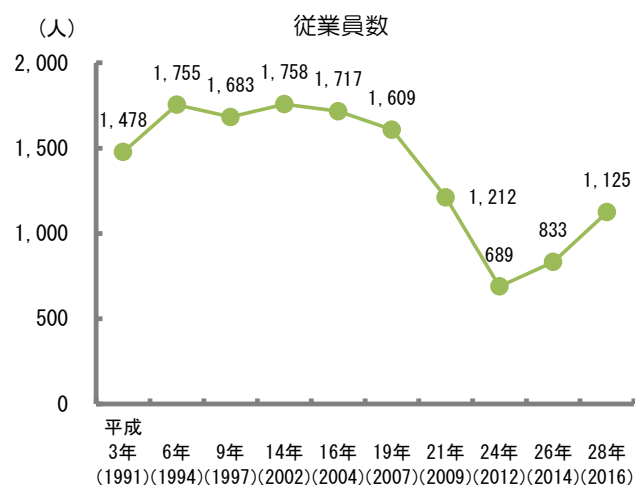
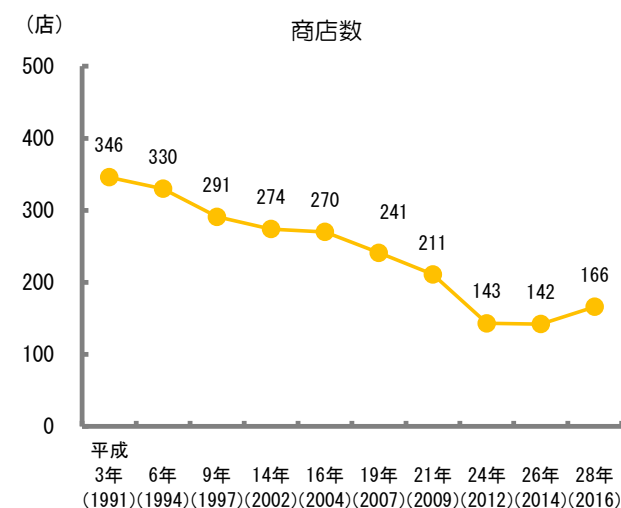


資料：農林業センサス

② 商業の状況

平成 28（2016）年時点の商業（卸売り業・小売業）に関する商店数は 166 店、従業員数は 1,125 人、年間販売額は 21,798 百万円となっています。

平成 21（2009）年以降調査対象、調査方法、分類方法等に変更があったため、平成 19（2007）年までのデータとは単純に比較できないものの、商店数、従業員数、年間販売額、売り場面積ともに平成 19（2007）年から平成 24（2012）年にかけて減少してきましたが、売り場面積を除き平成 26（2014）年以降は増加しています。



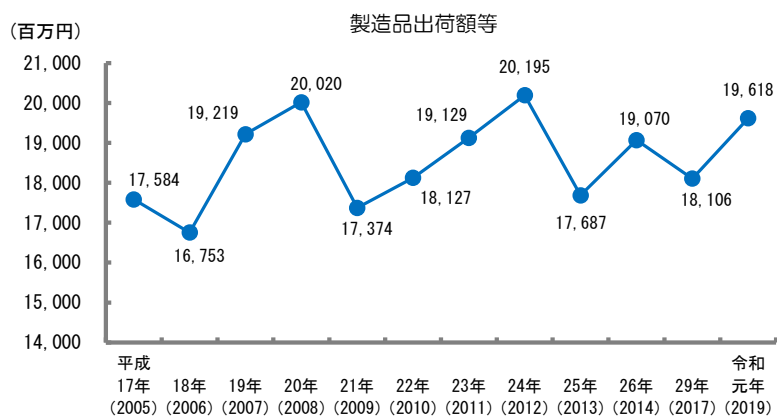
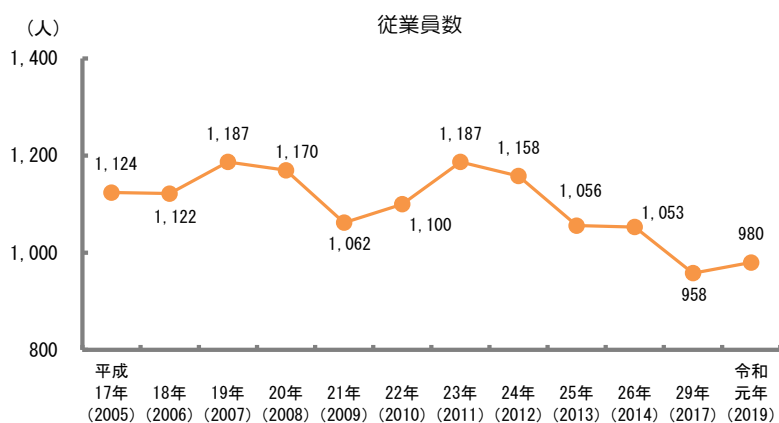
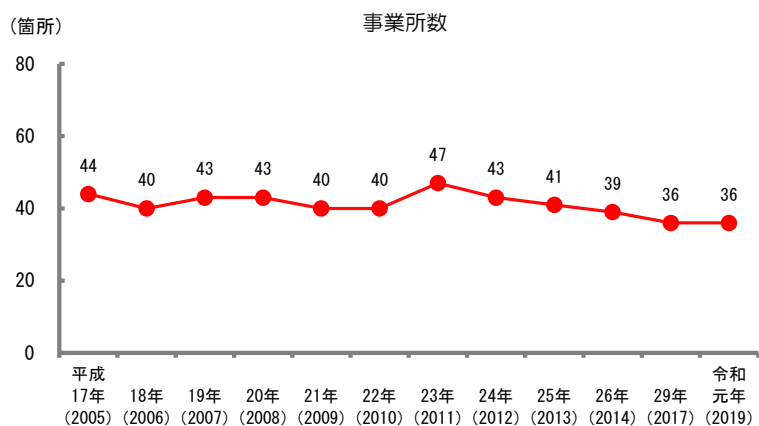
資料：商業統計調査、経済センサス

注：平成 21（2009）年の「経済センサス基礎調査」では年間販売額、売場面積については調査項目なし。

③ 製造業の状況

令和元（2019）年時点の事業所数は36事業所、従業者数は980人、製造品出荷額等は19,618百万円となっています。

従業員数、製造品出荷額等とも増減を繰り返しながら推移してきましたが、令和元（2019）年には増加しています。

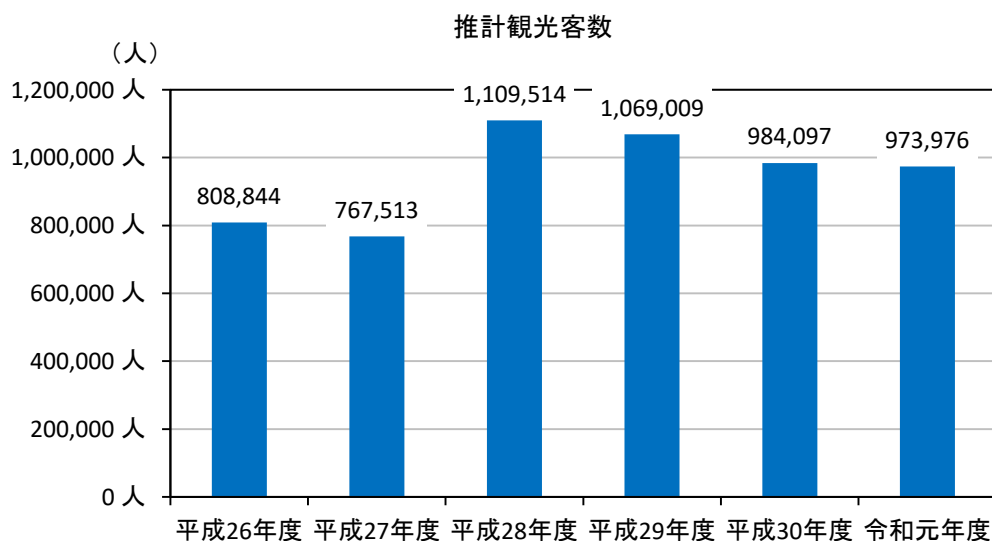


資料：工業統計調査

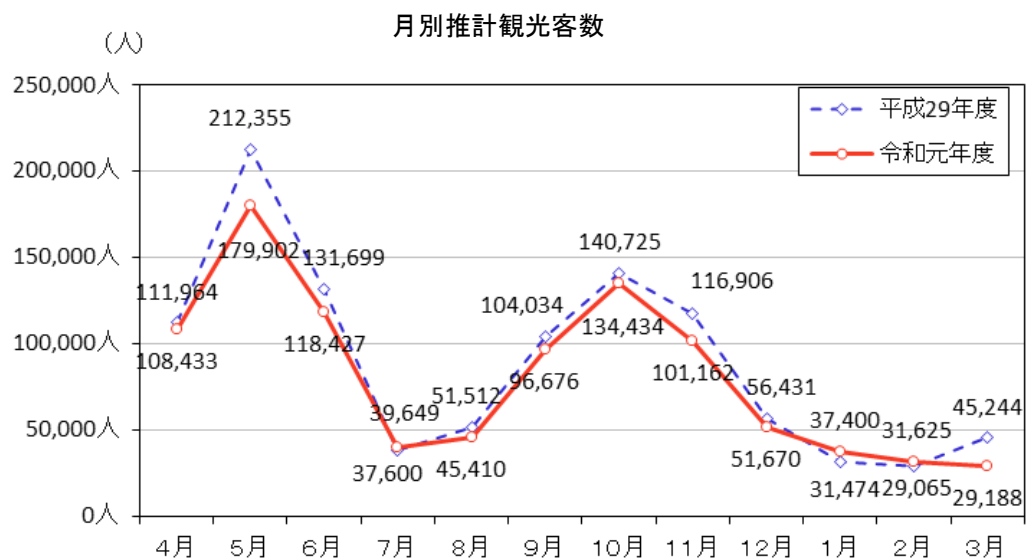
④ 観光の状況

本町の推計観光客数は、平成28(2016)年度に推計観光客数の計算方法を国の計算方法に合わせたことから大きく変化しています。その後減少傾向で推移し、令和元(2019)年度には約97万4千人となっています。

月別の推計観光客数としてみると、5月が最も多く、次いで10月となっており、春と秋のシーズン型観光地となっています。



資料：斑鳩町まちづくり政策課



資料：斑鳩町まちづくり政策課

(4) 土地利用の状況及び規制

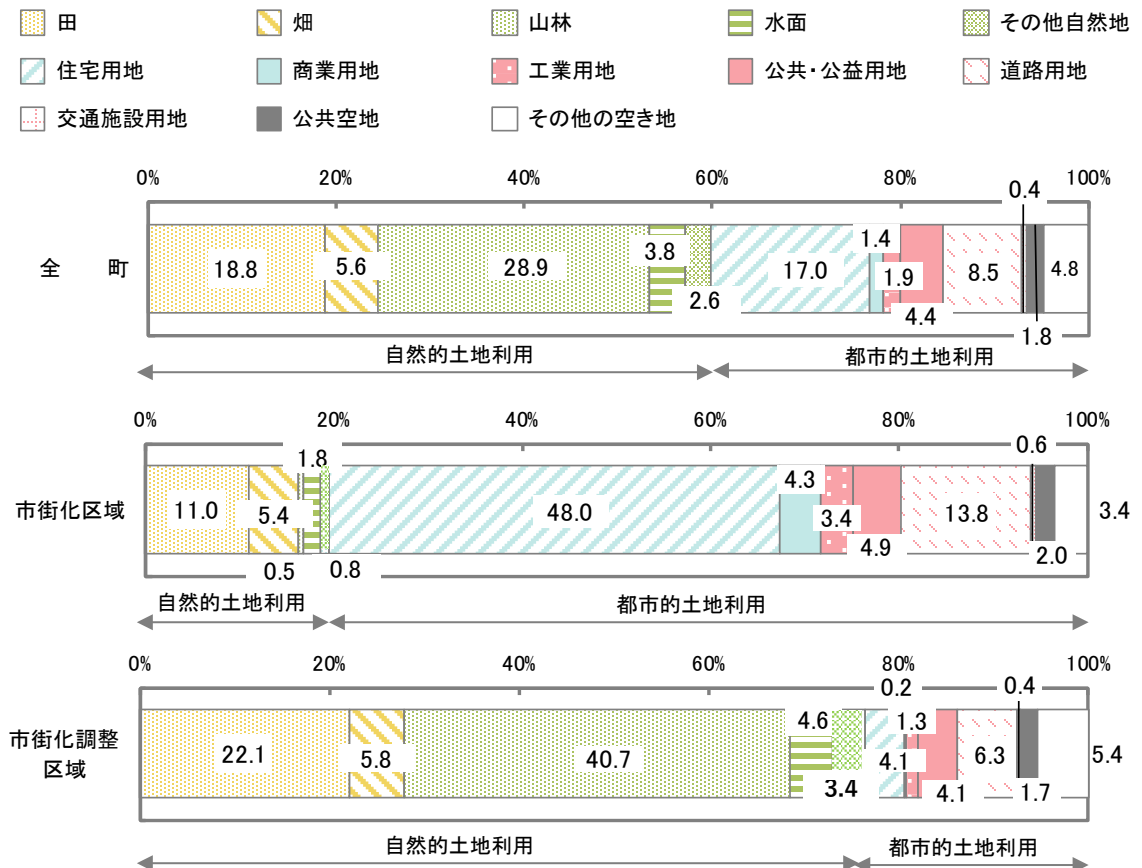
本町の土地利用の状況は、山林が3割、田、畑、水面等が3割、住宅用地、道路用地等、都市的な利用が4割程度と、バランスの取れた土地利用がなされています。

本町は、行政区域全域が大和都市計画区域*に含まれ、市街化区域*と市街化調整区域*との線引きがなされており、町域に対する割合は、市街化区域*が約3割、市街化調整区域*が約7割となっています。

市街化区域*において指定されている用途地域*は、そのほとんどが住居系となっています。住居系の用途地域*以外には、近隣商業地域*と準工業地域*の指定がなされています。

本町北部の山林部は、矢田斑鳩近郊緑地保全区域*、平群谷環境保全地区*および県立矢田自然公園*に指定されています。また、山林部の南部から法隆寺周辺を含む山すそまでと竜田川から三室山にかけての一角は、風致地区*に指定されており、さらに重ねて、法隆寺の境内地とその裏山は歴史的風土特別保存地区*に、その周辺部は歴史的風土保存区域*に指定され、自然環境や歴史的風土の保全がはかられています。

土地利用割合

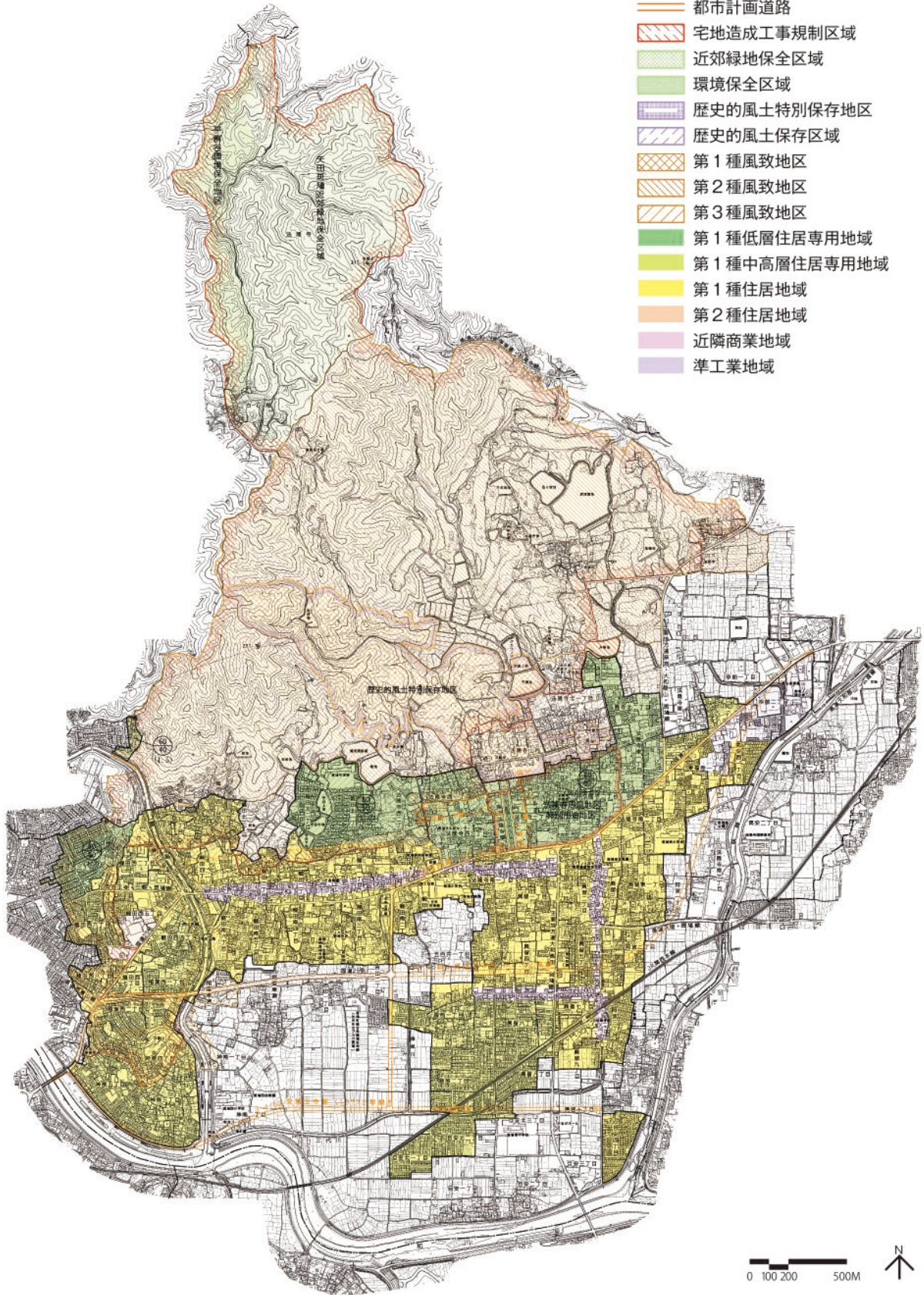


資料：平成 26（2014）年都市計画基礎調査

斑鳩町都市計画図

凡例

-  市街化区域
-  都市計画道路
-  宅地造成工事規制区域
-  近郊緑地保全区域
-  環境保全区域
-  歴史的風土特別保存地区
-  歴史的風土保存区域
-  第1種風致地区
-  第2種風致地区
-  第3種風致地区
-  第1種低層住居専用地域
-  第1種中高層住居専用地域
-  第1種住居地域
-  第2種住居地域
-  近隣商業地域
-  準工業地域



都市計画及び各種法適用状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	備考
都市計画区域 *	1,427.0	100.0	都市計画法
市街化区域 *	418.2	29.3	都市計画法
市街化調整区域 *	1,008.8	70.7	都市計画法
用途地域 *	418.2	29.3	都市計画法
第1種低層住居専用地域 *	94.2	6.6	
第1種中高層住居専用地域 *	129.3	9.1	
第1種住居地域 *	153.1	10.7	
第2種住居地域 *	3.6	0.3	
近隣商業地域 *	24.1	1.7	
準工業地域 *	13.9	1.0	
法隆寺周辺地区特別用途地区 *	24.9	1.7	都市計画法
高度地区 *	324.0	22.7	都市計画法
準防火地域 *	24.1	1.7	都市計画法
風致地区 *	628.4	44.0	斑鳩町風致地区条例 *
第1種風致地区	80.9	5.7	
第2種風致地区	376.3	26.4	
第3種風致地区	171.2	12.0	
歴史的風土特別保存地区 *	80.9	5.7	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
歴史的風土保存区域 *	536.0	37.6	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
県立矢田自然公園 *	61.0	4.3	自然公園法
平群谷環境保全地区 *	34.0	2.4	自然環境保全法
矢田斑鳩近郊緑地保全区域 *	124.5	8.7	近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(令和2年3月31日現在)

(5) 都市基盤・生活基盤の整備状況

① 都市施設の整備状況

本町において、都市計画決定されている都市施設（道路を除く）は以下の表のとおりです。

都市施設一覧

種類	名称	都市計画 決定年月日	都市計画決定事項
公園	ふるさと上宮歴史公園（上宮遺跡公園）	H3. 11. 12	面積=約 0. 6ha
緑地 *	大和川第一緑地	S47. 12. 26(当初) S48. 8. 28(変更後)	面積=約 4. 1ha(当初) 面積=約 29. 4ha(変更後)
緑地 *	竜田川緑地	S57. 12. 21(当初) H8. 10. 25(変更後)	面積=約 13. 9ha(当初) 面積=約 14. 0ha(変更後)
広場	法隆寺門前広場	S45. 12. 23	面積=約 0. 5ha
汚物処理場	斑鳩町汚物処理場	S51. 8. 6	面積=約 0. 39ha 処理能力=36k1/日
ごみ焼却場	斑鳩町衛生処理場 ※	S55. 12. 2	面積=約 0. 5ha 処理能力=40 t /日
ごみ処理施設	斑鳩町ごみ破碎処理場 ※	S58. 11. 7	面積=約 0. 2ha 処理能力=10t/日
火葬場	斑鳩町火葬場	H6. 8. 3	面積=約 0. 6ha 火葬炉 3 基
自転車駐車場	斑鳩町法隆寺駅前自転車駐車場	S55. 12. 2	面積=約 0. 06ha 収用台数=250 台

※令和 2 年 3 月 31 日現在、休止
(令和 2 年 3 月 31 日現在)

② 都市計画道路の整備状況

本町において、都市計画決定されている道路は5路線となっています。

このうち、「法隆寺門前線」および「法隆寺藤ノ木線」は整備が完了しています。

「郡山斑鳩王寺線」は国の直轄事業（いかるがパークウェイ）として整備がすすめられており、小吉田モデル区間(約400m)とモデル区間に隣接する稲葉車瀬区間(約700m)の整備が完了しています。また、三室紅葉ヶ丘区間についても整備がすすみ、本線部分の一部(約400m)が供用開始しています。

「法隆寺線」は、680mの整備が完了しています。

「安堵王寺線」は未着手となっています。

都市計画道路整備率

名称	計画決定 年月日	計画幅員	計画延長 (A)	供用延長(B)	整備率 (B/A)
郡山斑鳩王寺線 (いかるがパークウェイ)	(当初) S42. 8. 25 (変更) H28. 12. 9	18m~22m	(当初) 5,250m (変更後) 5,150m	1,500m (うち一部供用 400m)	29.13%
法隆寺線	S42. 8. 25	16m	3,300m	680m	20.61%
安堵王寺線	S42. 8. 25	16m~18m	2,950m	0m	0%
法隆寺門前線	S42. 8. 25	52m	360m	360m	100%
法隆寺藤ノ木線	H11. 11. 8	3.0m~6.2m	527m	527m	100%

(令和2年3月31日現在)

③ 公園の整備状況

都市公園が 48 箇所、面積は約 19ha で一人当たりの公園面積は 6.9 m²となっています。(平成 27 年国勢調査人口)この他、住宅開発などにともない整備された「子どもの広場」が 9 箇所、0.2ha あります。

都市計画決定がなされている公園は、「ふるさと上宮歴史公園（上宮遺跡公園）」の 1 箇所、緑地*は「大和川第一緑地」、「竜田川緑地」の 2 箇所、広場は、「法隆寺門前広場」の 1 箇所となっています。

都市公園・子どもの広場の状況

区分	箇所数	合計面積	住民 1 人当たりの面積 (m ² /人)
都市公園	48	18.9ha	6.92
子どもの広場	9	0.2ha	0.08
合計	57	19.1ha	7.00

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

都市計画公園・緑地*等

区分	供用	
	箇所数	面積
公園	1	0.6ha
緑地*	2	16.1ha
広場	1	0.4ha

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

④ 公共下水道の整備状況

公共下水道の都市計画決定区域約 485ha の内、事業認可区域は約 386ha です。そのうち供用区域は令和元（2019）年度時点で約 247ha で、普及率*は 63.4%、接続率*は 70.0%となっています。

公共下水道の概要

年別	全体計画区域内人口* (人) A	供用人口 (人) B	普及率* (%) B/A	接続人口 (人) C	接続率* (%) C/B
平成 25 年度 (2013)	28,375	13,126	46.3	8,553	65.2
平成 26 年度 (2014)	28,243	13,641	48.3	9,058	66.4
平成 27 年度 (2015)	28,204	14,597	51.8	9,788	67.1
平成 28 年度 (2016)	28,205	14,750	52.3	10,813	73.3
平成 29 年度 (2017)	28,301	15,659	55.3	10,898	69.6
平成 30 年度 (2018)	28,319	16,667	58.9	11,457	68.7
令和元年度 (2019)	28,164	17,846	63.4	12,484	70.0

※全体計画区域内人口は住民基本台帳人口を基に算出

2. 住民意向調査からみられる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

町の将来を展望したまちづくりの基本となる「第5次斑鳩町総合計画」「斑鳩町都市計画マスタープラン」の策定作業の基礎資料として、調査を実施したものです。

② 調査対象

町内にお住まいの18歳以上の方2,000名を無作為抽出

③ 調査期間

平成30(2018)年12月4日から平成30(2018)年12月31日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	813通	40.7%

⑥ その他

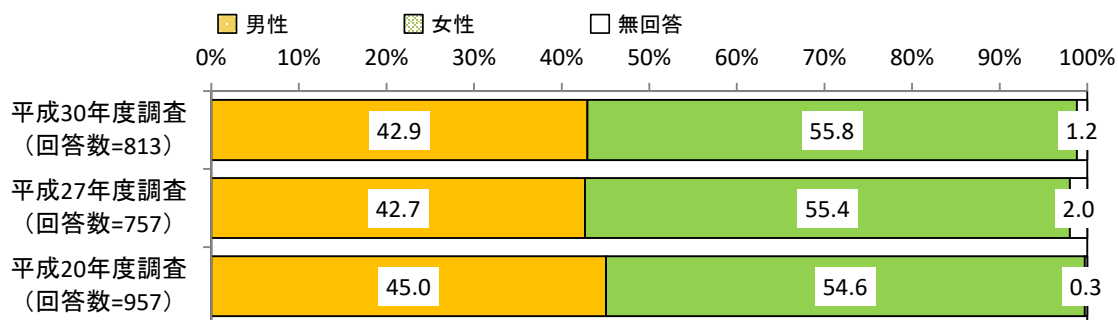
「平成20年度調査」と記載しているものについては「第4次斑鳩町総合計画」策定の基礎資料として、「平成27年度調査」と記載しているものについては「第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画」策定の基礎資料として実施したアンケート調査を表しています。

(2) 調査結果

1) 回答者属性

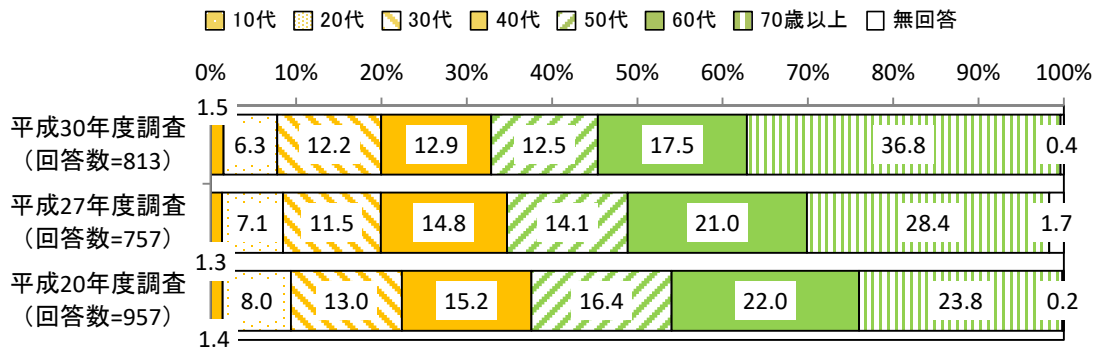
① 性別

「男性」の割合が42.9%、「女性」の割合が55.8%とやや女性が多くなっています。



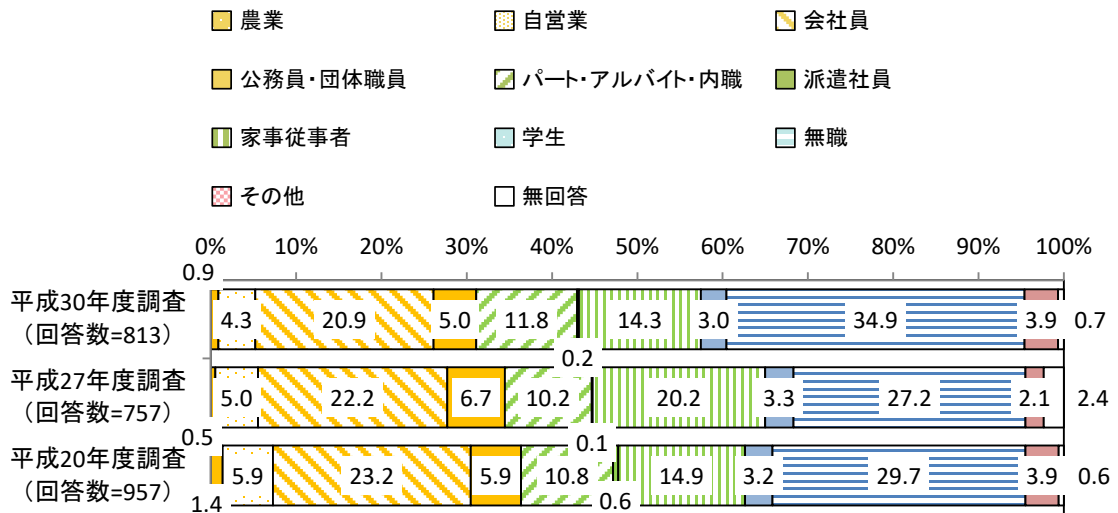
② 年齢

「70歳以上」の割合が36.8%と最も高く、次いで「60代」の割合が17.5%となっています。



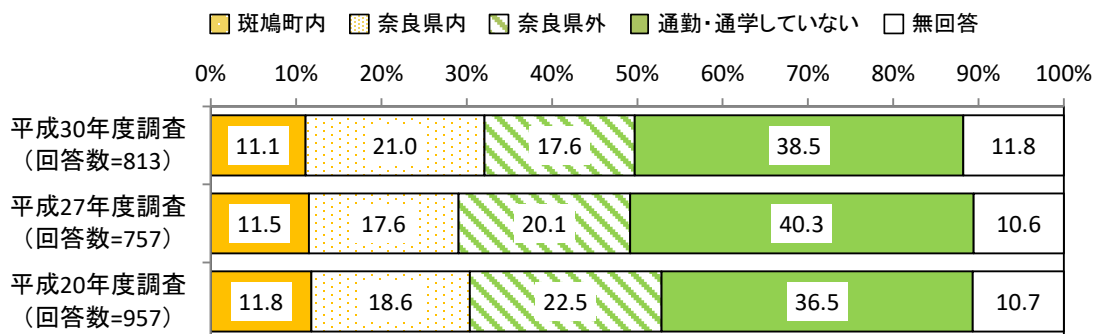
③ 職業

「無職」の割合が34.9%と最も高く、次いで「会社員」の割合が20.9%、「家事従事者」の割合が14.3%となっています。



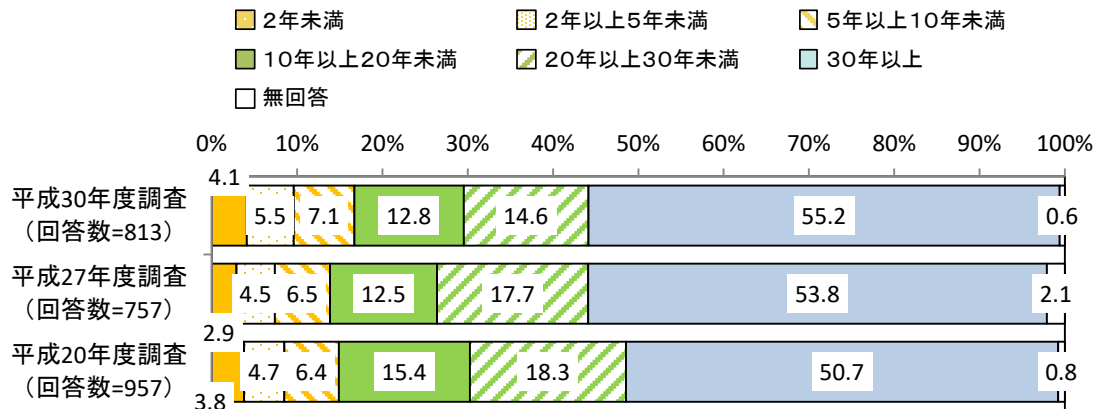
④ 通勤・通学地

「通勤・通学している（斑鳩町+奈良県内+奈良県外）」は49.7%で約半数を占め、「通勤・通学していない」の割合が38.5%となっています。



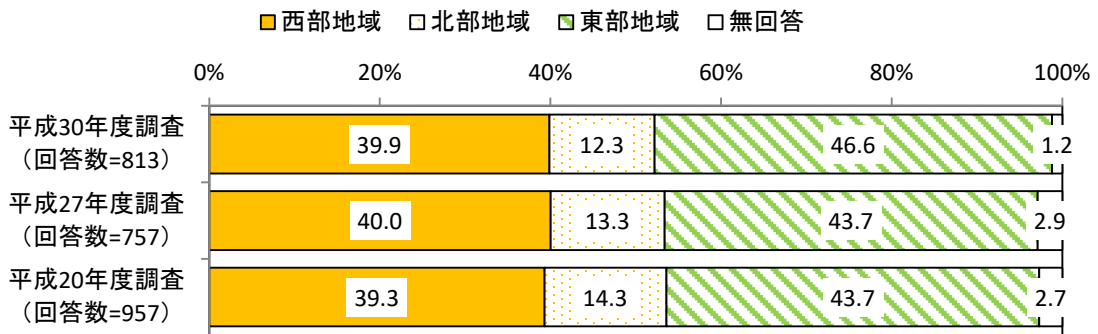
⑤ 居住年数

「30年以上」の割合が55.2%と最も高くなっています。



⑥ 居住地区

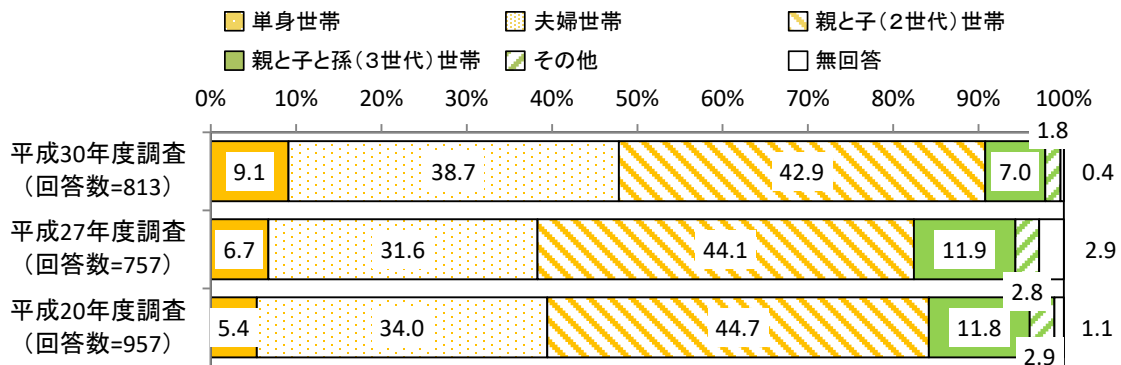
「東部地域」の割合が46.6%と最も高く、次いで「西部地域」の割合が39.9%、「北部地域」の割合が12.3%となっています。



地区	地域	人口構成
西部地域	龍田北、龍田、龍田西、龍田南3～6丁目、小吉田1丁目、稲葉車瀬、稲葉西、神南	40.0%
北部地域	法隆寺西、法隆寺、法隆寺山内、法隆寺北、法隆寺東、幸前1丁目、大字三井、大字岡本、大字法隆寺	12.8%
東部地域	龍田南1～2丁目、小吉田2丁目、五百井、服部、法隆寺南、東福寺、興留、興留東、阿波、高安西、高安、大字高安、幸前2丁目、目安、目安北、大字目安	47.2%

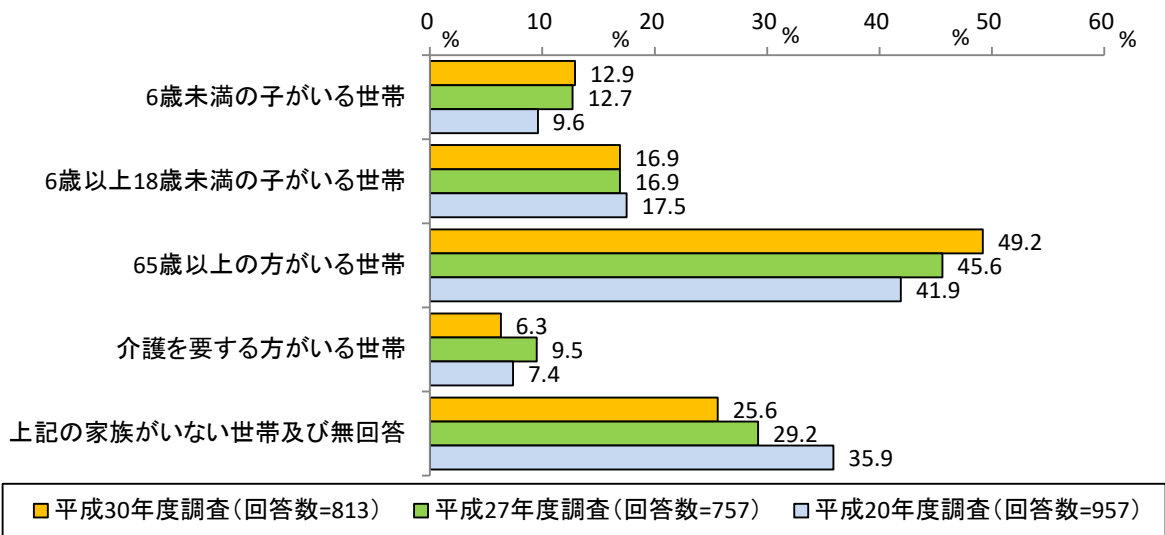
⑦ 世帯構成

「親と子（2世代）世帯」の割合が 42.9%と最も高く、次いで「夫婦世帯」の割合が 38.7%となっています。



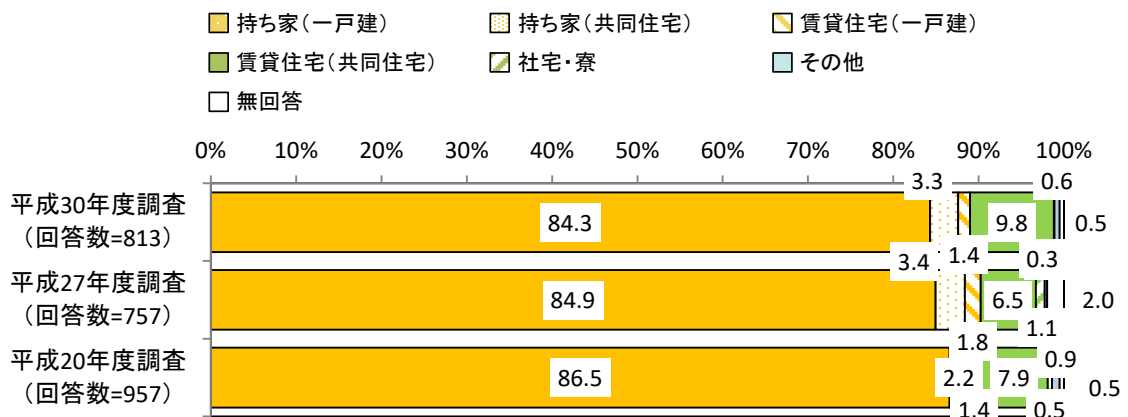
⑧ 家族の状況

「65歳以上の方がいる世帯」の割合が 49.2%と高くなっています。また、「介護を要する方がいる世帯」の割合が 6.3%となっています。



⑨ 住居の状況

「持ち家（一戸建）」の割合が 84.3%と最も高くなっています。

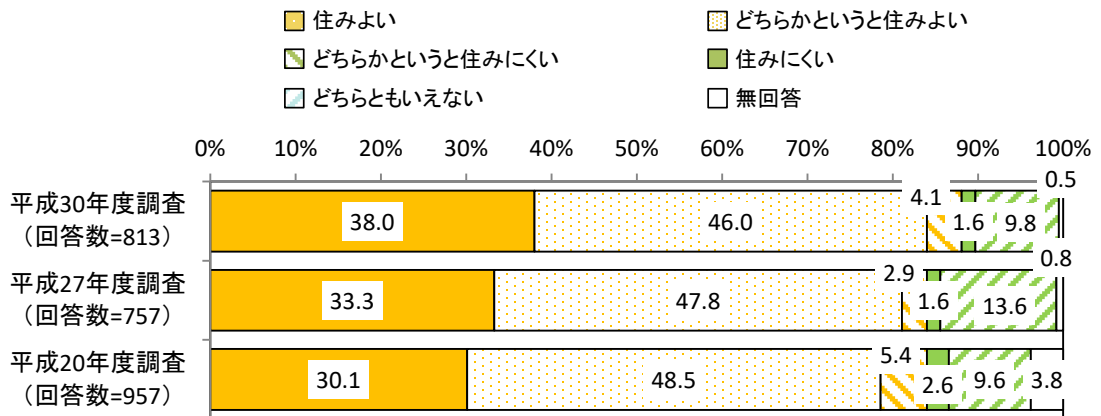


2) 斑鳩町の暮らしやすさ

① 斑鳩町の住みごころ

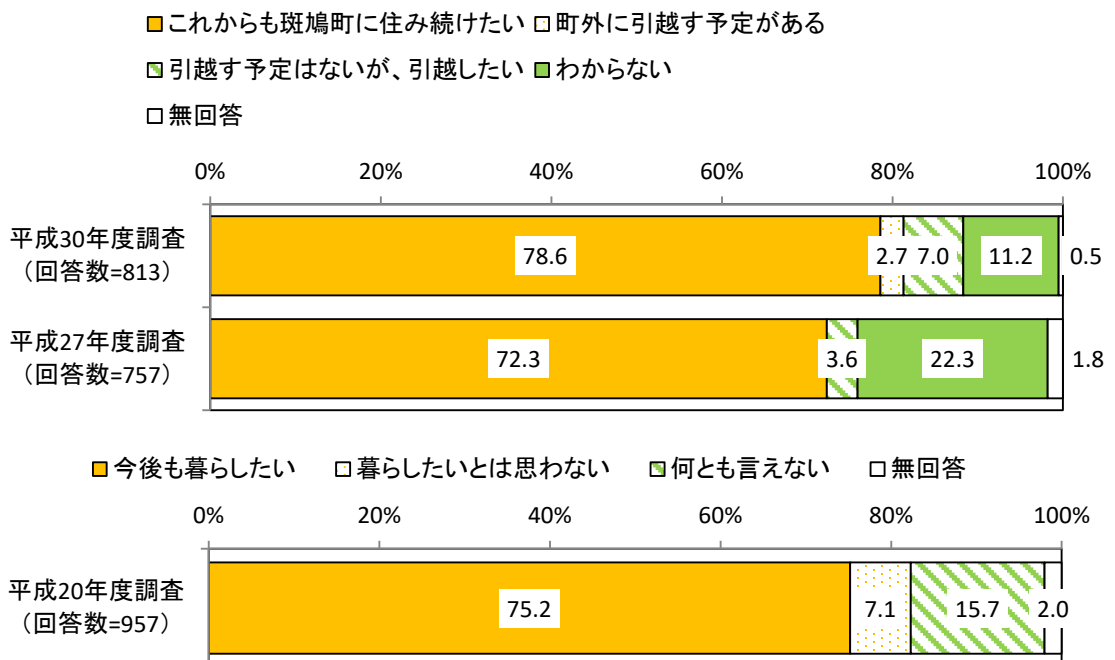
「どちらかというに住みよい」の割合が46.0%と最も高く、次いで「住みよい」の割合が38.0%となっています。

「住みよい」「どちらかというに住みよい」を合わせると、84%となり、平成20年度調査や平成27年度調査より、改善しています。



② 今後の居留意向

「これからも斑鳩町に住み続けたい」の割合が78.6%と最も高く、平成27年度調査と比較すると、「これからも斑鳩町に住み続けたい」の割合が増加しています。



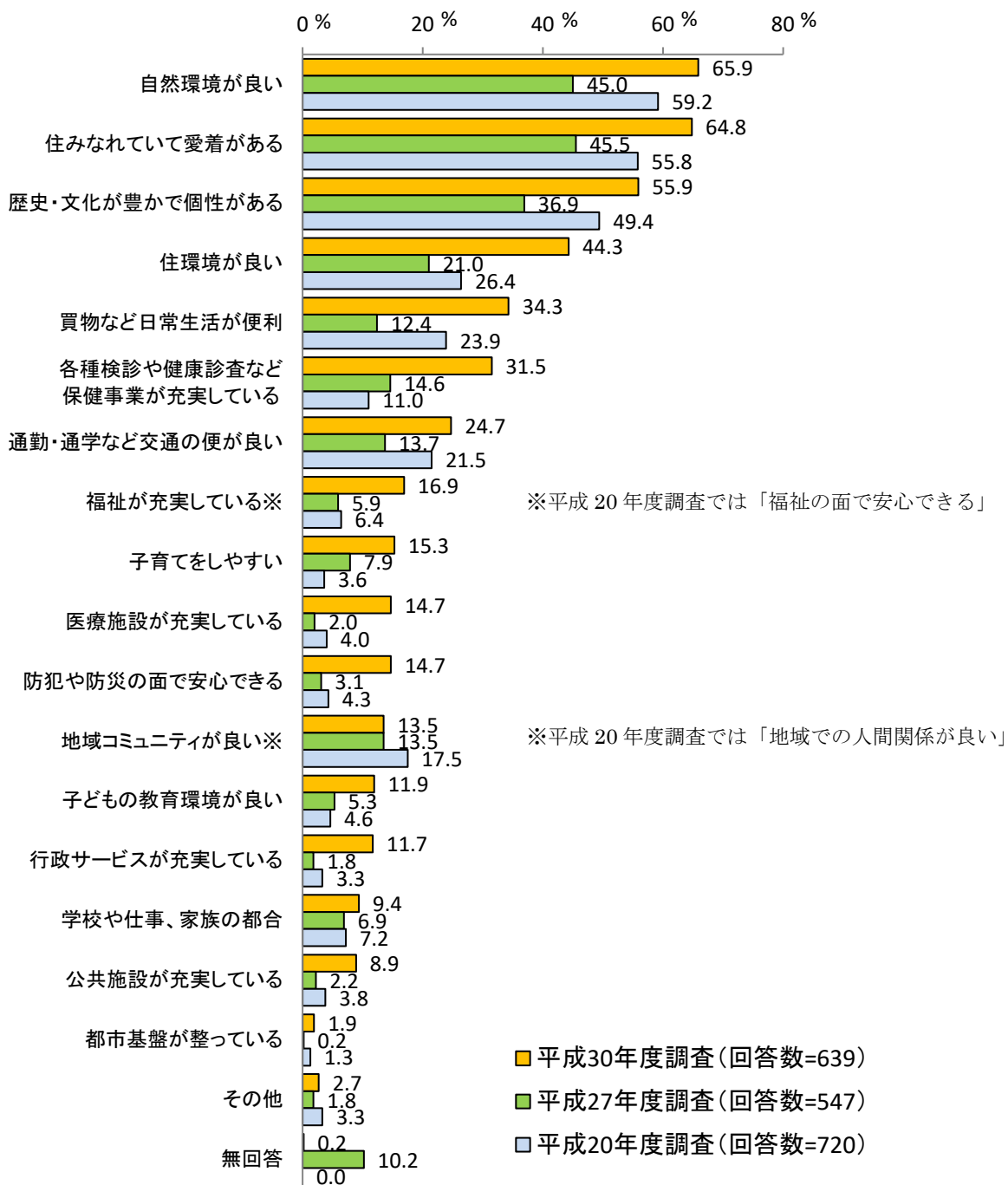
③ 今後も暮らしたい理由

「自然環境が良い」の割合が65.9%と最も高く、次いで「住みなれていて愛着がある」の割合が64.8%、「歴史・文化が豊かで個性がある」の割合が55.9%となっています。

【複数回答】

平成30年度調査では、あてはまるものすべてに○

平成27年度調査、平成20年度調査では、3つまで○



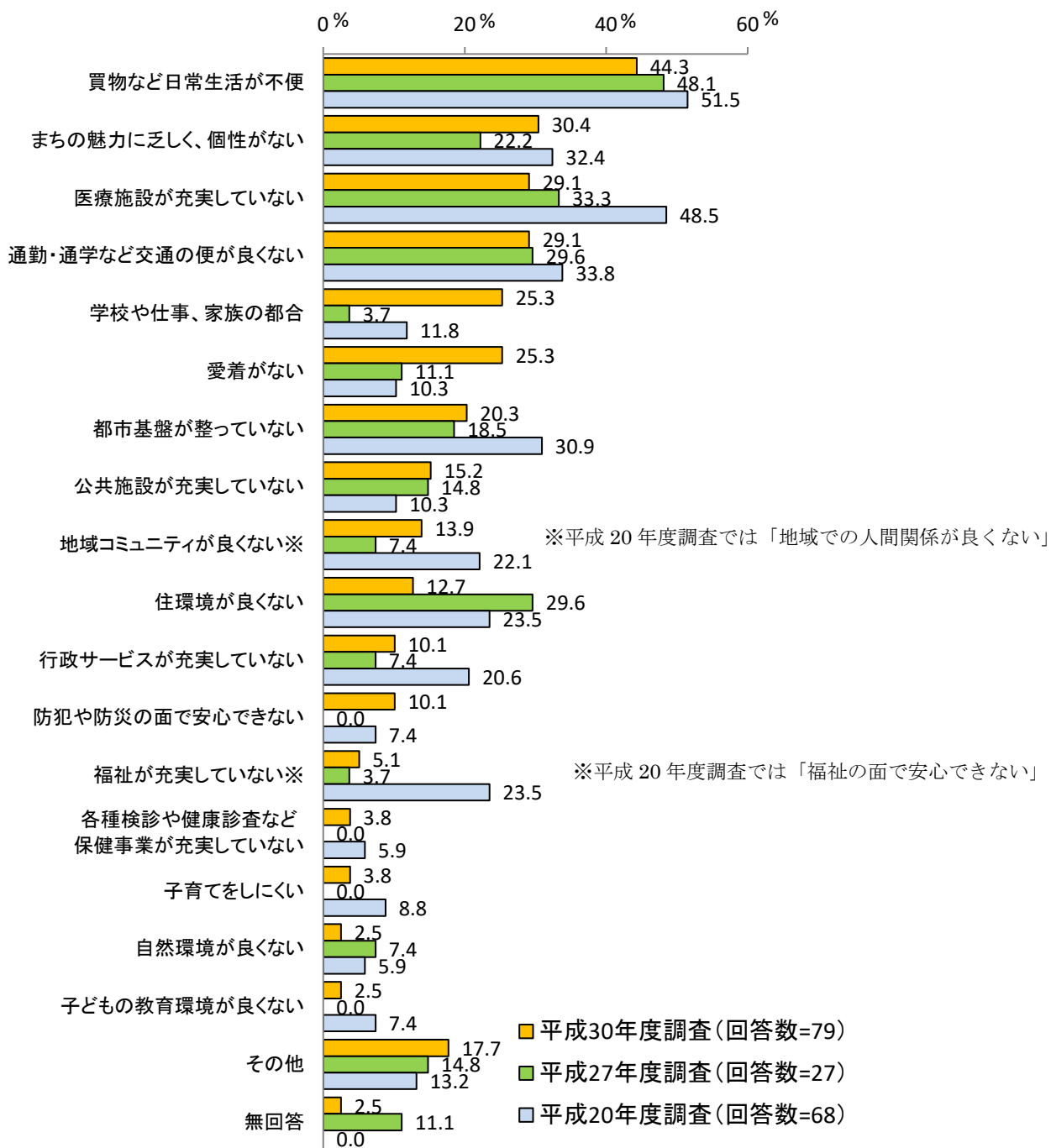
④ 引越す・引越したい理由（平成20年度調査では暮らしたくない理由）

「買物など日常生活が不便」の割合が44.3%と最も高く、次いで「まちの魅力に乏しく、個性がない」の割合が30.4%、「医療施設が充実していない」、「通勤・通学など交通の便が良くない」の割合が29.1%となっています。

【複数回答】

平成30年度調査では、あてはまるものすべてに○

平成27年度調査、平成20年度調査では、3つまで○



3) 日頃の意識や日常生活について

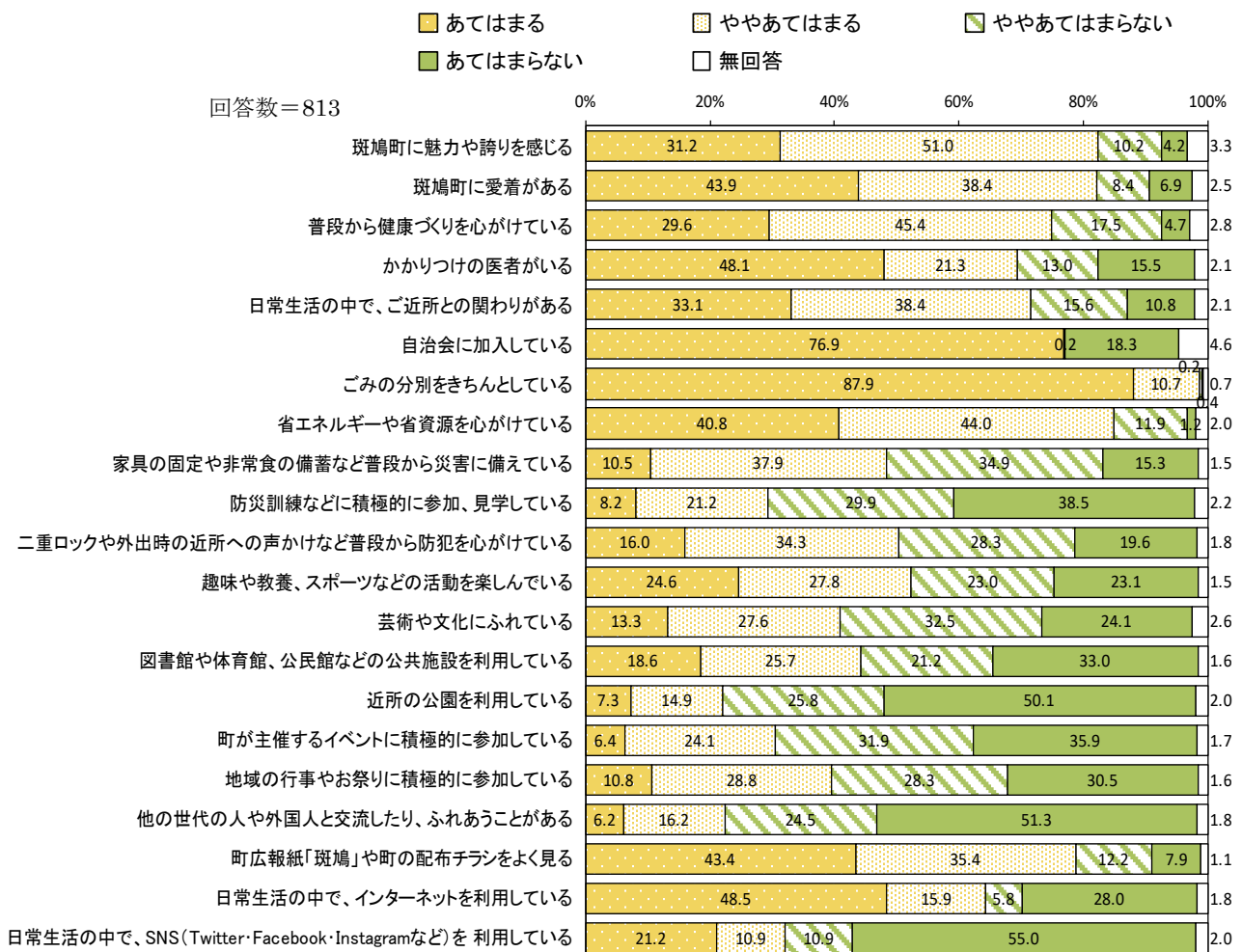
各項目で「あてはまる」、「ややあてはまる」、「ややあてはまらない」、「あてはまらない」の四者択一方式で尋ねたところ、以下のとおりとなっています。

「あてはまる」と「ややあてはまる」をあわせた“あてはまる”の割合が高いもの。

1. 「ごみの分別をきちんとしている」
2. 「省エネルギーや省資源を心がけている」
3. 「斑鳩町に愛着がある」
4. 「斑鳩町に魅力や誇りを感じる」
5. 「町広報紙「斑鳩—いかるが」や町の配布チラシをよく見る」

「あてはまらない」と「ややあてはまらない」をあわせた“あてはまらない”の割合が高いもの。

1. 「近所の公園を利用している」
2. 「他の世代の人や外国人と交流したり、ふれあうことがある」
3. 「防災訓練などに積極的に参加、見学している」
4. 「町が主催するイベントに積極的に参加している」
5. 「日常生活の中で、SNS（twitter・Facebook・Instagramなど）を利用している」



4) 斑鳩町の施策に関する満足度と重要度について

＜ポートフォリオ*による分析＞

斑鳩町の施策に関する各項目の満足度および重要度について、下記の方法により5段階の得点をつけ、平均得点を算出した。この評点を指標として、満足度と重要度の分析を行った。なお、平均得点は、3点に近いほど満足度または重要度が高いことを示し、逆に-3点に近いほど満足度が低い（不満度が高い）、または重要度が低いことを示している。

【満足度・重要度の平均得点の算出方法】

現在の満足度	今後の重要度	得点（評点）
満足	高い	3点
やや満足	やや高い	2点
ふつう	ふつう	1点
やや不満	やや低い	-2点
不満	低い	-3点
無回答	無回答	除 外

■施策に対する満足度と重要度の評価

斑鳩町の施策に対する住民の満足度の平均得点を横軸、重要度の平均得点を縦軸として散布図を作成し、施策の優先度を示している。

満足度と重要度の評価（施策の優先度） トップ10

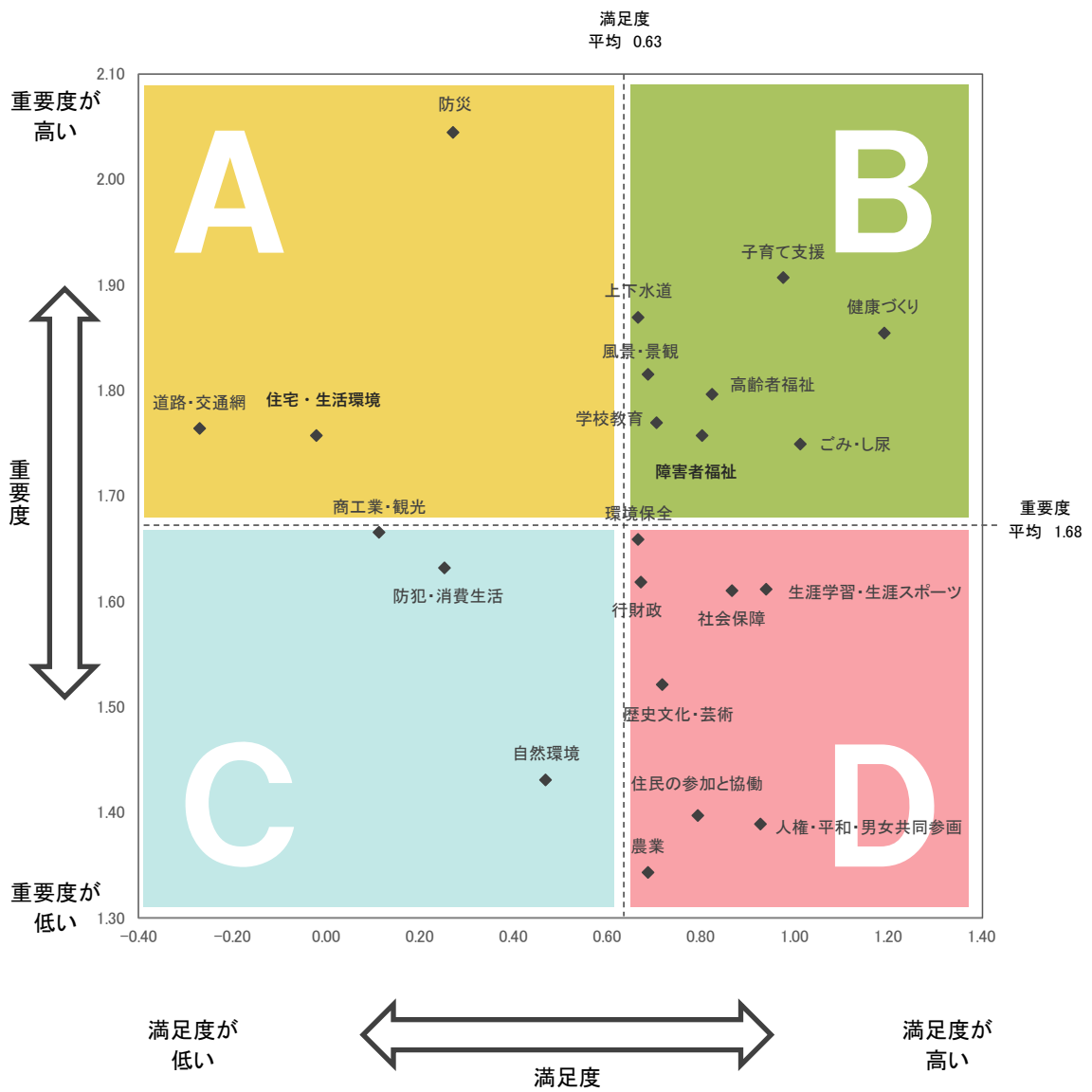
順位	施策項目	優先度※	満足度	重要度
1	道路・交通網	2.03	-0.27	1.76
2	住宅・生活環境	1.78	-0.02	1.76
2	防災	1.78	0.27	2.05
4	商工業・観光	1.56	0.11	1.67
5	防犯・消費生活	1.38	0.25	1.63
6	上下水道	1.20	0.67	1.87
7	風景・景観	1.13	0.69	1.82
8	学校教育	1.06	0.71	1.77
9	環境保全	0.99	0.67	1.66
10	高齢者福祉	0.98	0.82	1.80

※優先度＝重要度の得点から満足度の得点を引いたもの

① 優先度の高い施策

現在、町が取り組んでいる各種施策についての、住民の現在の満足度と今後の重要度についての評価結果をみると、特に問題となる「重要度は高いが満足度が低い」施策については、「道路・交通網」「住宅・生活環境」「防災」「商工業・観光」「防犯・消費生活」が上位となっており、「道路・交通網」施策が最も優先度の高い施策となります。

斑鳩町の施策に関する満足度及び重要度のポートフォリオ *



② 「道路・交通網」施策の満足度及び重要度

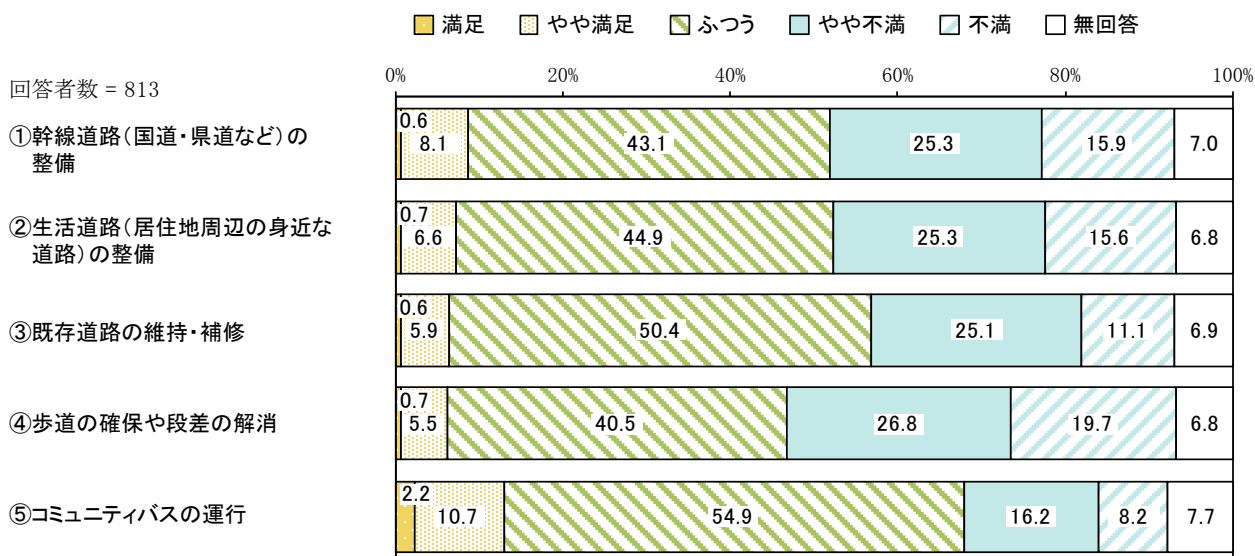
満足度においては、いずれも「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合よりも高くなっています。

重要度においては、⑤コミュニティバスの運行で「高い」と「やや高い」をあわせた“高い”の割合がその他の項目と比べ低くなっています。

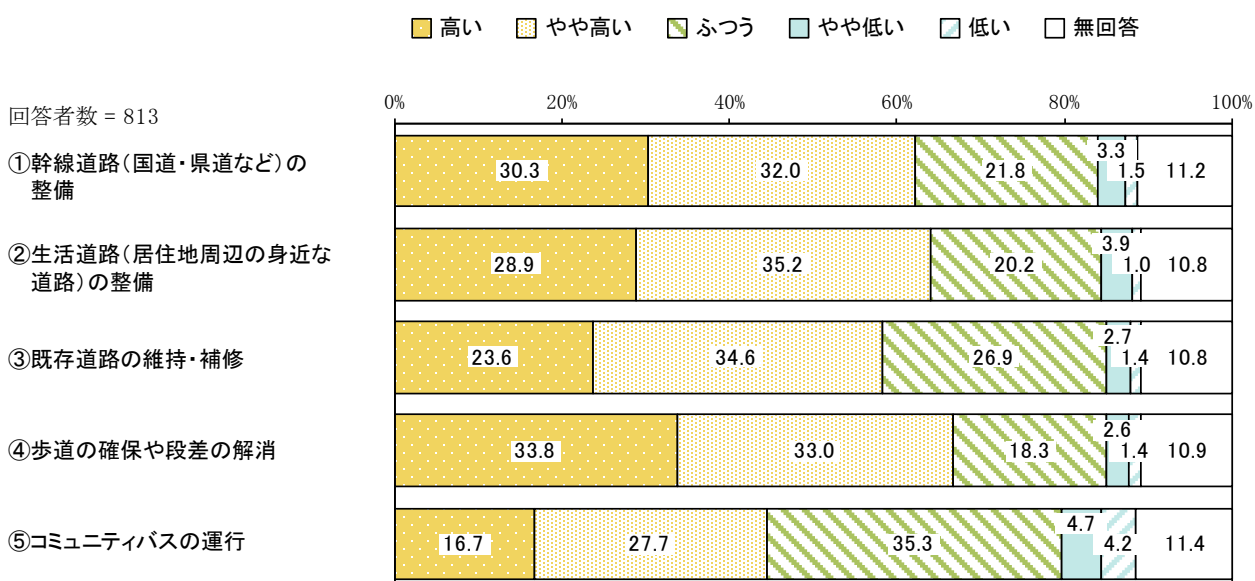
「道路・交通網」施策では、生活道路の整備や歩道・交通安全施設の整備が求められています。

「道路・交通網」施策の満足度及び重要度

<満足度>



<重要度>



③ 「住宅・生活環境」施策の満足度及び重要度

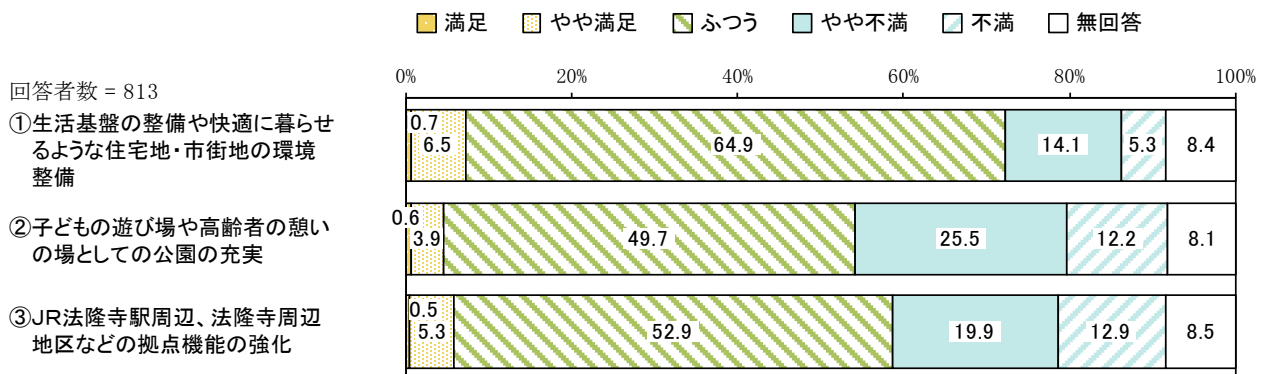
満足度においては、②子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としての公園の充実、③JR法隆寺駅周辺、法隆寺周辺地区などの拠点機能の強化で「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が、①生活基盤の整備や快適に暮らせるような住宅地・市街地の環境整備での“不満”の割合よりも高くなっています。

重要度においては、すべての項目で「高い」と「やや高い」をあわせた“高い”の割合が50%を超えています。

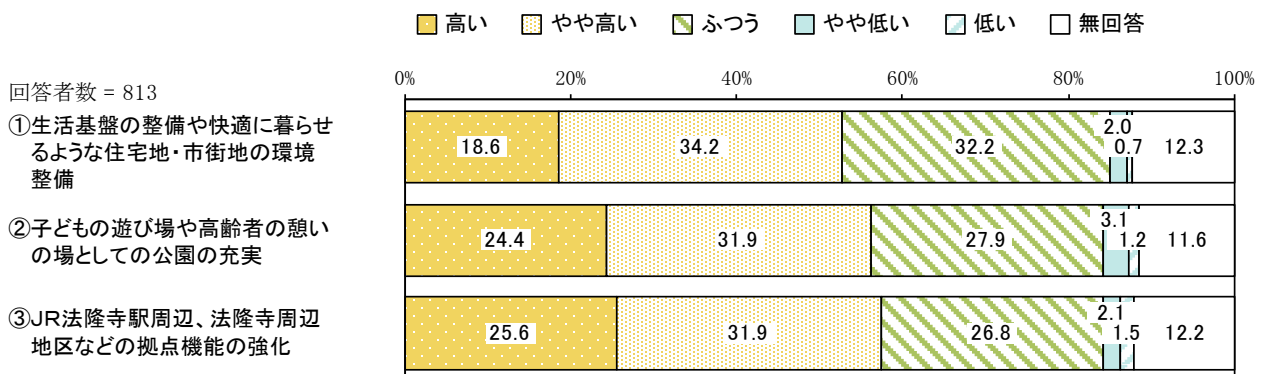
「住宅・生活環境」施策では、公園の充実やJR法隆寺駅周辺、法隆寺周辺地区などの拠点機能の強化が求められています。

「住宅・生活環境」施策の満足度及び重要度

<満足度>



<重要度>



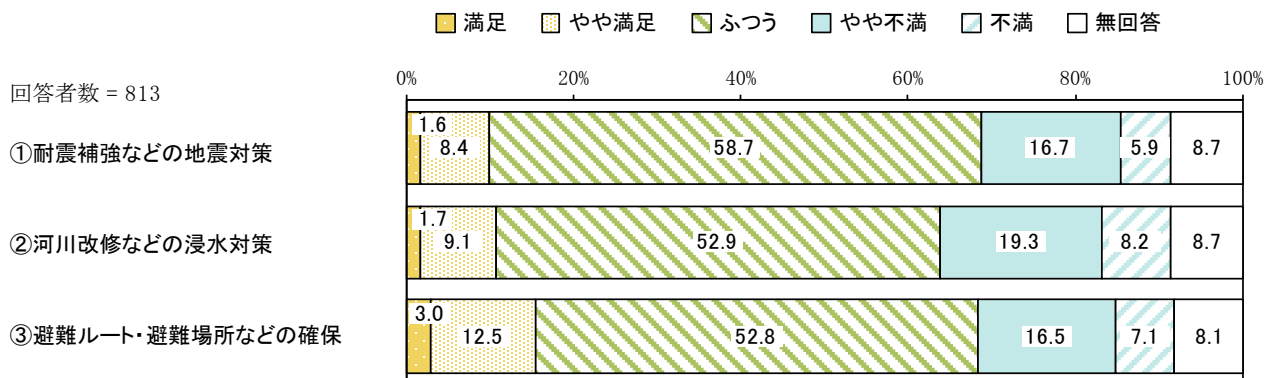
④ 「防災」施策の満足度及び重要度

満足度においては、いずれも「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が、「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合よりも高くなっています。

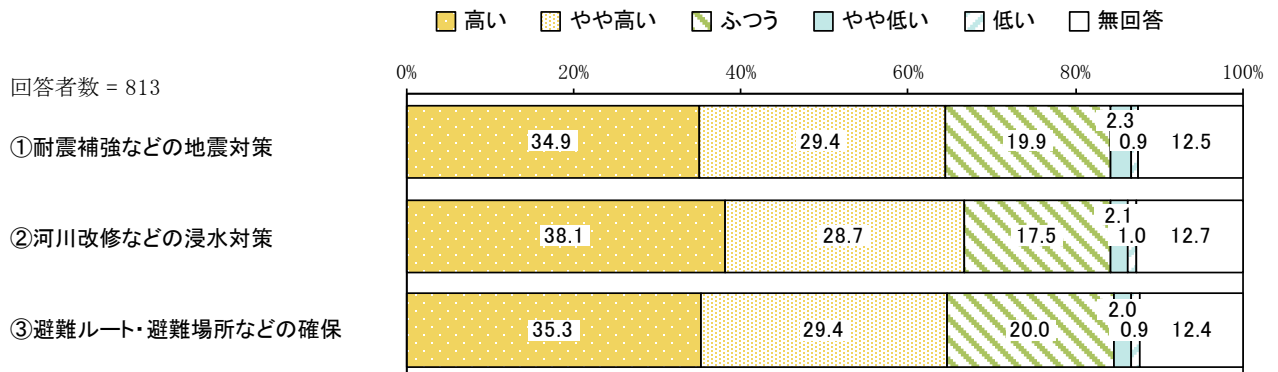
重要度においては、浸水対策、地震対策、避難場所などの確保いずれも「高い」と「やや高い」をあわせた“高い”の割合が60%以上と高くなっており、住民の関心が高いことがうかがえます。

「防災」施策の満足度及び重要度

<満足度>



<重要度>



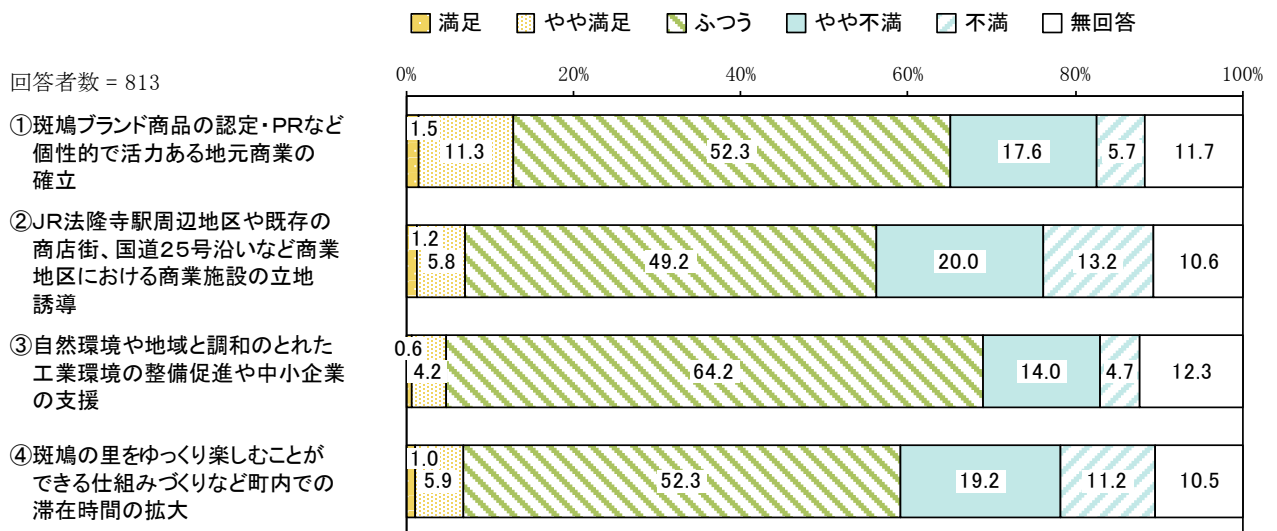
⑤ 「商工業・観光」施策の満足度及び重要度

満足度においては、②JR法隆寺駅周辺地区や既存の商店街、国道25号沿いなど商業地区における商業施設の立地誘導、④斑鳩の里をゆっくり楽しむことができる仕組みづくりなど、町内での滞在時間の拡大で「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が、他の項目よりも高くなっています。

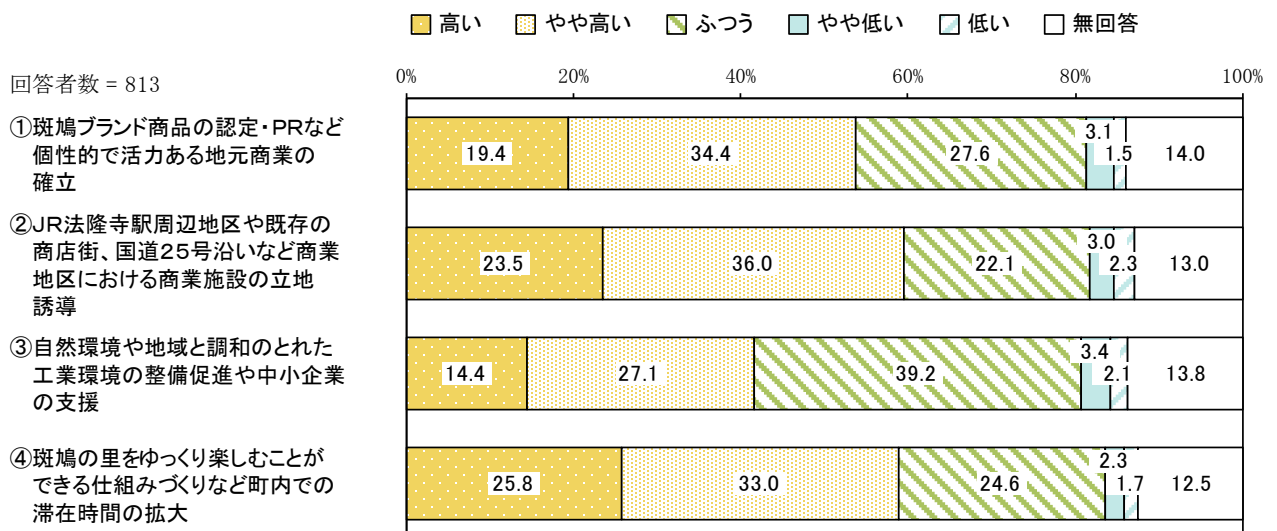
重要度においては、①斑鳩ブランド商品の認定・PRなど個性的で活力ある地元商業の確立、②JR法隆寺駅周辺地区や既存の商店街、国道25号沿いなど商業地区における商業施設の立地誘導、④斑鳩の里をゆっくり楽しむことができる仕組みづくりなど町内での滞在時間の拡大で「高い」と「やや高い」をあわせた“高い”の割合が、③自然環境や地域と調和のとれた工業環境の整備促進や中小企業の支援よりも高くなっています。

「商工業・観光」施策の満足度及び重要度

<満足度>



<重要度>



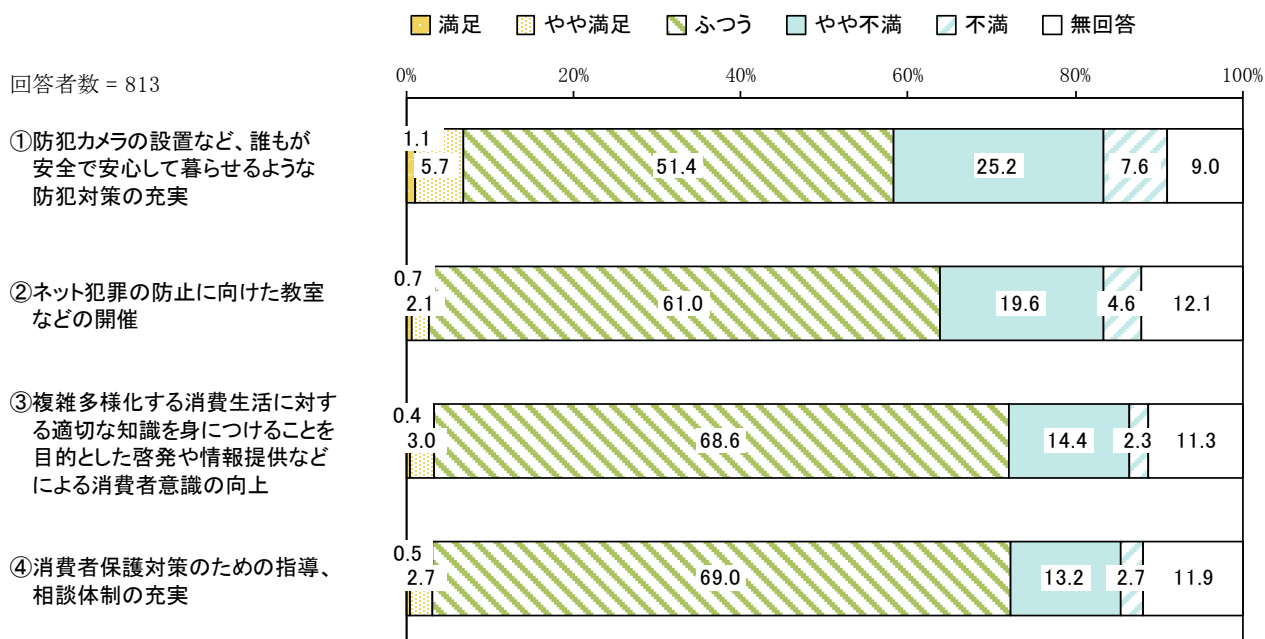
⑥ 「防犯・消費生活」施策の満足度及び重要度

満足度においては、①防犯カメラの設置など、誰もが安全で安心して暮らせるような防犯対策の充実で「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が、他の項目よりも高くなっています。

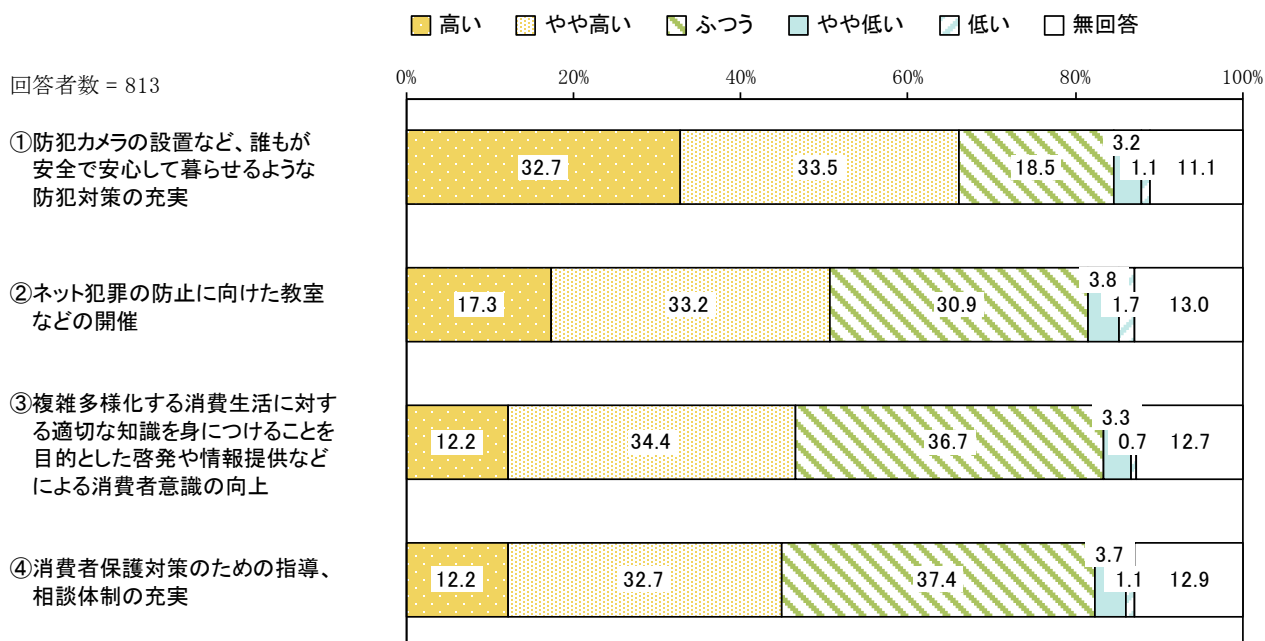
重要度においては、①防犯カメラの設置など、誰もが安全で安心して暮らせるような防犯対策の充実が、他の項目よりも高くなっています。

「防犯・消費生活」施策の満足度及び重要度

<満足度>



<重要度>



⑦ 「上下水道」施策の満足度及び重要度

満足度においては、いずれも「ふつう」の割合が最も高くなっています。②都市下水路*の更新・改修や③公共下水道整備の推進は、「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”よりも「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が高くなっています。

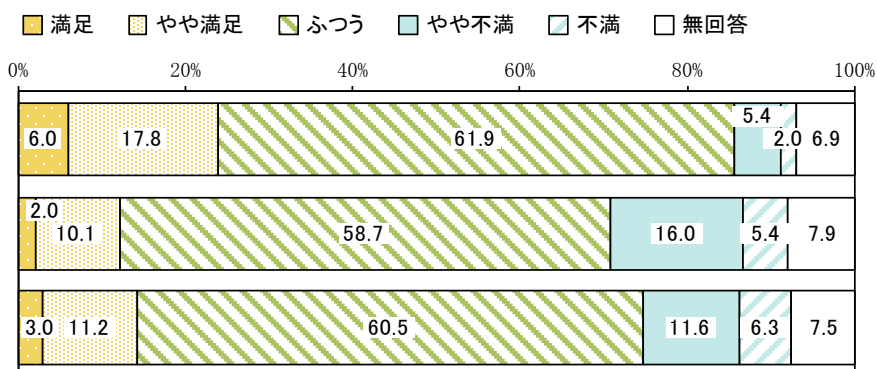
重要度においては、いずれも「高い」と「やや高い」をあわせた“高い”の割合が高くなっています。

「上下水道」施策の満足度及び重要度

<満足度>

回答者数 = 813

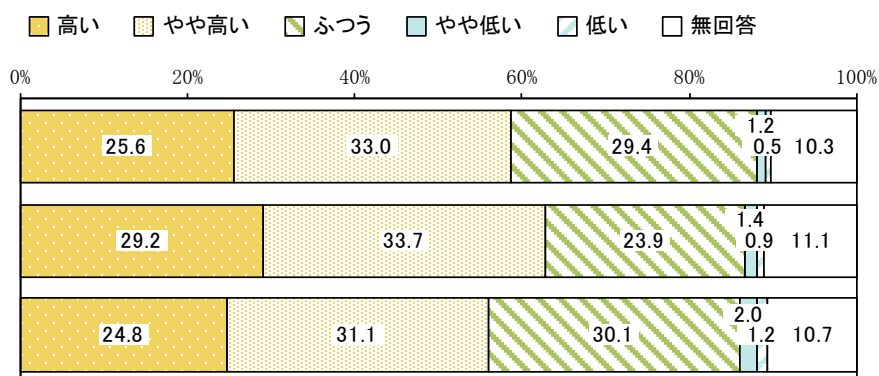
- ①良質な水の安定供給のための水源確保と水道施設の整備や更新
- ②市街地や住宅地の都市下水路の更新・改修や集中豪雨に対する浸水対策の推進
- ③計画的かつ効率的な公共下水道整備の推進



<重要度>

回答者数 = 813

- ①良質な水の安定供給のための水源確保と水道施設の整備や更新
- ②市街地や住宅地の都市下水路の更新・改修や集中豪雨に対する浸水対策の推進
- ③計画的かつ効率的な公共下水道整備の推進

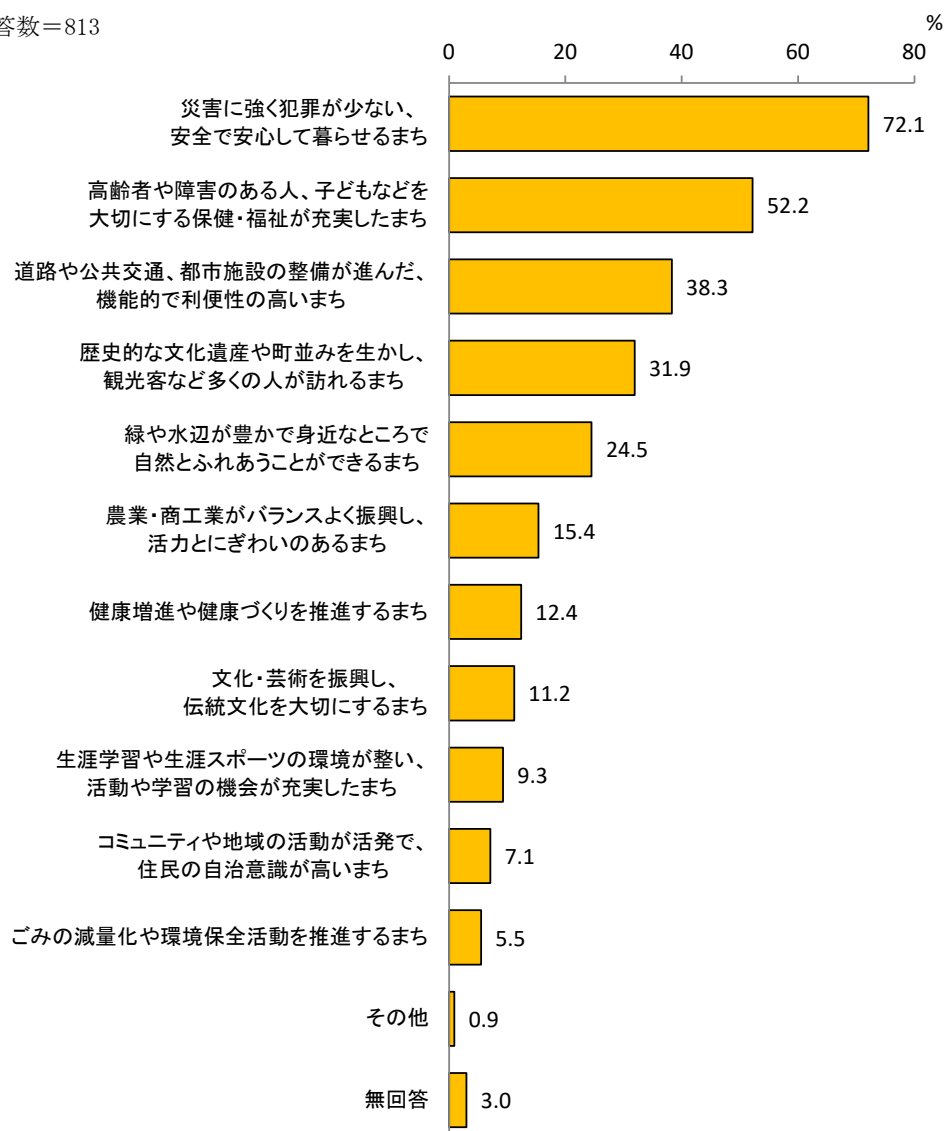


5) 斑鳩町の将来像について

将来の斑鳩町がどのような「まち」であってほしいと思うか尋ねたところ、「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」の割合が72.1%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人、子どもなどを大切にする保健・福祉が充実したまち」の割合が52.2%、「道路や公共交通、都市施設の整備が進んだ、機能的で利便性の高いまち」の割合が38.3%となっています。

【複数回答】

回答数=813



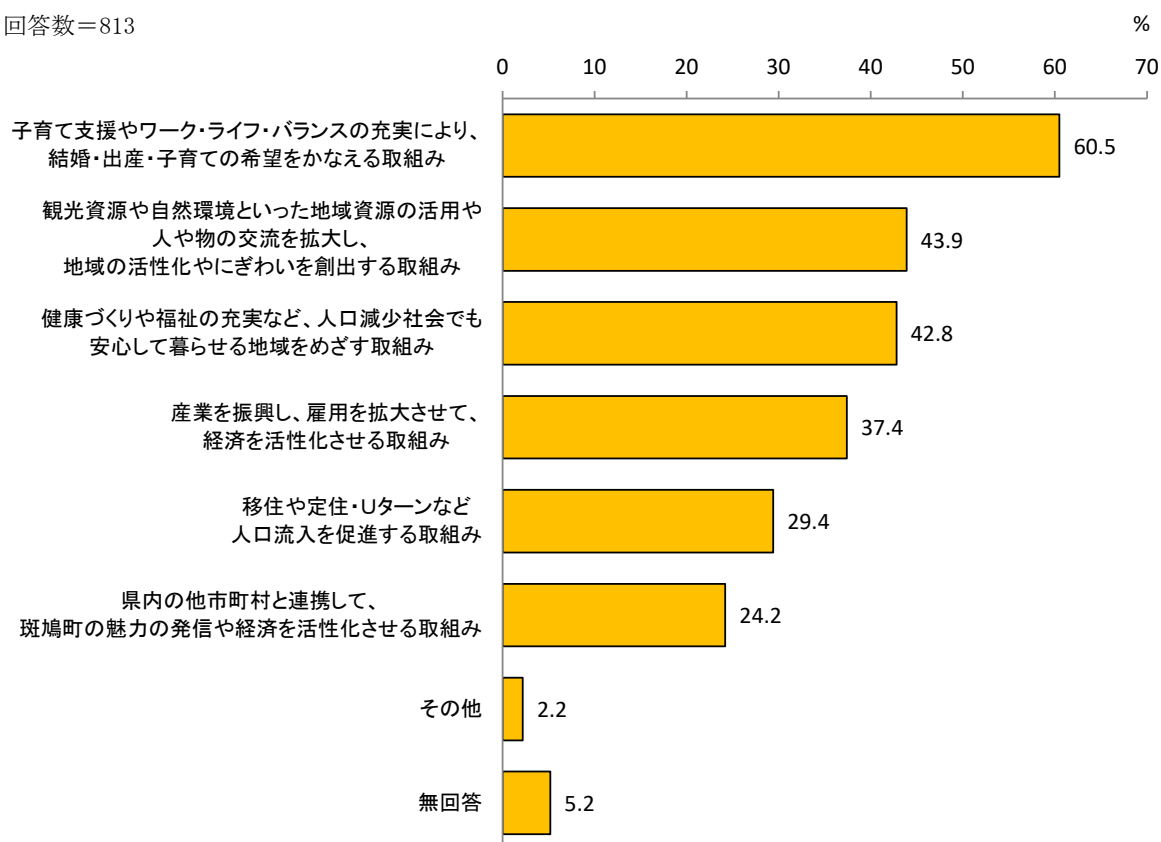
6) 地方創生の取組みについて

① 人口減少

人口減少を克服し活力ある社会をめざして、どのようなことに特に力を入れるべきか尋ねたところ、「子育て支援やワーク・ライフ・バランスの充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組み」の割合が60.5%と最も高く、次いで「観光資源や自然環境といった地域資源の活用や人や物の交流を拡大し、地域の活性化やにぎわいを創出する取組み」の割合が43.9%、「健康づくりや福祉の充実など、人口減少社会でも安心して暮らせる地域をめざす取組み」の割合が42.8%となっています。

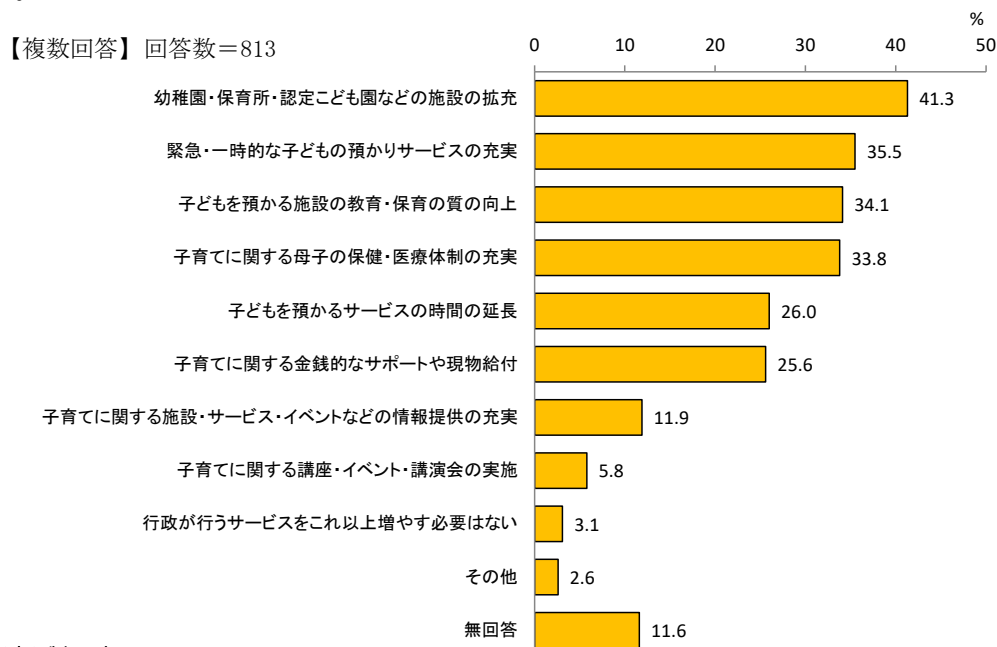
【複数回答】

回答数=813



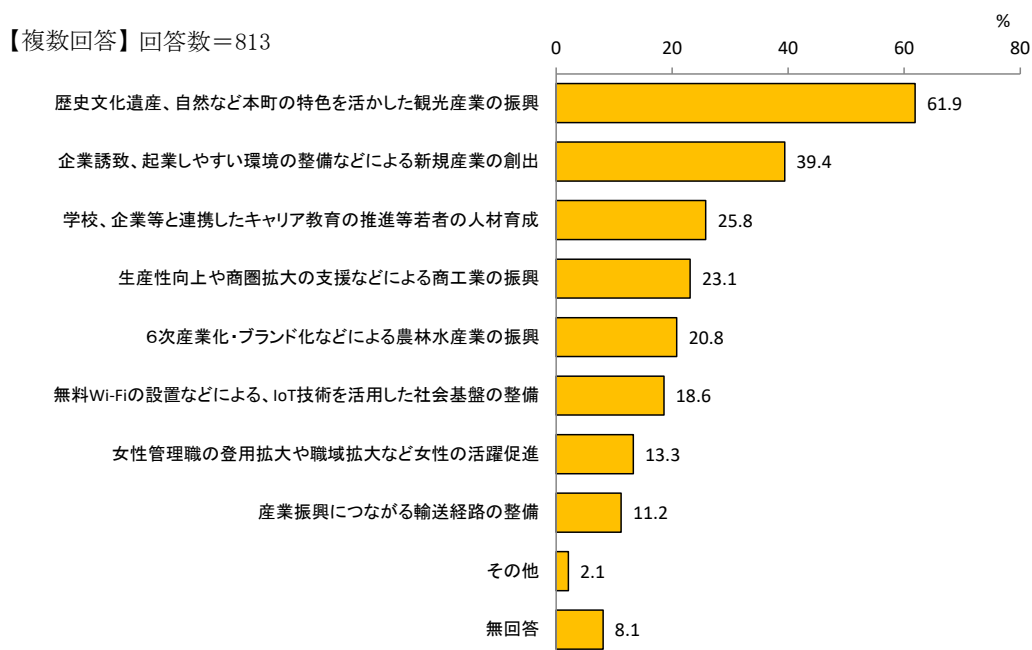
② 出産・育児

出産・育児に関するサービスとして、どのようなことに力を入れるべきか尋ねたところ、「幼稚園・保育所・認定こども園などの施設の拡充」の割合が41.3%と最も高くなっています。



③ 地域経済

地域経済の活性化をはかるために、どのようなことに力を入れるべきか尋ねたところ、「歴史文化遺産、自然など本町の特色を活かした観光産業の振興」の割合が61.9%と最も高く、次いで「企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出」の割合が39.4%、「学校、企業等と連携したキャリア教育の推進など若者の人材育成」の割合が25.8%となっています。



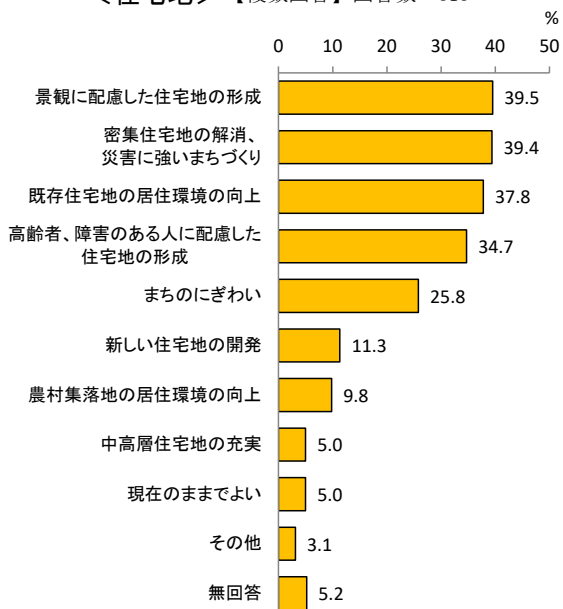
7) 都市計画等について

①都市計画の今後の取組み

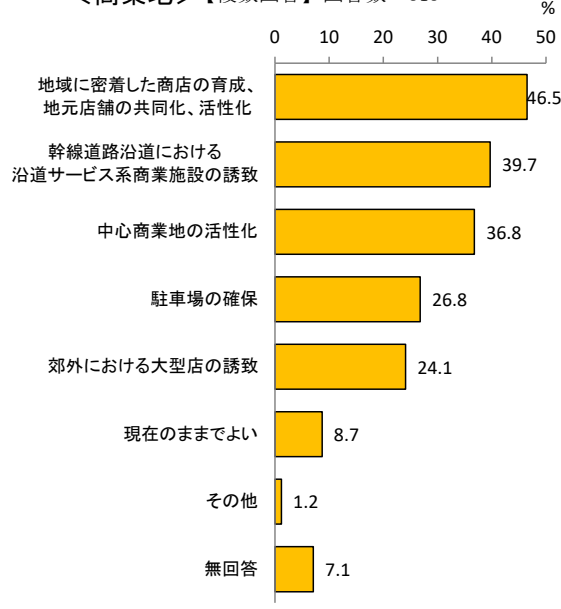
都市計画等の今後の取組みについて、いずれの項目でも「現在のままでよい」とする回答は少なく、まちづくりにおいて何らかの改善が求められています。特に、道路・交通における「生活道路の整備」「歩道や交通安全施設（照明、ミラーなど）の整備」、公園・緑地*等における「公園や子どもの遊び場の整備」、幹線道路沿道の土地利用における「商業系施設などの誘致」において割合が高くなっており、身近な生活における歩行環境の充実や公園、商業系施設の整備など、生活の安全や利便性の向上につながる取り組みが求められています。

斑鳩町のまちづくりの各分野において重要だと思うこと

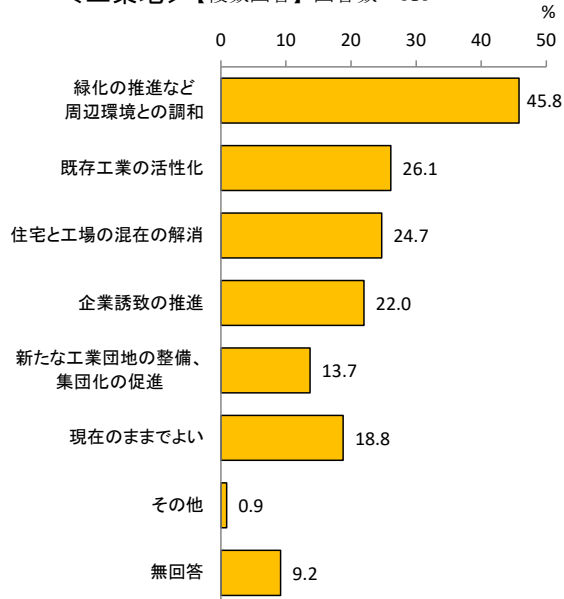
<住宅地>【複数回答】回答数=813



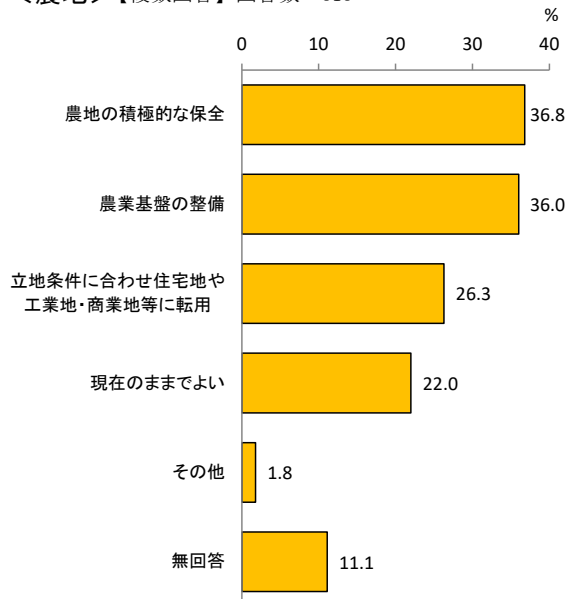
<商業地>【複数回答】回答数=813



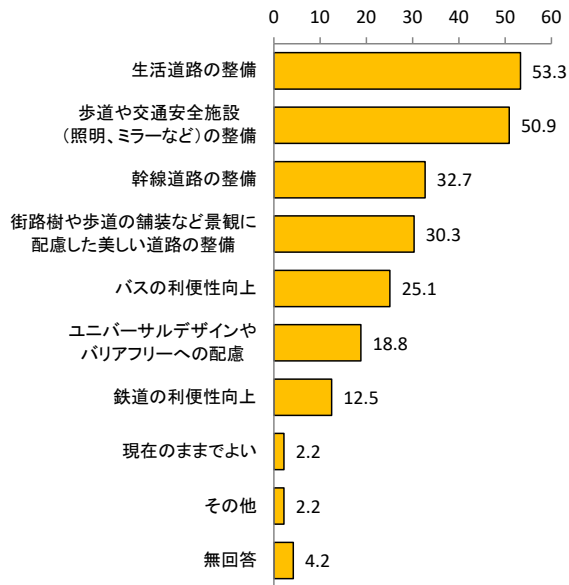
<工業地>【複数回答】回答数=813



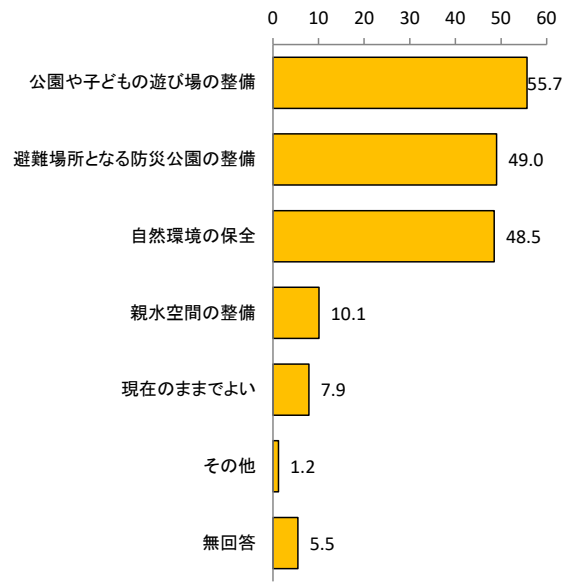
<農地>【複数回答】回答数=813



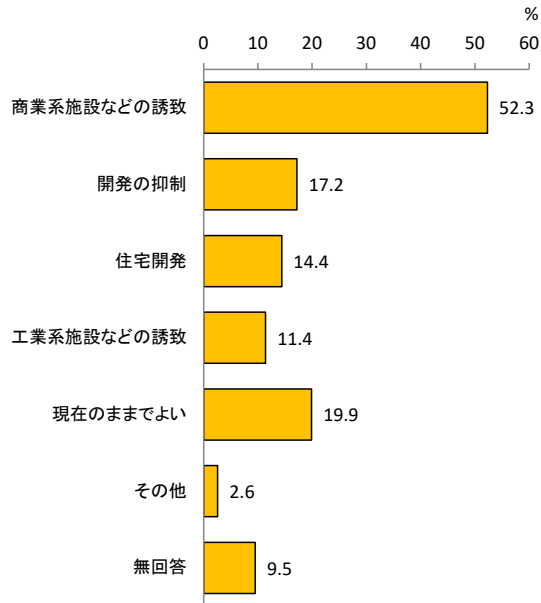
＜道路・交通＞【複数回答】回答数=813 %



＜公園・緑地*等＞【複数回答】回答数=813%



＜幹線道路沿道の土地利用＞【複数回答】回答数=813

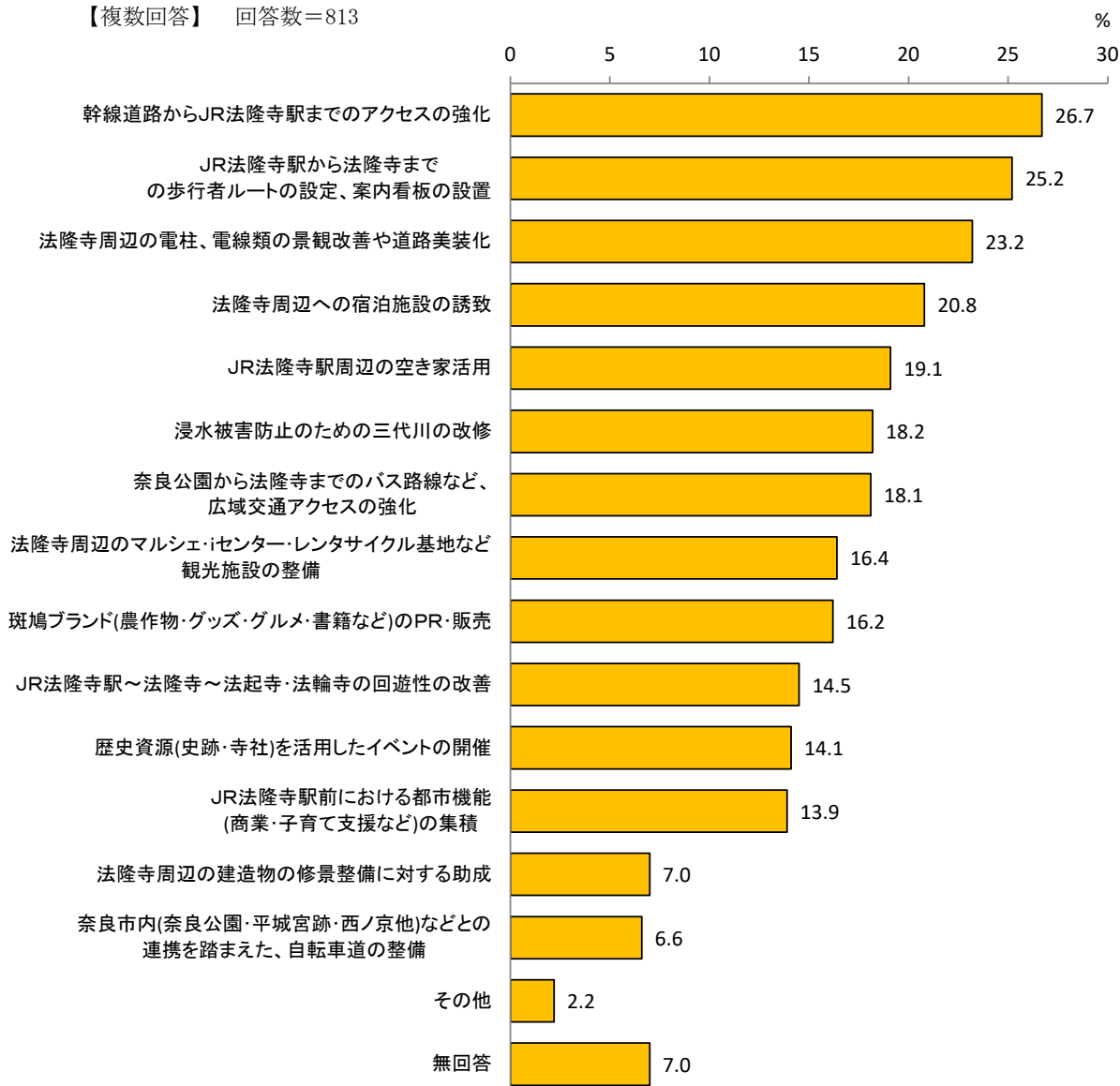


② 法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくり

法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりについては、「幹線道路からJR法隆寺駅までのアクセスの強化」や「JR法隆寺駅から法隆寺までの歩行者ルートの設定、案内看板の設置」などの割合が高く、交通アクセスの強化や歩行環境の充実が求められています。

法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりにおいて力を入れるべきこと

【複数回答】 回答数=813



(3) 調査結果の総括

1) 斑鳩町の暮らしやすさの評価は高く、定住意向も強い

町への住みやすさの評価は、「住みよい」と「どちらかという住みよい」をあわせた“住みよい”の割合が84.0%と、平成20年度調査や平成27年度調査より改善し、大半の住民が“住みよい”と評価しています。

また、「これからも斑鳩町に住み続けたい」の割合が78.6%と、平成20年度調査や平成27年度調査より増加しており、定住意向が高まっていることがうかがえます。

住民の多くは、斑鳩町は住みやすく今後もこの町に住み続けたいという考えを持っており、平成20年度調査や平成27年度調査よりさらに高まっています。

一方で、今後の居住意向について約1割の方は「引越す予定がある」「引越したい」と回答しており、引越す・引越したい理由は買物など日常生活が不便であるという回答が多く、より定住性を高めるためには、生活の利便性を向上させていくことが課題となります。

2) 日頃の意識や日常生活については、災害に関する取組みなどにおいて見直しも必要

生活全般をとおしてみると、「防災訓練などへの参加」、「近所の公園の利用」、「他の世代や外国人との交流やふれあい」といったものは、住民の利用・取組みが低く、生活の中で十分に機能していない面が見られます。

特に、「防災訓練などへの参加」など防災関係の項目での参加や備えの状況が低いことから、参加しやすいあり方を検討するなど、防災意識の高まりが具体的な行動につながるよう支援していくことが必要です。

また、「近所の公園の利用」、「他の世代や外国人との交流やふれあい」といった項目については、本町において既存の施設やすでに実施している事業があるものの、アンケート結果としては利用・取組みが低いことから、住民目線からの利用のしやすさや、公的支援のあり方などの見直しの検討が必要になります。

3) 斑鳩町の取組みについては、「道路・交通網」施策が最も優先度の高い施策

現在町が取り組んでいる各種施策についての、住民の現在の満足度の評価結果について、満足度が高いのは、「健康づくり」「ごみ・し尿」「子育て支援」「生涯学習・生涯スポーツ」「人権・平和・男女共同参画」等にかかわる項目となっています。

一方、満足度が低いのは、「道路・交通網」「住宅・生活環境」「商工業・観光」「防犯・消費生活」「防災」等にかかわる項目となっています。

特に問題となる「重要度は高いが満足度が低い」施策については、「道路・交通網」「住宅・生活環境」「防災」「商工業・観光」「防犯・消費生活」が上位となっており、「道路・交通網」施策が最も優先度の高い施策となります。

「道路・交通網」施策では、生活道路の整備や歩道・交通安全施設の整備が求められています。

「住宅・生活環境」施策では、公園の充実や JR 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺地区などの拠点機能の強化が求められています。

「防災」では浸水対策や地震対策、避難場所などの確保、「商工業・観光」では商業地区における商業施設の立地誘導や町内での滞在時間の拡大、「防犯・消費生活」では防犯対策の充実が求められています。

4) 町の将来像については、犯罪や災害などに対する安全・安心の強化とともに、保健・福祉の充実が求められている

住民が望む町の将来像は、「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」が最も高く、次いで「高齢者や障害のある人、子どもなどを大切にする保健・福祉が充実したまち」「道路や公共交通、都市施設の整備が進んだ、機能的で利便性の高いまち」となっています。防災面では、特に河川改修などの浸水対策が求められています。

平成 27 年度調査より「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」「高齢者や障害のある人、子どもなどを大切にする保健・福祉が充実したまち」を望む声が高くなっており、防犯・防災面と福祉の面で安全・安心に暮らせるまちが一層求められています。

5) 人口減少の克服に向けた取組みとして、子育て世代への支援、特に子どもを預ける場の充実が求められている

人口減少の克服に向けて力を入れるべきことについては「子育て支援やワーク・ライフ・バランスの充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組み」の項目が最も高く、子育て世代への支援が重要であると考えていることがうかがえます。

また、出産・育児に関するサービスで力を入れるべきことでは、「幼稚園・保育所・認定こども園などの施設の拡充」「緊急・一時的な子どもの預かりサービスの充実」「子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上」などの割合が高く、全国的に共働き世帯が増えている中、子どもを預ける場の質・量両面からの充実が求められています。

地域経済の活性化のため力を入れるべきことでは、「歴史文化遺産、自然など本町の特色を活かした観光産業の振興」が他の項目に比べ突出して高く、町の特色である歴史文化遺産を活かした観光産業を更に振興していくことが求められています。

6) まちづくりにおいて歩行環境の充実や公園、商業系施設の整備など生活の安全や利便性の向上につながる取組みが求められている

都市計画等の今後の取組みについて、いずれの項目でも「現在のままでよい」とする回答は少なく、まちづくりにおいて何らかの改善が求められています。特に、道路・交通における「生活道路の整備」「歩道や交通安全施設（照明、ミラーなど）の整備」、公園・緑地*等における「公園や子どもの遊び場の整備」、幹線道路沿道の土地利用における「商業系施設などの誘致」において割合が高くなっており、生活の安全や利便性の向上につながる取組みが求められています。

法隆寺周辺やJR法隆寺駅周辺地区のまちづくりについては、「幹線道路からJR法隆寺駅までのアクセスの強化」や「JR法隆寺駅から法隆寺までの歩行者ルートの設定、案内看板の設置」などの割合が高く、交通アクセスの強化や歩行環境の充実が求められています。

3. 都市づくりの課題

斑鳩町の現状や住民意向調査結果、関連計画の動向などをふまえ、今後の斑鳩町の都市づくりの課題を次のとおり抽出します。

(1) 利便性、安全性、快適性の高い身近な生活環境の整備

- 幹線道路沿道の土地利用においては、商業系施設などの誘致を求める声が多く、生活の利便性の向上につながる取り組みが求められています。
- 大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、防災対策は住民からも特に重要度の高い取り組みと認識されており、建築物の耐震性の向上や浸水対策、河川改修の促進など都市の防災性の向上が求められています。
- 町が取り組んでいる各種施策のうち、子育て支援の重要度が高く、子育てがしやすく、子育て世代が働きやすいまちづくりが重要となります。
- 公共下水道の未供用区域が残っており、快適なくらしの実現にむけ、引き続き下水道事業を推進していくことが必要です。

(2) 高齢者、障害者等に配慮した移動環境の整備

- 幹線道路や生活道路の整備、歩道の確保などの安全対策が求められているとともに、段差の解消などバリアフリーによる歩行環境の整備が求められています。
- 車依存の進行と高齢者が運転を継続せざるを得ない環境等が課題となるなか、今後高齢者が更に増加していくことから、コミュニティバス等の移動手段の確保が求められています。

(3) 観光の魅力の向上と地域資源の活用

- 法隆寺周辺は、町を代表する歴史的・文化的遺産が集積している地域であり、今後も、電柱類の景観改善や道路の美装化など、歴史的な景観保全が求められています。
- JR 法隆寺駅周辺は、住民だけでなく、多くの観光客が訪れる町の玄関口としての機能の充実や幹線道路からの交通アクセスの強化、景観の形成が求められています。
- 法隆寺周辺と JR 法隆寺駅周辺を結ぶルートにおいて、来訪者が往来しやすい交通アクセスの強化や歩行環境の充実が求められています。
- 本町に点在する、歴史、自然、文化や生活面における様々な資源を結びつけ、活用していくためにこれらの資源を利用した拠点の整備や周遊観光ルートづくりなどのネットワーク化を充実することが求められています。

(4) 都市機能の充実と景観の保全と活用

- 山林、農地、市街地のバランスのとれた現状の土地利用を維持するため、引き続き山林、農地を保全していくことが求められています。
- 耕作放棄地は引き続き増加傾向にあることから、農地空間の活用や農業施設の整備、担い手の育成などを通じて農地を維持するとともに、田園景観の保全に取り組んでいくことが求められています。
- 時代の潮流として、人口減少社会に対応するコンパクトなまちづくりや空き家対策、既存ストック*の活用等が求められています。
- ポストコロナ*時代を見据えて、感染症に強い社会環境の整備や二地域居住*の促進など「新しい生活様式*」に対応した都市環境との調和が求められています。
- 市街地においては、計画的な市街地整備と都市機能の充実が求められています。

都市づくりの課題

1. 利便性、安全性、快適性の高い身近な生活環境の整備

- 商業系施設などの誘導による利便性の向上
- 建築物の耐震性の向上や河川改修などの浸水対策による都市の防災性の向上
- 子育てがしやすく、働きやすいまちづくり
- 公共下水道の整備

2. 高齢者、障害者等に配慮した移動環境の整備

- 生活道路の整備や歩道設置など安全対策の推進
- バリアフリーによる歩行環境の整備
- 公共交通の確保と充実

3. 観光の魅力の向上と地域資源の活用

- 法隆寺周辺の歴史的な景観保全
- JR法隆寺駅周辺の機能の充実
- JR法隆寺駅周辺、法隆寺周辺の交通アクセスの強化、歩行環境の充実
- 点在する様々な資源を利用した拠点整備とネットワーク化

4. 都市機能の充実と景観の保全と活用

- バランスのとれた土地利用の維持
- 田園景観の保全
- 農地空間の活用や農業施設の整備など農地の維持
- コンパクトなまちづくり、空き家対策、既存ストック*の活用
- 新しい生活様式に対応した都市環境との調和
- 計画的な市街地整備と都市機能の充実

第2章

都市づくりの目標

第2章 都市づくりの目標

1. 都市の将来像

第5次斑鳩町総合計画では、「安全・安心、快適にらせるまち」「子どもから高齢者まで笑顔が輝くまち」「歴史文化資源を生かし、活力とにぎわいのあるまち」をまちづくりの基本的考え方とし、まちの将来像として、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』を掲げています。

これは、先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像とするものであり、そのためには、「人」、「歴史文化」、「自然」といった「私たちの斑鳩」だけが持つ魅力、財産を生かし、横断的かつ戦略的な施策展開をはかることで、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」、「訪れたいまち」の実現をめざすものです。

これを受け、本計画で定める都市の将来像は、第5次斑鳩町総合計画で掲げるとおり、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』とします。

都市の将来像

『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』

2. 都市づくりの目標

都市の将来像の実現にむけ、本町が持つ豊かな歴史的・文化的資源や自然環境、良好な景観を生かし、次の3つを都市づくりの目標として掲げます。

これらの目標を実現するため、住民、事業者、行政が互いに協働してまちづくりをすすめることにより、子どもから高齢者まで安全・安心、快適に暮らせ、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

(1) 自然と共に生きる安全・安心で環境にやさしいまち

矢田丘陵や三室山の緑、竜田川、富雄川や大和川、ため池の水辺など、斑鳩町においては身近に豊かな自然と触れ合うことができます。こうした豊かな自然を住民、事業者、行政がともに守り育てる取組みをすすめるとともに、自助・共助・公助の連携、ハード・ソフト両面における防災・減災対策、感染症対策に取組み、安全・安心なまちづくりをすすめます。また、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」に基づき、総合的・計画的にごみの減量化・資源化対策をはかり、ごみゼロのまちづくりをすすめます。

(2) 斑鳩らしい景観とコンパクトで質の高い都市機能を備えたまち

矢田丘陵の山並みを背景に、田園風景の中に社寺や古墳が点在し、歴史的町並みや古くからの集落が一体となって形成された「斑鳩の里」と称される独自の景観を保全します。また、快適な生活基盤の整備をすすめるとともに、多様で魅力ある拠点における都市機能の集積とそれらをつなぐネットワークの強化によって利便性や移動環境の充実に取り組むなど、子どもから高齢者まで誰もが住みよい都市機能の充実をはかります。

(3) 悠久の歴史と文化を守り、魅力に満ちた活力あるまち

長い年月の積み重ねにより育まれてきた豊かな歴史と文化がくらしの中に多様に存在する本町の独自性を生かし、斑鳩町に住むことを誇りに思えるような魅力あるまちを創り出します。また、従来の社寺を中心とした観光に加えて、斑鳩町を訪れる人々が、歴史的魅力にふれることができるよう、まちあるき観光を充実させるとともに観光資源のネットワーク化をすすめ、人が集まり活気があふれるまちづくりをすすめます。

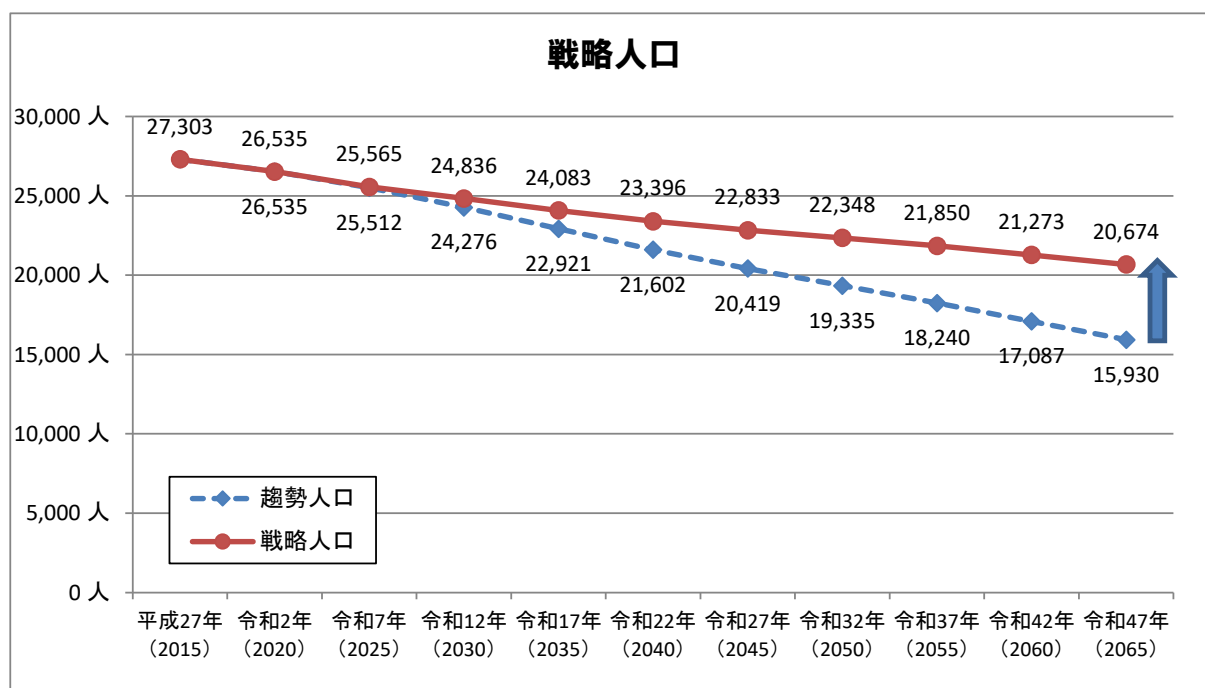
3. 将来展望人口

将来展望人口は、今後の都市づくりの目標の前提となる重要なフレーム（枠組み）です。斑鳩町の人口は減少傾向にあり、全国と同様に少子高齢化がすすんでいます。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30（2018）年3月に公表した推計では、令和47（2065）年における本町の人口は約16,000人になることが予測されています。

第5次斑鳩町総合計画及び第2期斑鳩町人口ビジョンでは、本町の持続的・安定的な町政運営の観点やにぎわいと魅力のあるまちづくりをすすめていく観点などから、今後は、少子化対策や転入・定住の促進等の取組みにより、人口減少の抑制をはかるものとして、令和47（2065）年において20,700人程度の人口規模を目指す戦略人口（本計画の目標年次である令和12（2030）年には24,800人程度）を設定しています。

こうしたことから、本計画の目標年次である令和12（2030）年度における本町の将来人口は、第5次斑鳩町総合計画と同じく、24,800人と想定します。



資料：第2期斑鳩町人口ビジョン

(単位：人)

	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	令和27年(2045)	令和32年(2050)	令和37年(2055)	令和42年(2060)	令和47年(2065)
趨勢人口	27,303	26,535	25,512	24,276	22,921	21,602	20,419	19,335	18,240	17,087	15,930
戦略人口	27,303	26,535	25,565	24,836	24,083	23,396	22,833	22,348	21,850	21,273	20,674
戦略効果(戦略人口-趨勢人口)		0	53	561	1,163	1,794	2,414	3,013	3,610	4,185	4,744

4. 都市構造

都市構造とは、現状の土地利用や交通体系をふまえて、将来の望ましい都市機能の配置を空間的、概念的に示すものです。

本計画においては、都市づくりの目標の実現にむけ、次のように「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」を設定し、都市構造の充実をめざします。

(1) 多様で魅力ある拠点

都市づくりをすすめるうえで、歴史・自然、生活・文化などの面から重要な機能を担う地区や施設を、多様で魅力ある拠点として定めます。

多様で魅力ある拠点のうち、世界遺産に登録されている法隆寺を中心に歴史的・文化的資源が集積している「法隆寺周辺地区」および斑鳩の里の玄関口として多くの人が行き交い、まちの顔とも言える「JR 法隆寺駅周辺地区」を、主要拠点として定めます。

また、このほかの多様で魅力ある拠点は、「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」に区分し定めます。

◆主要拠点

主要拠点については、既存施設を中心に、地区の特性を生かした都市機能の充実や環境整備をすすめ、魅力ある市街地環境の形成をはかります。

名 称	拠点に含まれる要素	主な都市機能
①法隆寺周辺地区	法隆寺とその裏山、中宮寺 西里、東里の町並み 法隆寺門前周辺の店舗 法隆寺 i センター 法隆寺観光自動車駐車場 レンタサイクル、史跡藤ノ木古墳 斑鳩文化財センター	歴史・文化拠点 観光拠点、交流拠点 生活拠点
②JR 法隆寺駅周辺地区	JR 法隆寺駅、駅前広場、バス停 タクシー乗降場、レンタサイクル 法隆寺駅北口自転車等駐車場 駅前北口商店街、観光案内所	交通拠点、観光拠点 交流拠点、生活拠点

◆歴史・自然拠点

名 称	機能、社会的・文化的役割
あ 法輪寺	歴史文化遺産、生涯学習
い 法起寺	歴史文化遺産、生涯学習
う 史跡中宮寺跡	歴史文化遺産、生涯学習、憩いの場
え 上宮遺跡公園	歴史文化遺産、生涯学習、憩いの場
お 龍田の町並み	歴史文化遺産、生涯学習
か 竜田川緑地	自然資源、憩いの場
き 大和川第一緑地	自然資源、憩いの場
く 斑鳩ため池周辺	自然資源
け 天満池周辺	自然資源

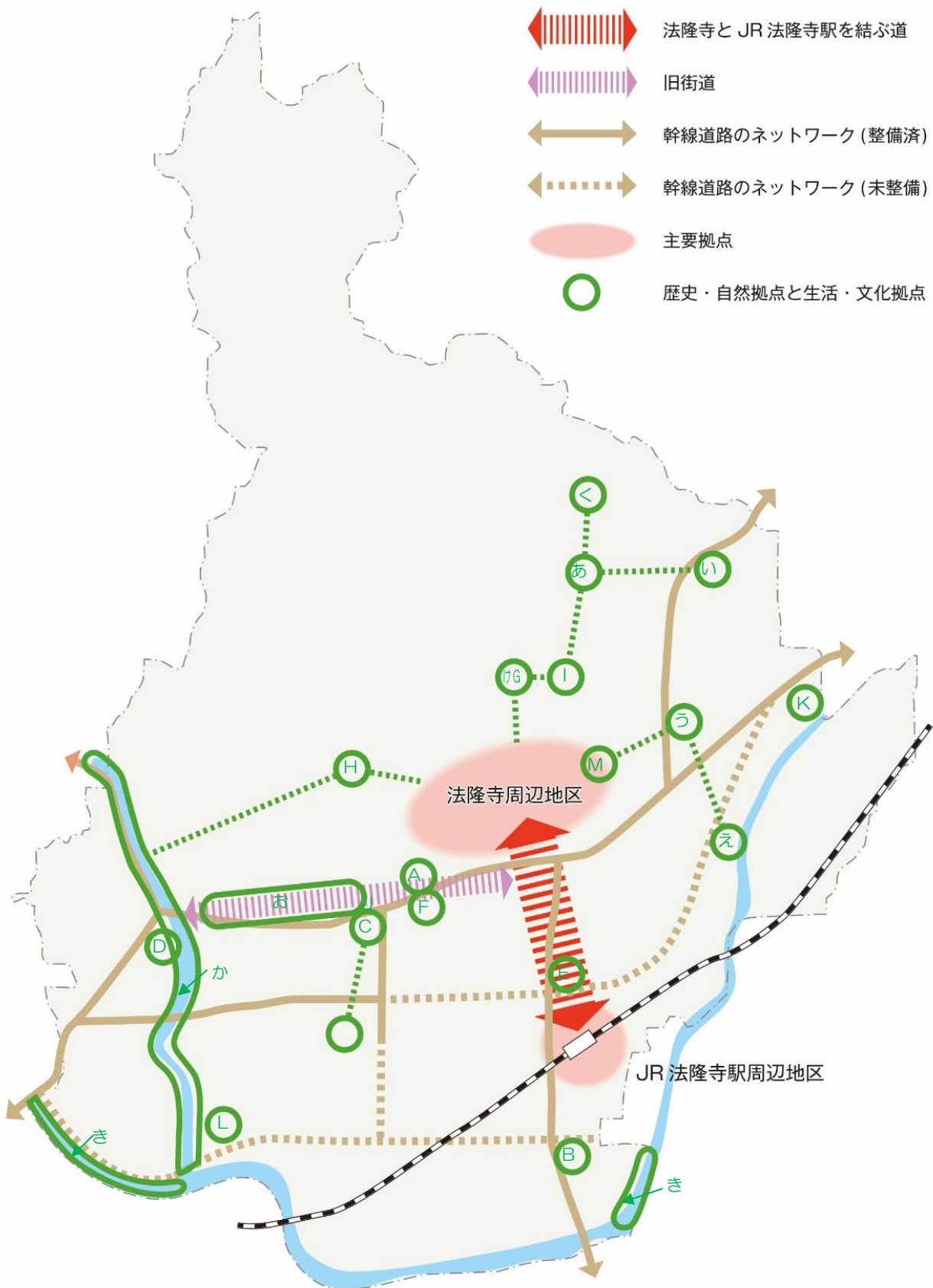
◆生活・文化拠点

名 称	機能、社会的・文化的役割
A 斑鳩町役場	公共サービス拠点
B いかるがホール・図書館	文化、生涯学習、交流の場
C 中央公民館	文化、生涯学習、交流の場
D 西公民館	文化、生涯学習、交流の場
E 東公民館	文化、生涯学習、交流の場
F すこやか・斑鳩スポーツセンター	健康づくり、生涯スポーツ、交流の場
G 天満スポーツグラウンド	健康づくり、生涯スポーツ、交流の場
H 奈良県斑鳩健民運動場	健康づくり、生涯スポーツ、交流の場
I ふれあい交流センターいきいきの里	福祉、健康づくり、交流の場
J 生き生きプラザ斑鳩	福祉、健康づくり、子育て支援、交流の場
K 東老人憩の家	福祉、交流の場
L 西老人憩の家	福祉、交流の場
M 法隆寺五丁地区地域交流館	コミュニティ、交流の場

(2) 拠点を結ぶネットワーク

多様で魅力ある拠点間を結ぶ道路のネットワークとして、「幹線道路」、「法隆寺とJR法隆寺駅を結ぶ道」、「旧街道」、「歴史・自然散策の道」を定め、地域間の交流を促進します。

◆都市構造図



第3章

都市づくりの方針（全体構想）

第3章 都市づくりの方針（全体構想）

1. 土地利用の方針

斑鳩らしい景観の保全とゆとりある住環境の形成をはかるため、低層主体の低密度な土地利用を基調とします。

また、山林、農地、市街地の調和のとれた現状の土地利用を、原則として維持することを土地利用計画の基本とします。

（1）山林

- 本町の北部に位置する矢田丘陵の山林は、斑鳩の里の背後に広がる緑として、景観上重要であるとともに、保水機能による災害の防止や、生態系の維持をはじめ、環境保全の観点からも、大きな役割を果たしています。
- 現状、山林部については、良好な環境を維持するため、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区*・歴史的風土保存区域*、近畿圏整備法に基づく近郊緑地保全区域*、奈良県自然環境保全条例に基づく環境保全地区*、斑鳩町風致地区条例*に基づく風致地区*の指定により、保全をはかっています。
- 今後も原則として維持・保全をはかることとし、観光やレクリエーション、自然学習の場として利活用を行う場合は、自然環境との調和に努めます。

（2）農地

- 大和川・富雄川の流域や市街地の周辺に広がる市街化調整区域*の農地は、原則として維持・保全に努めることとし、特に農用地については集団優良農地*として維持・保全をはかります。
- 増加傾向にある遊休農地の解消にむけ、地域特性を生かした観光農業の展開、地域特産品づくりなど、観光や商業との連携をはかりながら、農地の利活用を推進します。
- 市街化区域*内の農地については計画的な土地利用をすすめることとしますが、農地として利用を継続する場合は、適正な管理をすすめ、良好な都市環境の形成をはかります。

（3）市街地

- 住宅地——既存の住宅地については、生活基盤の整備をすすめることで、定住性の高い快適でゆとりある住宅地づくりをはかるとともに、市街化区域*内の低未利用地については、計画的で良好な住宅地の形成をはかります。

- 商業・業務地——幹線道路沿道や法隆寺周辺地区、JR 法隆寺駅周辺地区を中心に商業・業務施設の集積をはかります。周辺の都市基盤の整備状況や生活環境・景観との調和をはかりながら、都市計画の見直しなど整備手法を検討します。
- 工業地——既存の工業地については、今後も緑化や景観づくりにむけた誘導をはかりながら維持することとします。また、今後の新しい工業立地は原則として、すでに工業系の用途地域 * に指定されているところとし、周辺の生活環境との調和をはかります。

◆土地利用方針図



2. 市街地整備の方針

市街地整備の方針を、住宅地、商業・業務地および工業地のそれぞれについて定めます。

(1) 住宅地の整備方針

- 本町の住宅地は、伝統的住宅地、低層住宅地、一般市街地住宅地の3つに大きく類型化できます。
- 既存の住宅地については、それぞれの特性を生かし、生活基盤の整備をすすめ、定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和したゆとりある住環境の形成をはかるとともに、防災空間の確保に努めます。
- 市街化区域 *内の低未利用地については、小規模な住宅開発であっても良好な住環境づくりに努めます。
- 人口減少社会の到来や高齢化社会の進行にともなう空き家の増加などによる住宅地の活力低下を防ぐため、地域創生や「新しい生活様式 *」のための二地域居住 *の受け皿ともなる空き家の活用など、良好な住環境づくりに努めます。

① 伝統的住宅地

- 伝統的住宅地として、法隆寺周辺の西里・東里、法輪寺の三井、法起寺の岡本といった寺院を支えた集落、奈良街道（龍田街道）と呼ばれた旧街道に沿って形成された集落のほか、農家集落が多数点在しています。
- 伝統的住宅地においては、和風の木造住宅が建ち並び、田園景観と調和した美しい集落景観を形成しています。
- 既存の住宅のうち、歴史的価値のある住宅は貴重な文化財として保存をはかるとともに、新築や建替え等に際しては、周辺の町並みとの調和をはかります。
- 伝統的住宅地の町並み・集落景観を守りながら、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、防災機能を高め、住環境の向上をはかります。

② 低層住宅地

- 低層住宅地は、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて、龍田北や龍田西などの丘陵部、また、興留など鉄道の沿線附近の平野部において民間事業者により、まとまった規模で開発された低層の戸建を中心とする住宅地です。宅地規模、住宅規模ともに比較的大きく、道路等生活基盤が整った斑鳩町の代表的な住宅地といえますが、開発後50年以上が経過し、居住者の高齢化や空き家化がすすみ、住宅地としての活力が低下しつつあります。
- 小規模な住宅開発等により敷地が細分化され、地区環境が悪化することを防ぐため、住民との協力により必要に応じて地区計画 *や建築協定 *などの活用をはかります。
- 歩いてくらせる住宅地をめざして、身近な生活サービスを充実させるとともに、若い世代

の定住を促進するため、住環境の維持・改善をはかります。

③ 一般市街地住宅地

- 近年、市街化区域 *内では小規模な住宅開発がすすむとともに、幹線道路沿道には、マンションが立地するなど多様な住宅が小さい単位で混在する一般市街地住宅地を形成しています。
- 一般市街地住宅地では生活基盤の整備とあわせて、日照や斑鳩らしい景観に配慮した低中層の良好な住宅地の形成をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺については、斑鳩の里の玄関口として、斑鳩町景観計画 *における重点景観形成区域に位置づけ、魅力ある市街地景観の形成をはかります。

(2) 商業・業務地の整備方針

- 本町の商業集積は、幹線道路沿道や法隆寺周辺、JR 法隆寺駅周辺にみられます。一方で、古くから栄えてきた並松商店街や龍田商店街は、商店街としての連続性を失い、機能が低下しています。
- 法隆寺周辺地区については、斑鳩町歴史的風致維持向上計画 *を活用し歴史的風致を維持しつつ、特別用途地区 *の活用やまちあるき観光の振興により商業施設の立地誘導をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺整備などの進捗にともない、県と連携し、都市計画の見直しなど多様な市街地整備の手法を検討し、商業施設の計画的な立地誘導をはかります。
- 幹線道路においては、周辺の土地利用との調和に配慮しながら、多様化する消費者ニーズに対応した利便性の高い商業施設の計画的な立地誘導をはかります。
- 主要拠点である JR 法隆寺駅周辺地区と法隆寺周辺地区とを結ぶ道については、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設の立地誘導をはかります。
- 既存商店街は、地域住民の意向をふまえながら、空き店舗等を活用した魅力ある店舗の誘致をすすめるなど、それぞれの地域特性を生かした商店街の活性化をすすめ、近隣の商業地との共存をはかります。

(3) 工業地の整備方針

- 本町の工業地は、東部の準工業地域 *内において集積が見られますが、積極的な工業誘致は行ってきていません。今後も、新しい工業立地は、原則として準工業地域 *内に限ることとし、町内に点在する既存の工業地については、周辺の景観や生活環境との調和をはかります。
- 準工業地域 *内の工業地については、敷地内の緑化をすすめるなど、良好な生産環境の整備をはかります。
- 市街化調整区域 *内の既存工業地については、周辺の農地など自然環境と調和がとれた生産環境の整備をはかります。
- 市街地の中で工住混在型土地利用がはかられているところについては、住環境を重視した生産環境の整備をはかります。

3. 道路・交通体系整備の方針

(1) 基本的考え方

- 本町の交通体系は、本町唯一の鉄道駅である JR 法隆寺駅と、本町の南に位置している西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジにより、広域と結ばれています。また、隣接市町へは、主に国道や県道によりつながっていますが、特に国道 25 号は、朝夕の通勤ラッシュ時や観光シーズン時には交通渋滞が常態化しており、通過交通が住宅地内へ流入している状況です。こうしたことをふまえ、車、自転車、歩行者が、安全で快適に通行できるよう道路等の都市基盤の整備をすすめます。
- 道路・交通空間は、単なる移動のためだけではなく、斑鳩らしい景観を楽しみ、憩いを感じられる空間形成をはかることにより、ゆとりと豊かさを実感できるものとしします。また、災害時には、避難路や緊急輸送路として、都市の防災性を高める役割を重視して整備をすすめます。
- 子ども、高齢者、障害者など、誰もが安心して通行できるよう、歩道の確保や段差の解消といったバリアフリー化など、道路環境の整備に取り組みます。
- 環境負荷の小さい低炭素都市づくりをすすめるため、住民や観光客が拠点間を自転車で、安全で快適に移動できる走行空間の確保に、関係機関と連携をはかりながら取り組みます。

(2) 幹線道路の整備方針

- 幹線道路として国道、県道（主要地方道）および都市計画道路を位置づけます。
- 都市計画道路の整備をすすめることにより、幹線道路のネットワークを形成し、自動車による円滑な通行を確保するとともに、住宅地内への通過交通の流入を減らすことにより生活道路の安全性を高めます。
- 国道や県道については、安全性や快適性を高めるため、改良を関係機関に要望するとともに、都市計画道路の整備と連動し、長期的な交通安全対策をすすめます。
- いかるがパークウェイについては、早期の全線供用開始にむけ、取組みをすすめるとともに、歴史・文化のまちに調和した「いかるがらしい新しいみちづくり」をめざして、斑鳩の景観と調和した道路として、整備をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺のアクセス道路の整備をすすめ、交通拠点としての機能の強化をはかります。
- その他の未整備の都市計画道路については、近隣市町域を含む幹線道路の整備状況をふまえて、見直しや優先順位を含め、事業化を検討します。

◆幹線道路

路線名		計画幅員 基本幅員	現況幅員	整備状況
東 西	1. 国道25号 (一部都市計画道路法隆寺線)	— (16m)	9m	一部交通安全対策整備
	2.いかるがパークウェイ (都市計画道路郡山斑鳩王寺線)	22m	—	一部整備済
	3.都市計画道路安堵王寺線	16m	—	未整備
南 北	1.県道大和高田斑鳩線	—	12m	整備済
	2.県道奈良大和郡山斑鳩線	—	12m	整備済
	3.国道168号	—	6m	整備済
	4.都市計画道路法隆寺線	16m	—	一部整備済
	5.都市計画道路法隆寺門前線	52m	52m	整備済

名 称	面 積	整備状況
駅前広場 (JR法隆寺駅南口)	未定	一部整備済

(3) 主要区画道路の整備方針

- 地区レベルにおいて、幹線道路を補完する役割を果たす主要な県道や町道を主要区画道路として位置づけます。
- 都市計画道路の整備の進捗にあわせ、ネットワークを形成するよう、主要区画道路の整備をすすめます。
- 歴史・自然散策の道と重なるところでは、歩道の設置などにより、歩行者や自転車の安全の確保をはかるとともに、景観に配慮した整備を行います。
- 幹線道路との接続部分や住宅地内などにおいては、カーブミラーなど交通安全施設の整備を積極的にすすめ、通行の安全を確保します。

(4) 法隆寺と JR 法隆寺駅をつなぐ道の整備方針

- 歩行者や自転車を JR 法隆寺駅から法隆寺へいざなうためのルートとして沿道を含め、斑鳩町景観計画 *や斑鳩町歴史的風致維持向上計画 *に基づき、観光客等をもてなすのにふさわしい景観の形成に取り組みます。

（５）旧街道の整備方針

- かつての宿場町として当時の町並みが残る龍田や、商店街としてにぎわいを見せた並松の間の旧街道沿線に点在している歴史的な資源を生かし、まちあるき観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備をすすめます。

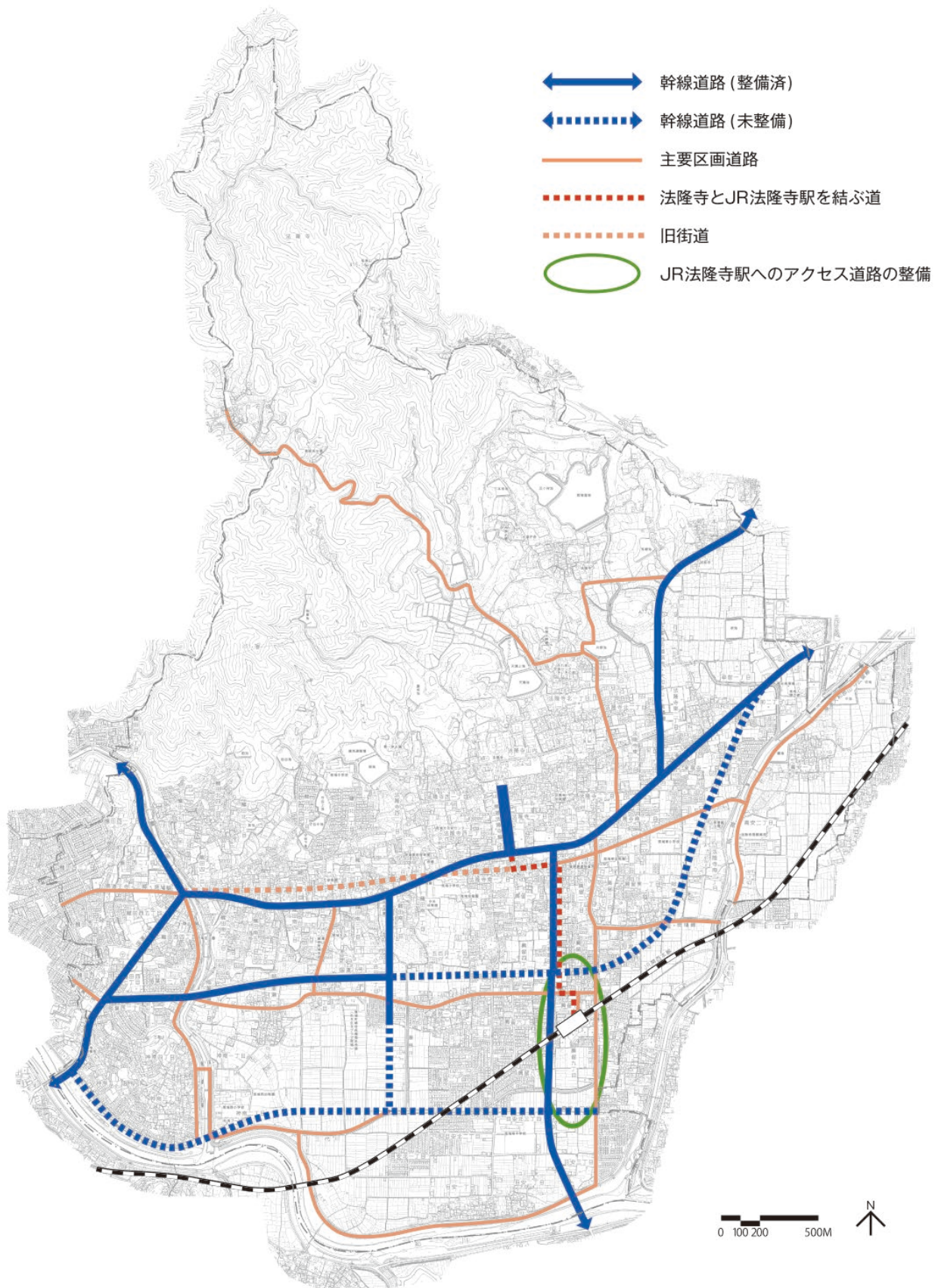
（６）歴史・自然散策の道の整備方針

- 歴史・自然散策の道は、地域住民や来訪者が、斑鳩の歴史や自然を楽しみながら、自転車や歩いて散策できる道であり、歴史街道ネットワークとして位置づけられている６ルートの基本とし、歴史・自然拠点や生活・文化拠点をつなぎます。
- これまで、歴史街道ネットワークの６ルートについては、自然色舗装や観光案内サイン*整備、ポケットパーク*の設置をすすめてきましたが、今後も引き続き、これらの取組みを行うことにより、利用しやすいルートの整備をすすめます。
- 主要区画道路と歴史・自然散策の道が重なる区間では、歩道の設置などにより、歩行者・自転車の安全を確保します。

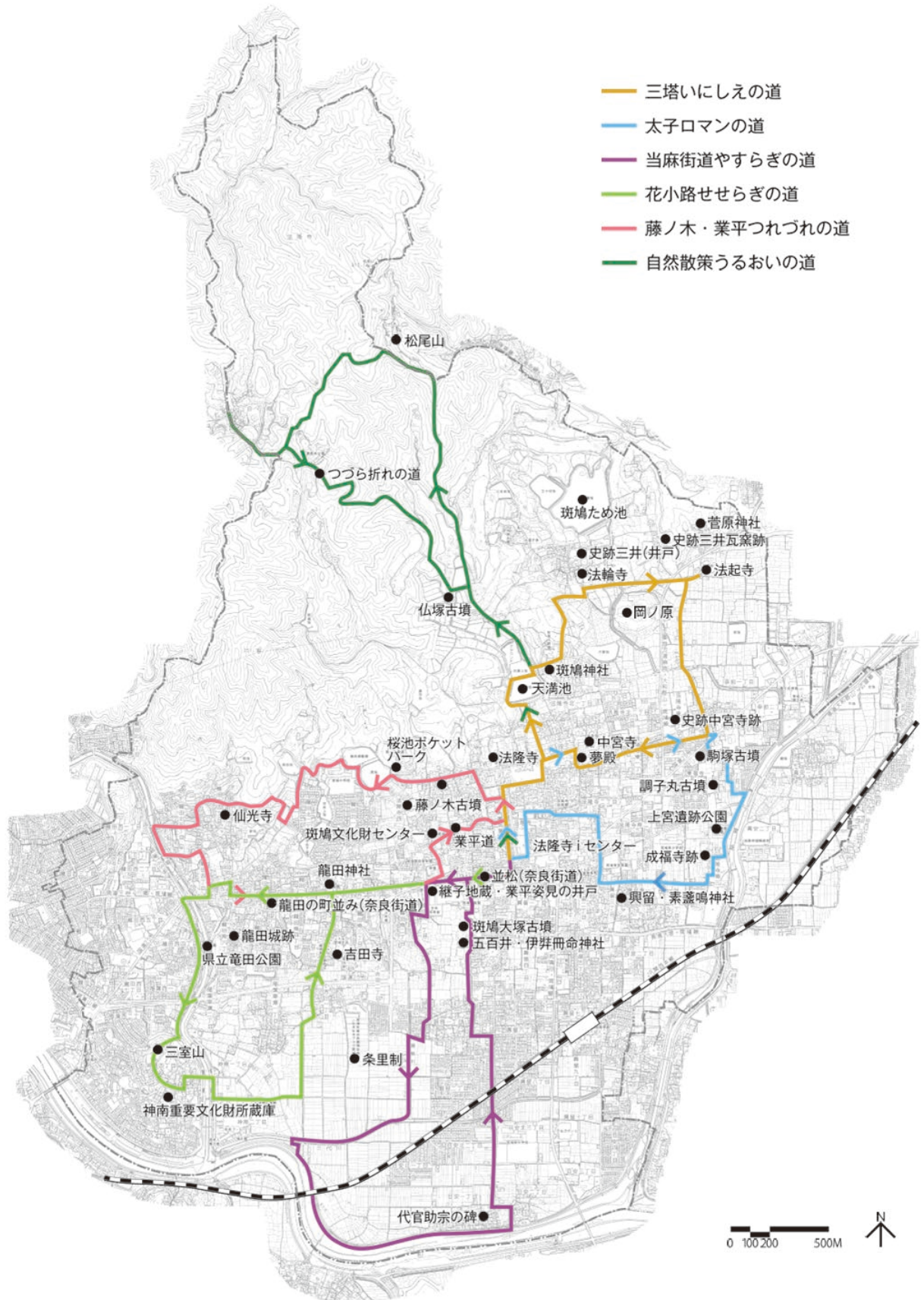
（７）公共交通の整備方針

- JR 法隆寺駅周辺は町内の公共交通の拠点として、結節機能を強化するため、バリアフリー化をはかります。
- コミュニティバスの充実をはかるなど、地域公共交通を確保するとともに、バス交通については、関係機関と連携し、ルートの検討や本数の増発、運行情報の提供など、利便性の向上に努めます。
- 観光用の駐車場など、観光バス・マイカーによる来訪者への交通サービス機能の維持改善をはかります。

◆道路ネットワーク



◆歴史・自然散策の道（歴史街道散策ルート）



4. 都市施設整備の方針

公園・緑地*、上下水道など都市施設整備の方針を定めます。

(1) 公園・緑地*の整備方針

- 公園・緑地*については、歴史環境と自然環境に恵まれた本町の特性を生かした整備をすすめます。
- 公園・緑地*は、歴史・自然拠点として歴史・自然散策の道で結び、地域住民や来訪者が斑鳩の歴史や自然を楽しめる環境づくりに努めます。
- 身近な地域における子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう、既存の公園や子どもの広場の適正な維持管理に努めます。
- 花と緑あふれる潤いのある地域づくりにむけ、道路や河川、公共施設や住宅地において、その景観や機能に応じた植物の種類や手法を選択し、住民と行政が一体となった緑化をすすめます。

◆公園・広場一覧

類 型	名 称	面積又は箇所数	備 考
1. 都市緑地*	竜田川緑地	14.0ha	
	大和川第一緑地	29.4ha	
2. ため池周辺	斑鳩ため池周辺	—	
	天満池周辺	—	
3. 史跡・公園	史跡藤ノ木古墳	0.4ha	
	上宮遺跡公園	0.6ha	
	史跡中宮寺跡	2.8ha	
4. 広場	法隆寺門前広場	0.5ha	
5. その他都市公園・ 子どもの広場	1000㎡以上	5箇所	
	500~1000㎡	7箇所	
	500㎡未満	42箇所	

(2) 上下水道の整備方針

① 上水道

- ・現状の水道資産を有効に活用し、効率的で持続可能な水道事業の運営に努めます。
- ・老朽化した水道施設の整備や更新を計画的にすすめ、安定した水道供給体制の確立に努めます。
- ・管路情報システムの整備を行うなど、災害や配水管事故に対し迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

② 下水道

- ・本町の公共下水道事業計画として、全体事業区域のうち、市街化区域 * 全体と市街化調整区域 * の一部が都市計画決定されています。財政の状況や事業効果等をふまえながら、計画的かつ効率的に人口密集地域等を中心とした面整備をすすめ、未普及解消にむけて取り組みます。
- ・公共下水道整備を促進するため、道路整備など他の事業との調整を密にし、関連事業との一体化をはかります。
- ・公共下水道の利便性や必要性を町ホームページや啓発チラシの戸別配布により情報提供を行い、公共下水道への接続家屋を増加させ水洗化の促進に取り組みます。
- ・公共下水道施設の整備に伴い、施設の情報提供や適切な維持管理を目的とした施設管理台帳システムの整備・更新をすすめます。
- ・都市下水路 * の機能を確保するために、施設の更新・改築を計画的にすすめます。
- ・近年の宅地化の進展、急激な気象状況の変化にともなう集中豪雨などによる雨水排水対策を計画的にすすめます。

(3) その他の都市施設の整備方針

- ・河川・ため池の整備にあたっては、安全性や親水性に配慮して、自然護岸の回復など環境や景観に配慮した整備をすすめます。
- ・ごみ焼却施設については、施設の老朽化のため解体し、焼却処理を民間業者に委託しており、今後、ごみ処理広域化を含め、より安定した処理方法の検討をすすめます。
- ・し尿処理施設については、適正な維持管理を行うとともに、脱水汚泥 * の肥料化に努めます。

5. 景観形成の方針

本町においては、歴史的な景観と田園風景、そして背後の矢田丘陵の山並みが一体となった「斑鳩の里」と称される美しい景観を見ることができます。

しかし近年、幹線道路沿いでは周辺の景観と不調和な外観や色彩の建築物や屋外広告物が見受けられるとともに、建替等がすすみ、歴史的な町並みが失われつつあります。

こうした中、本計画においても、景観法に基づき策定した「斑鳩町景観計画*」、歴史まちづくり法に基づき策定した「斑鳩町歴史的風致維持向上計画*」の方針に即したまちづくりをすすめます。

(1) 自然景観の保全

- 本町の地形は、北部の山林部、中央部の丘陵部、南部の平野部に区分され、斑鳩の里の背景となる緑豊かな山林、河川やため池の水辺景観など、美しい自然景観が形成されています。
- 山林部は、各種法規制に基づき、自然環境の維持・保全をはかります。
- 河川やため池の水辺景観を楽しめるように、公園・緑地*や散策ルートなどを設け、水辺に近づき自然と親しめる整備をすすめるとともに、水辺環境の保全活動団体の育成をはかります。
- 自然景観への関心を高めるため、拠点間を歴史・自然散策の道で結び、地域住民や来訪者が自然を楽しみ、体験する機会を創り出します。

(2) 田園景観の保全

- 本町では、丘陵部に見られる棚田や、大和川や富雄川などの河川に沿って整然と区画された水田のほか、畑や果樹園など多彩な田園景観が形成されています。
- 市街化調整区域*の農地については、農業振興地域として農業施策との連携をはかりながら農地の保全をはかります。
- 農業の担い手の育成や営農環境の整備をすすめ、農業の維持・継承をはかるなど田園景観の保全にむけた取組みをすすめます。

(3) 歴史景観の保全

- 本町には、世界遺産に登録されている法隆寺や法起寺のほか、法輪寺や中宮寺など歴史のある社寺や史跡が数多く点在しています。また社寺の周辺には、瓦屋根や土塀が特徴的な住宅が建ち並ぶ伝統的な集落が位置しており、歴史景観が形成されています。
- 古都保存法や斑鳩町風致地区条例 * などに基づく各種法規制を活用することにより、歴史景観の保全をはかります。
- 歴史的な建築物の保存・修景のほか、電柱類景観改善事業 * などをすすめることにより、歴史景観の保全をはかります。

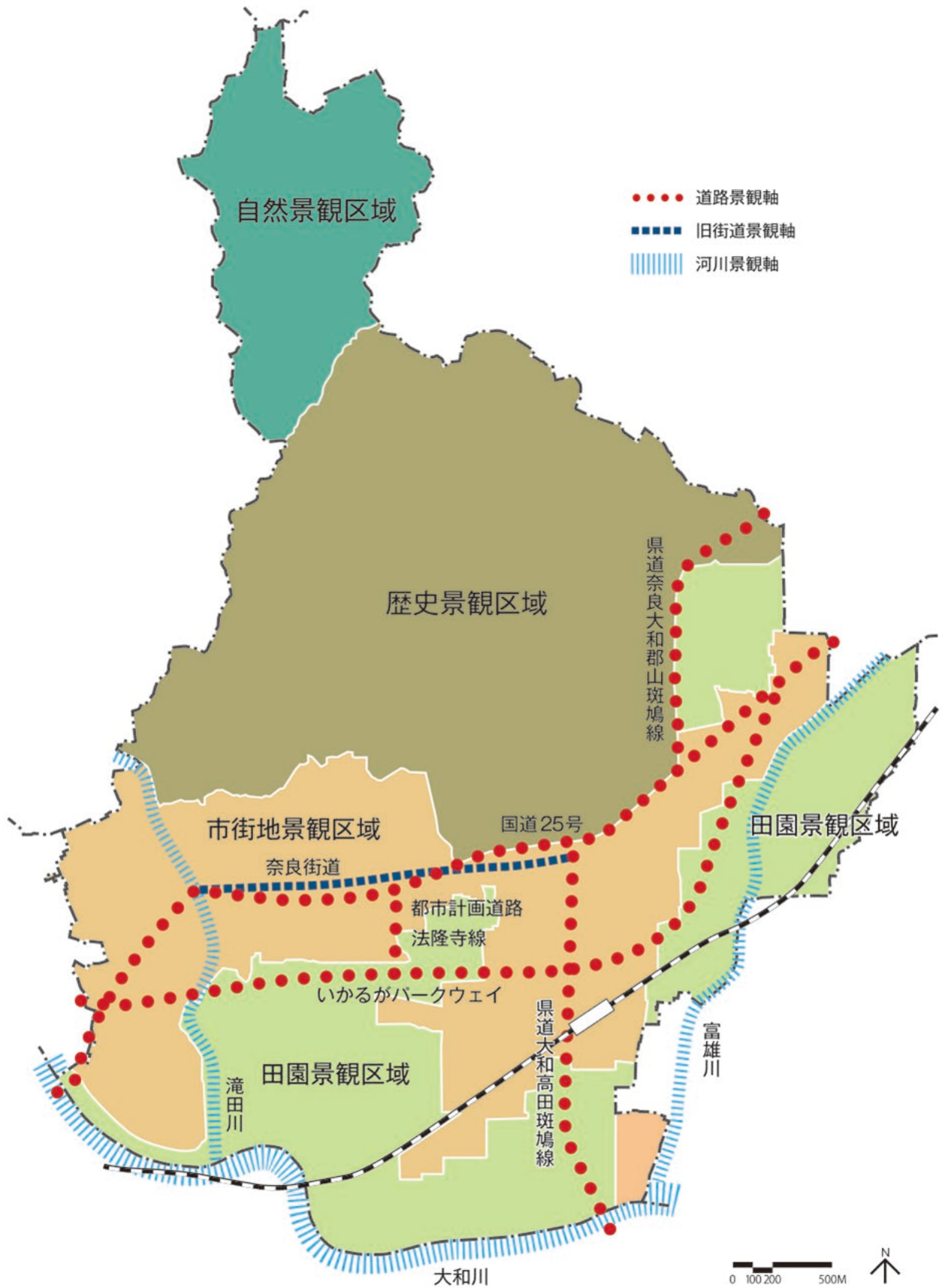
(4) 市街地景観の形成

- 大規模な建築物や工作物の意匠・色彩に関して、景観形成基準 * を設けることにより、斑鳩の里の景観との調和をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺については、斑鳩町景観計画 * における重点景観形成区域に位置づけるとともに、アクセス道路の整備などにあわせ、電柱類景観改善事業 * をすすめるなど斑鳩町景観計画に定める景観形成基準 * に基づき斑鳩の里の玄関口としてふさわしい景観形成をはかります。
- 住民との協力により必要に応じて地区計画 * や建築協定 *、景観協定 * などを活用することにより、地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成をはかります。
- 公共空地などを生かし、緑化を行うことにより、潤いのある市街地景観をつくりだします。

(5) 沿道景観の誘導

- 幹線道路沿道はロードサイド型の商業・業務施設の立地がすすみ、周辺環境に調和しない外観や色彩の建築物や工作物、屋外広告物などが斑鳩の里の景観を乱しています。
- 沿道に新しく立地するものについては、斑鳩町景観計画 * や奈良県屋外広告物条例 * などの基準に沿って、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成にむけ、誘導をはかるとともに、既存のものについても、基準に合わせるよう協力を求めます。
- 法隆寺門前線や国道 25 号の法隆寺付近は、多くの観光客が行き交う道路であり、歴史景観と調和するにぎわいのある沿道景観形成をはかります。
- いかるがパークウェイをはじめ、新たに整備する幹線道路の沿道については、地域の特性に応じ、路線ごとに定めている沿道景観形成基準 * により、良好な景観形成をはかります。

◆ 景観構造図



6. 都市防災の方針

(1) まちの防災機能の強化

- 斑鳩町地域防災計画に基づき、避難場所や防災空間を確保するとともに、避難ルート確保や災害対策活動の円滑化、自主防災組織の育成をはかるなど災害対策の充実に努めます。
- 災害発生時の緊急輸送路として、救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、道路ネットワークの形成をはかります。
- 既成市街地やその周辺での無秩序な市街化を防止し、都市基盤の整った計画的開発をすすめます。
- 公園・緑地*、道路、河川等の都市基盤施設は災害時における避難地、避難路であり、火災の延焼防止のためのオープンスペースであるとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として利用できる防災上重要な施設であるため、都市基盤施設の防災機能を強化します。
- 消火活動を円滑に遂行できるよう、消火栓や防火水槽等の設置を計画的にすすめるなど有効水利の確保をはかるとともに、家屋が密集している地区については、防火地域や準防火地域*の指定を行い、延焼拡大の防止に努めます。

(2) 地震被害対策

- 本町では、安全で安心してらせるまちづくりをめざし、大地震による住宅・建築物の倒壊等による被害を最小限に留めることを目的として、斑鳩町耐震改修促進計画を策定しており、新耐震基準施行以前（昭和56（1981）年以前）に建てられた住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、既存建築物の耐震化をすすめます。
- 町有建築物については、施設の性質をふまえながら、老朽化する施設の管理方法を検討します。
- 震災時における広域救急・緊急輸送路を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、道路を閉塞する可能性のある沿道の建築物の耐震化をはかります。また、橋梁や擁壁などの関連構造物については、必要に応じて補強を行うなど耐震性の強化に取り組みます。

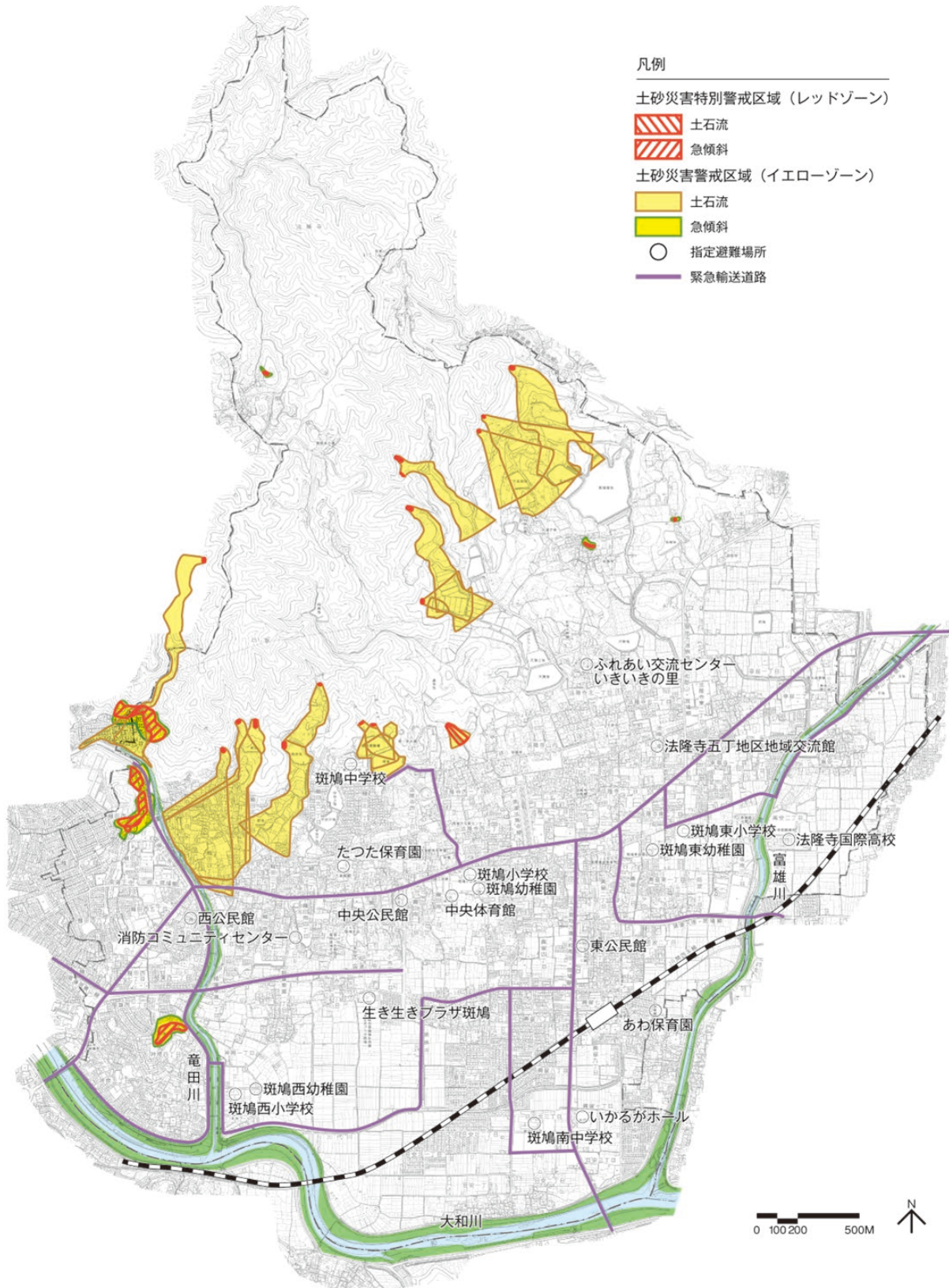
(3) 水害予防対策

- 大和川流域総合治水対策として、奈良県や流域市町村と連携し、浸水被害の軽減にむけた対策手法などの検討に取り組みます。
- 町内河川の改修やしゅんせつをすすめるとともに、町内の浸水常襲地域において内水被害*を解消するため、貯留施設等の整備を行うなど、集中豪雨にともなう浸水対策を計画的にすすめます。

(4) 感染症対策

- ・防災拠点をはじめとする公共施設における「3密*」回避にむけた設備・体制の充実に努めます。

◆災害避難場所等の分布



第4章

地域別の都市づくりの方針（地域別構想）

第4章 地域別の都市づくりの方針（地域別構想）

1. 地域区分

（1）地域別構想とは

地域別構想とは、地域の特性に応じ、それぞれの地域ごとに都市づくりの方針を示したものです。

（2）地域区分

地域の形成過程、市街地の連続性やまとまり、地形などに基づき、「北部地域」、「西部地域」、「東部地域」の3つの地域に区分しています。

名称	場所	地域に含まれる町丁名	総人口※	面積
1. 北部地域	矢田丘陵から法隆寺を含む町の北部一帯	法隆寺北1～2丁目 法隆寺東1～2丁目 法隆寺1～2丁目 法隆寺山内 法隆寺西1～3丁目 幸前1丁目 大字法隆寺 大字三井 大字岡本	3,655人	688ha (48.2%)
2. 西部地域	竜田川を中心とする町の西部一帯	龍田北1～6丁目 龍田南2～6丁目 稲葉車瀬1～2丁目 龍田西1～8丁目 龍田1～4丁目 小吉田1～2丁目 神南1～5丁目 稲葉西1～2丁目	11,854人	349ha (24.5%)
3. 東部地域	JR 法隆寺駅を中心とする町の東部一帯	五百井1丁目 興留1～10丁目 阿波1～3丁目 法隆寺南1～3丁目 幸前2丁目 高安西1丁目 目安北1～3丁目 大字高安 服部1～2丁目 興留東1丁目 龍田南1丁目 東福寺1丁目 高安1～2丁目 目安1～4丁目 大字目安	12,829人	390ha (27.3%)

※総人口は、住民基本台帳人口（令和元（2019）年12月31日現在）を基に算出。

◆地域区分



2. 北部地域

(1) 地域の特性

- 北部地域の人口は 3,655 人、世帯数は 1,512 世帯(令和元(2019)年12月31日現在)で、町全体の人口の 12.9%、世帯数の 12.7%を占め、65 歳以上の老年人口の割合が最も多い地域となっています。
- 地域の北側から中央にかけて、矢田丘陵の南端にあたる山林部が広がっています。また、ふもとの丘陵部には、法隆寺地域の仏教建造物として世界遺産に登録されている法隆寺や法起寺をはじめ、法輪寺や中宮寺などの社寺や史跡藤ノ木古墳など数多くの歴史的・文化的資源が点在しています。
- 地域と広域とを結ぶ幹線道路として、大和郡山市につながる国道 25 号と、県道奈良大和郡山斑鳩線が本地域を通っています。
- 山林部および丘陵部は、近郊緑地保全区域*や環境保全地区*、歴史的風土保存区域*や風致地区*に指定されており、地域の大部分が自然環境や歴史的風土を保全するため、規制がなされています。
- 建物建築面積は 3 地域のなかで最も少なく町全体の 17%となっています。用途別には住宅の占める割合が町全体と比べて低くなっています。
- 法隆寺、法起寺、法輪寺の斑鳩三塔や西里、東里や岡本、三井など伝統的集落、そして周囲に広がる田園とが一体となった斑鳩らしい歴史的な景観が形成されています。
- 居任意向については全町と同様「これからも斑鳩町に住み続けたい」が多くなっていますが、「引越す予定はないが、引越したい」が全町よりもやや多くなっています。
- 都市基盤整備等の現在の満足度については、防災関係の項目(⑧⑨⑩)において町全体と比べ高くなっていますが、道路・交通網関係の項目(①②③)については、町全体や他の項目と比べても低くなっています。今後の重要度については、防災関係の項目(⑧⑨⑩)が町全体と比べ低くなっています。

◆人口・世帯数

	世帯数	総人口	1世帯あたり人員	0~14歳の割合	15~39歳の割合	40~64歳の割合	65歳以上の割合
北部地域	1,512	3,655	2.42	12.0%	22.3%	30.9%	34.8%
全町に占める割合	12.7%	12.9%	—	—	—	—	—
全町	11,891	28,338	2.38	13.6%	24.0%	32.0%	30.4%

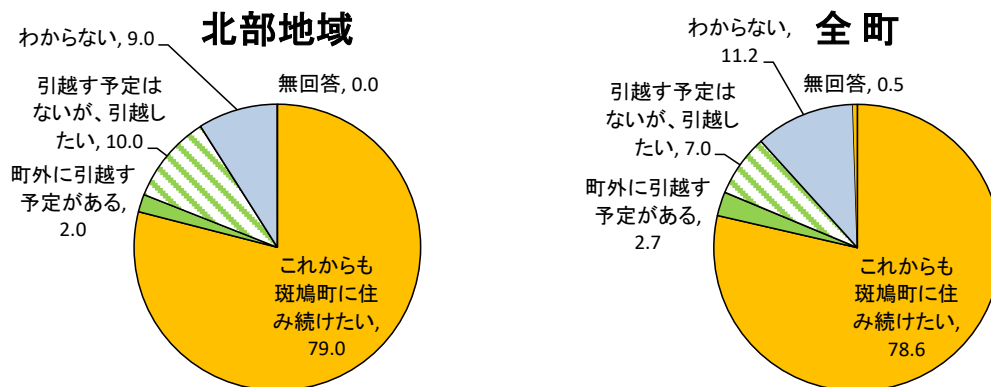
資料：住民基本台帳人口（令和元（2019）年12月31日現在）

◆建築用途別面積

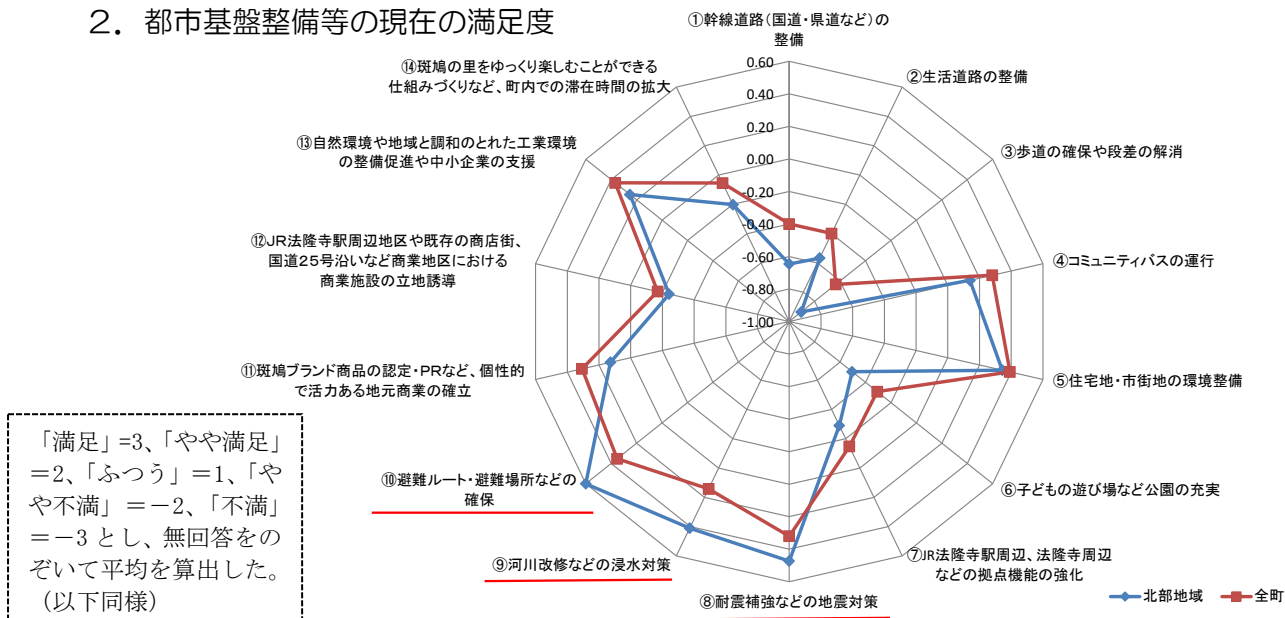
地域区分	全敷地面積(m ²)	全敷地面積の全町に占める割合	全建物建築面積(m ²)	全建物建築面積の全町に占める割合	全建物に占める用途別割合			
					住宅	工場・倉庫	店舗・事務所	その他
					建築面積	建築面積	建築面積	建築面積
北部地域	633,283	21%	208,767	17%	68.9%	14.3%	6.9%	10.0%
全町	2,962,804	100%	1,198,843	100%	72.0%	13.4%	4.7%	9.9%

◆住民アンケート

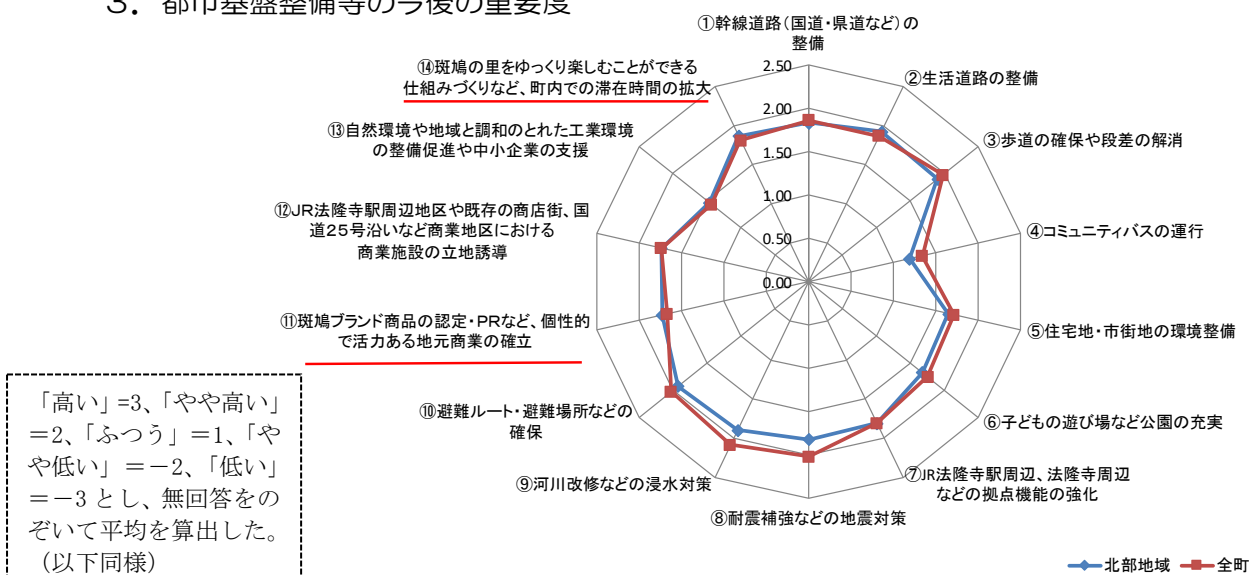
1. 居住意向



2. 都市基盤整備等の現在の満足度



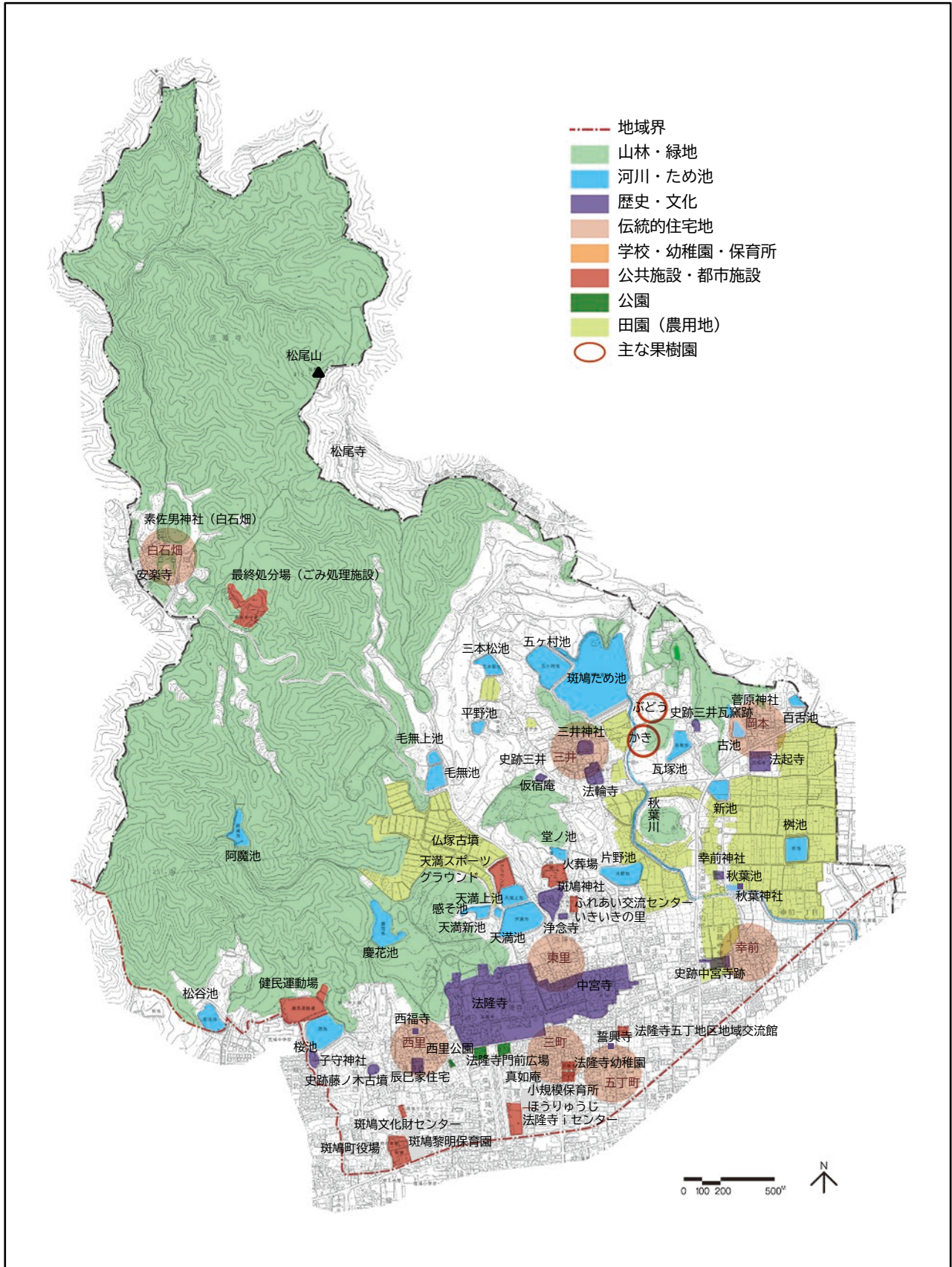
3. 都市基盤整備等の今後の重要度



◆主な地域資源

自然	ため池	斑鳩ため池、天満池、桜池など
	山林	矢田丘陵
	公園	法隆寺門前広場、西里公園など
	田園	水田、丘陵部の棚田 果樹園（かき、ぶどう） 景観形成作物（コスモス、れんげ）
歴史・文化	神社	斑鳩神社、三井神社、 素佐男神社（白石畑）、子守神社、 幸前神社、秋葉神社、菅原神社など
	寺院	法隆寺、法起寺、法輪寺、中宮寺 安楽寺、西福寺、仮宿庵、浄念寺 真如庵、誓興寺など
	伝統的住宅地	三井、岡本、三町、五丁町、幸前 白石畑
	歴史的町並み	西里、東里
	文化財 （建造物・史跡）	法隆寺、法起寺、法輪寺、中宮寺 史跡藤ノ木古墳、史跡中宮寺跡 史跡中宮寺表御殿 史跡三井、史跡三井瓦窯跡 仏塚古墳、辰巳家住宅
市街地	公共施設	斑鳩町役場 ふれあい交流センターいきいきの里 法隆寺iセンター 斑鳩文化財センター、健民運動場 天満スポーツグラウンド 法隆寺五丁地区地域交流館
	都市施設	最終処分場（ごみ処理施設） 火葬場
	幼稚園・保育所	法隆寺幼稚園、斑鳩黎明保育園、 小規模保育所ほうりゅうじ

◆北部地域の地域資源





白石畑地区の棚田



法起寺周辺



法輪寺周辺



史跡藤ノ木古墳



斑鳩文化財センター



東里の町並み



史跡中宮寺跡



法隆寺門前の松並木

(2) 地域の主な課題

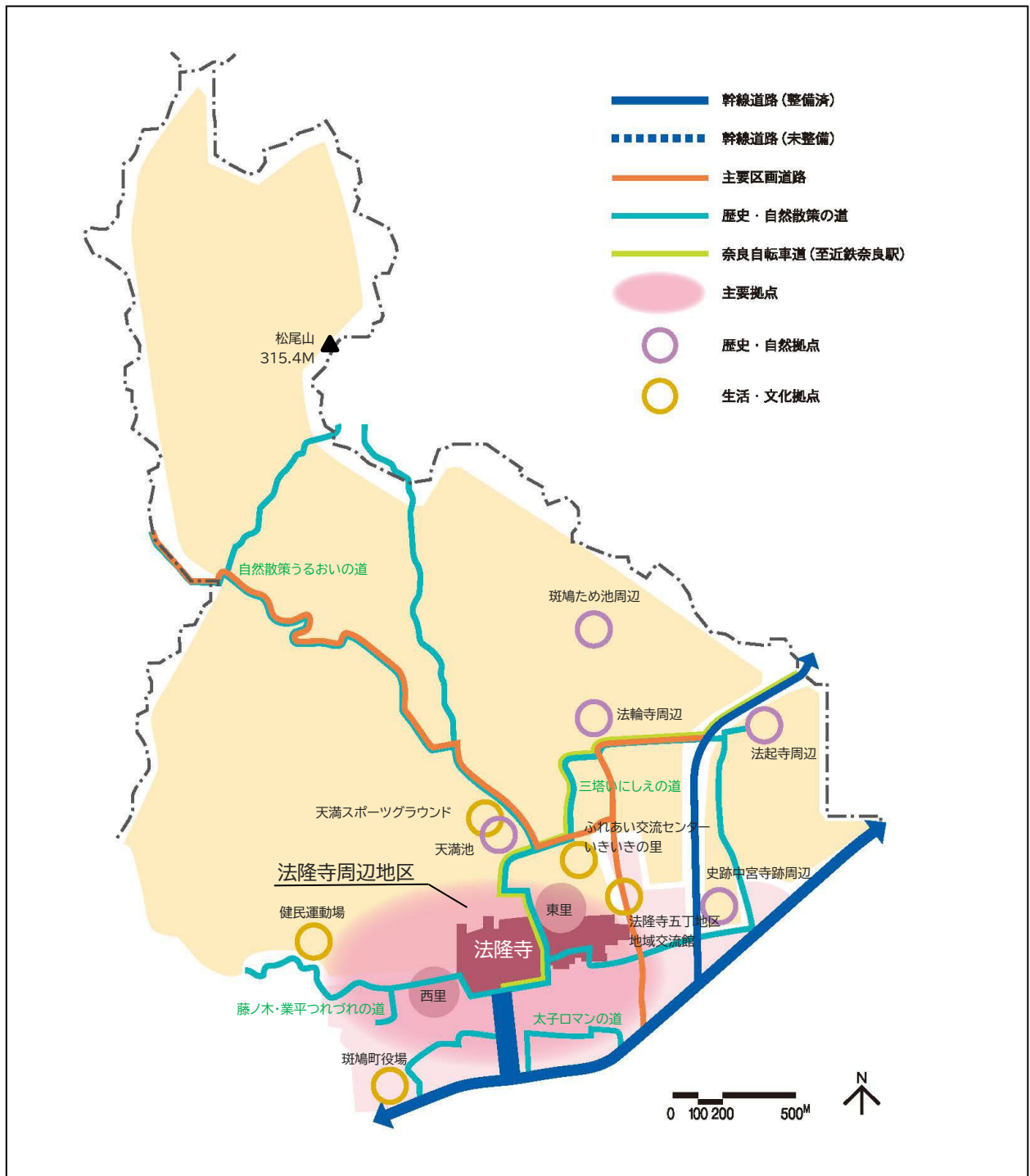
- 地域の北に広がる山林部は、斑鳩の里の背後に広がる緑として重要な景観要素となっているほか、災害防止や環境保全の観点からも重要な役割を果たしていますが、里山としての利活用が低下し、管理が十分になされず、竹林が増加するなど徐々に荒廃がすすんでいることから、豊かな自然環境の保全・活用にむけた取組みが求められています。
- 伝統的住宅地の周囲に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組みが求められています。
- 歴史的町並みの残る西里や東里など、伝統的住宅地においては、歴史景観の維持・保全にむけ、地域をあげての取組みが求められています。
- 法隆寺門前やその周辺においては、多くの観光客が楽しむことができる施設の立地など、新しい魅力づくりが求められています。
- 住宅地内への観光車両の流入に対する交通安全対策が求められています。
- 国道 25 号は歩道が狭く、通行上危険な箇所が存在するため、歩道の設置や拡幅など交通安全対策が求められています。
- 人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組みが求められています。
- 国道 25 号の沿道など幹線道路沿道では周辺の景観と不調和な派手な色彩の建築物や屋外広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけた取組みが求められています。
- 大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策、感染症対策が講じられた避難場所の確保など地域の防災性の向上が求められています。

(3) 地域づくりの方針

① 都市構造

北部地域には、斑鳩町の都市構造である「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」として、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組みを検討していきます。

◆北部地域の都市構造



◆都市構造

多様で魅力ある拠点	主要拠点	法隆寺周辺地区
	歴史・自然拠点	法輪寺周辺 法起寺周辺 史跡中宮寺跡周辺 斑鳩ため池周辺 天満池
	生活・文化拠点	斑鳩町役場 健民運動場 天満スポーツグラウンド ふれあい交流センターいきいきの里 法隆寺五丁地区地域交流館
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	国道25号 県道奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路法隆寺線 都市計画道路法隆寺門前線
	歴史・自然散策の道	自然散策うるおいの道 三塔いにしえの道 太子ロマンの道 藤ノ木・業平つれづれの道

② 土地利用の方針

- ・地域の北側に広がる山林部および丘陵部は、近郊緑地保全区域*や環境保全地区*、歴史的風土保存区域*や風致地区*に指定されており、引き続き緑豊かな自然環境や歴史的風土の保全をはかります。
- ・ほ場整備*を行った天満池の北側や岡本から幸前にかけて広がる農業振興地域内の農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組みます。
- ・第1種低層住居専用地域*に指定されている法隆寺門前およびその周辺地域は、歴史的風致を維持しつつ、特別用途地区*の活用やまちあるき観光の振興により歴史と文化を感じさせる商業施設の立地誘導をはかります。

③ 市街地整備の方針

- 主要拠点として位置付けられている法隆寺周辺地区は、歴史・文化拠点であるとともに多くの人が集う観光拠点として、斑鳩町歴史的風致維持向上計画 * を活用し歴史的風致を維持しつつ、西里や東里などの歴史的町並みの保全・整備をすすめながら、特別用途地区 * の活用やまちあるき観光の振興により、多様化する観光客のニーズに対応した魅力ある観光・商業施設の立地誘導をはかるなど、多様な都市機能の集積をはかります。
- 伝統的住宅地においては、歴史的な景観の保全をはかりながら、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、まちの防災性の向上に取り組みます。
- 花と緑のまちづくりの取組みをすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。
- 多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。
- 住宅地においては、良好な住環境の形成をすすめるため、住民との協力により必要に応じて地区計画 * や建築協定 * などの活用をはかります。

④ 道路・交通体系整備の方針

- 国道 25 号の改良を関係機関に要望することにより、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。
- 主要区画道路と歴史・自然散策の道が重なる区間では、歩道の設置などにより、歩行者・自転車の安全を確保します。
- 住宅地内の生活道路は、観光車両の流入防止をはかるとともに、道路標識やカーブミラーなど交通安全施設の設置を行うことにより、安全性の向上に努めます。
- 歴史・自然散策の道である「自然散策うるおいの道」、「三塔いにしえの道」、「太子ロマンの道」、「藤ノ木・業平つれづれの道」は、自然色舗装や観光案内サイン * 整備など利用しやすいルート整備や観光ルートのネットワーク化をすすめます。
- 広域自転車道である奈良西の京斑鳩自転車道（奈良自転車道）とのネットワーク化をはかりながら、拠点間を自転車で通行できる空間形成に努めます。

⑤ 景観形成の方針

- 歴史まちづくり法に基づき策定した「斑鳩町歴史的風致維持向上計画 *」に基づく、歴史的風致維持向上施設の整備および管理をすすめます。
- 斑鳩の里の背景となる矢田丘陵の山林や伝統的住宅地の周囲に広がる農地の保全に努めます。
- 景観形成作物の栽培を推進することにより、花と緑があふれる潤いのある景観づくりに取り組みます。
- 西里や東里には、古くからの町割りと町家や土塀が現存していることから、歴史的町並みの保存・整備に取り組みます。
- 法隆寺周辺の道路については、歴史的な景観に調和した道路環境の整備に努めます。
- 法隆寺地域への広域的なアクセスルートとなる国道 25 号や県道奈良大和郡山斑鳩線の沿道については、重点的に景観形成に取り組む地域として位置付け、建築物や工作物、屋外広告物に対し、きめ細かい規制・誘導を行うことにより、良好な沿道景観の保全・創出をはかります。

⑥ 都市防災の方針

- 幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- 町有建築物については、施設の性質をふまえながら、老朽化する施設の管理方法を検討します。
- 貯留施設等の整備を行うなど、集中豪雨にともなう浸水対策を計画的にすすめます。
- 防災拠点をはじめとする公共施設における「3密 *」回避にむけた設備・体制の充実に努めます。

3. 西部地域

(1) 地域の特性

- 西部地域の人口は 11,854 人、世帯数は 4,949 世帯(令和元(2019)年 12 月 31 日現在)で、町全体の人口の 41.8%、世帯数の 41.6%を占めており、年齢区分別割合はほぼ全町と同様となっています。
- 地域の北側には、矢田丘陵の一部となる山林が広がり、中央部には、三室山が位置しています。また、地域内を南北方向に竜田川が流れ、大和川に注いでいます。
- 地域と広域とを結ぶ幹線道路として、王寺町につながる国道 25 号と、平群町につながる国道 168 号が本地域を通っています。
- 建物建築面積は町全体の 38%となっています。用途別には住宅の占める割合が町全体と比べて高くなっています。
- 旧街道沿いの龍田には、かつて市や宿場町として栄えたことを偲ばせる古い町並みが残っています。また、地域内には龍田神社や吉田寺などの社寺や旧集落など歴史的・文化的資源が点在しています。
- 居住意向については全町と同様「これからも斑鳩町に住み続けたい」が多くなっているほか、全般的に全町と同様の傾向となっています。
- 都市基盤整備等の現在の満足度については、⑦JR 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺などの拠点機能の強化や⑨河川改修などの浸水対策、⑫JR 法隆寺駅周辺地区や既存の商店街、国道 25 号沿いなど商業地区における商業施設の立地誘導で町全体と比べ高くなっていますが、①幹線道路(国道・県道など)の整備や⑩避難ルート・避難場所などの確保では低く、他の項目では総じて町全体と同じ水準となっています。今後の重要度については、①幹線道路の整備で町全体より高く、⑦JR 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺などの拠点機能の強化や防災関係の項目(⑧⑨⑩)が町全体と比べ低いほかは、総じて町全体と同じ水準となっています。

◆人口・世帯数

	世帯数	総人口	1世帯あたり人員	0～14歳 の割合	15～39歳 の割合	40～64歳 の割合	65歳以上 の割合
西部地域	4,949	11,854	2.40	13.2%	23.7%	32.0%	31.1%
全町に占める割合	41.6%	41.8%	—	—	—	—	—
全町	11,891	28,338	2.38	13.6%	24.0%	32.0%	30.4%

資料：住民基本台帳人口（令和元（2019）年 12 月 31 日現在）

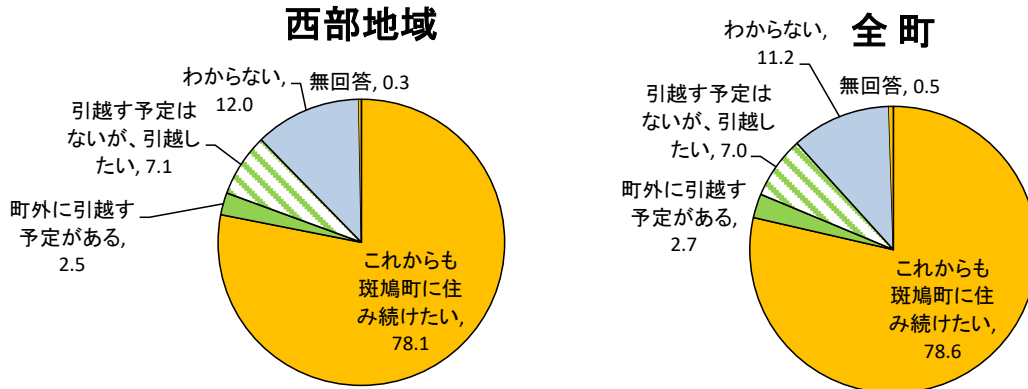
◆建築用途別面積

地域区分	全敷地面積(m ²)	全敷地面積の全町に占める割合	全建物建築面積(m ²)	全建物建築面積の全町に占める割合	全建物に占める用途別割合			
					住宅	工場・倉庫	店舗・事務所	その他
					建築面積	建築面積	建築面積	建築面積
西部地域	1,104,492	37%	454,865	38%	79.0%	8.2%	4.5%	8.2%
全町	2,962,804	100%	1,198,843	100%	72.0%	13.4%	4.7%	9.9%

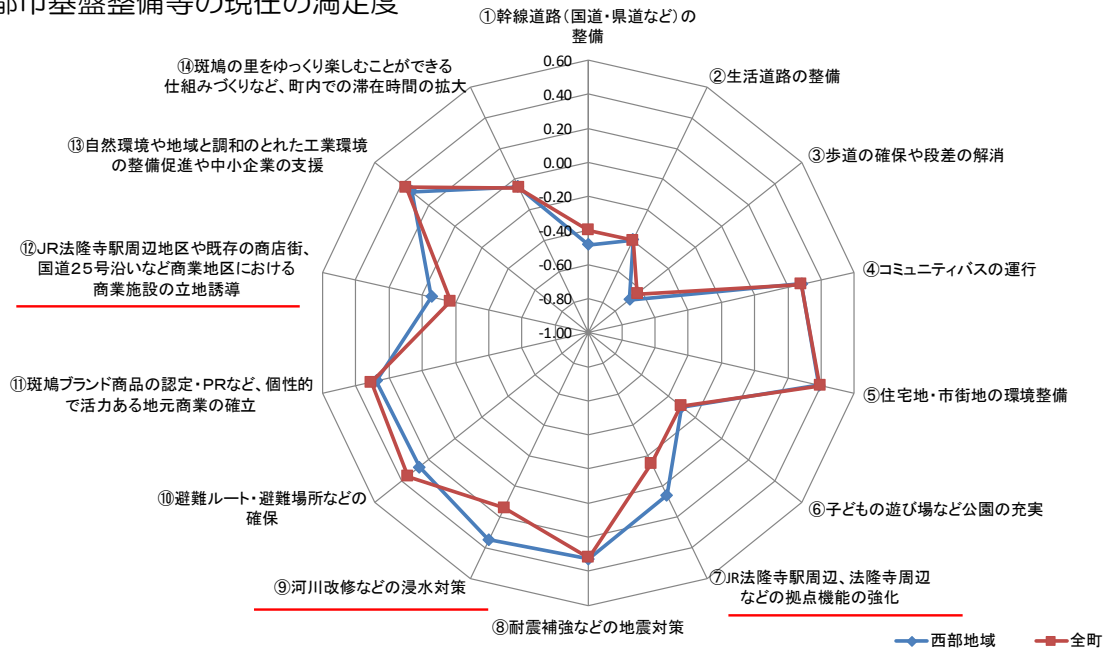
資料：平成 26（2014）年都市計画基礎調査

◆住民アンケート

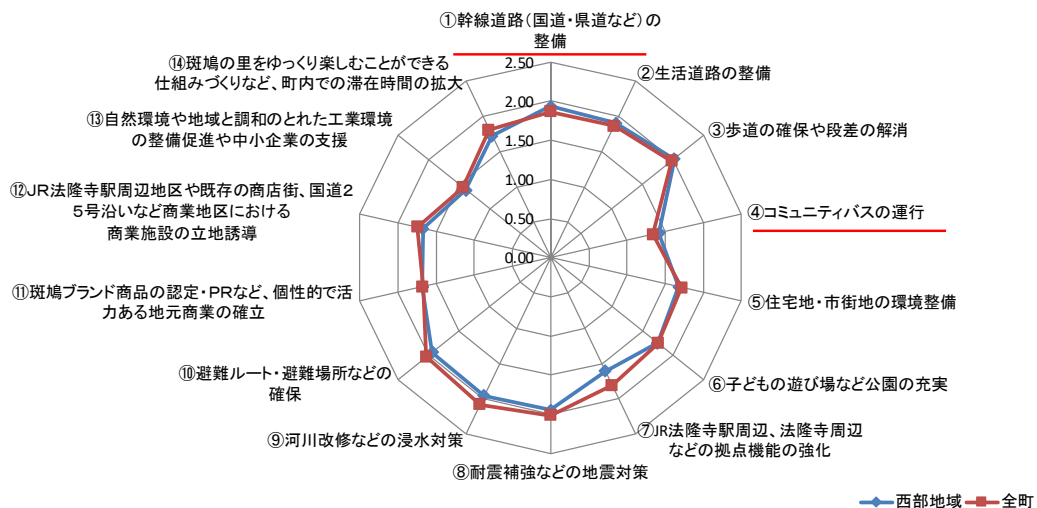
1. 居住意向



2. 都市基盤整備等の現在の満足度



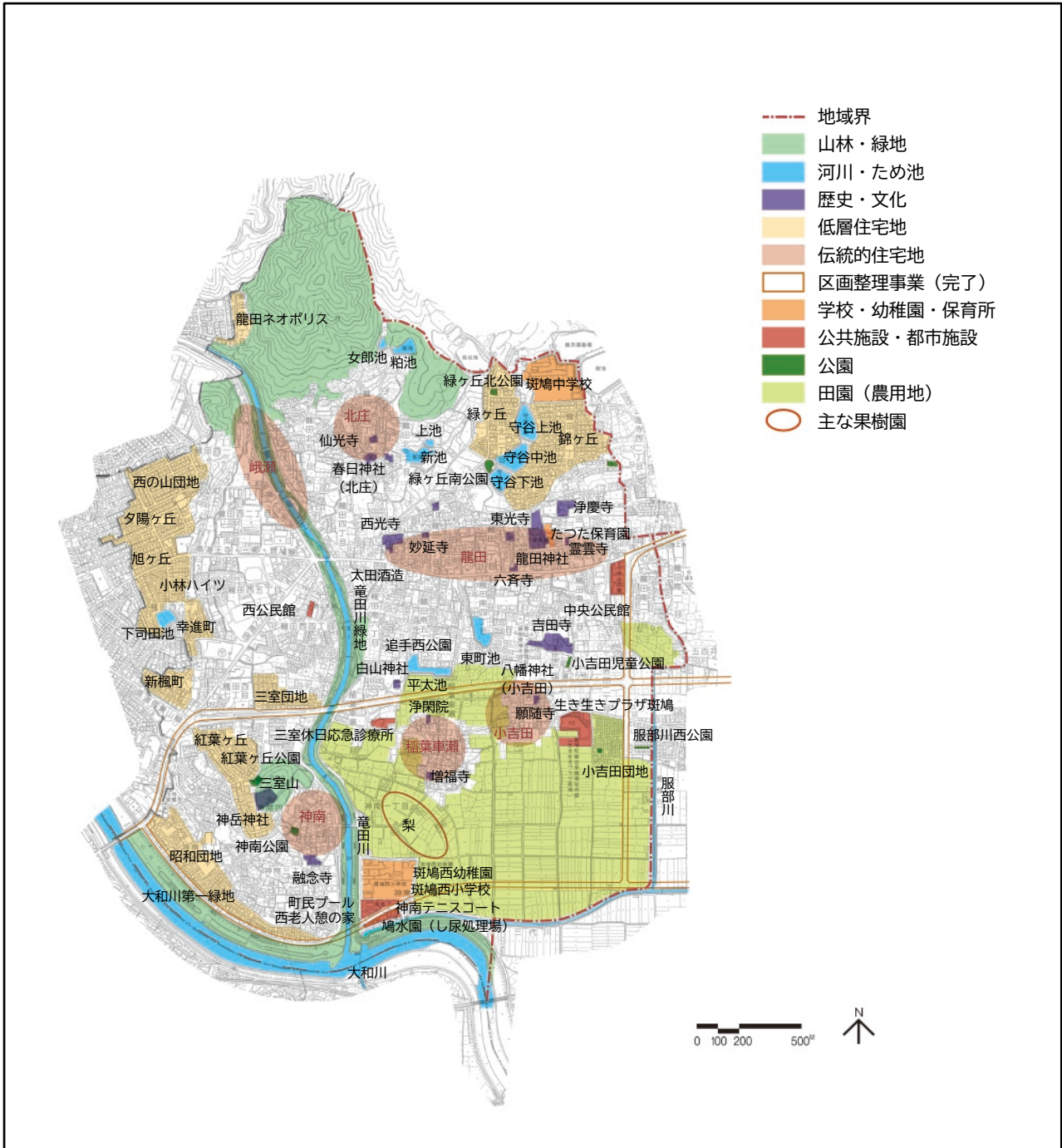
3. 都市基盤整備等の今後の重要度



◆主な地域資源

自然	河川	大和川、竜田川
	ため池	守谷上池、守谷中池、守谷下池など
	山林	矢田丘陵、三室山
	緑地*	竜田川緑地、大和川第一緑地
	公園	小吉田児童公園、緑ヶ丘南公園など
	田園	水田、果樹園（梨）
歴史・文化	神社	龍田神社、春日神社（北庄） 八幡神社（小吉田）、白山神社 神岳神社など
	寺院	吉田寺、仙光寺、浄慶寺、霊雲寺 六斎寺、東光寺、妙延寺、西光寺 願随寺、浄閑院、増福寺、融念寺 など
	伝統的住宅地	北庄、峨瀬、小吉田、稲葉車瀬、神南
	歴史的町並み	龍田
	文化財 （史跡・建造物）	吉田寺 太田酒造
市街地	公共施設	生き生きプラザ斑鳩 中央公民館、西公民館 西老人憩の家 町民プール・神南テニスコート 三室休日応急診療所
	都市施設	鳩水園（し尿処理場）
	学校	斑鳩中学校 斑鳩西小学校
	幼稚園・保育所	斑鳩西幼稚園 たつた保育園
	低層住宅地	緑ヶ丘、錦ヶ丘、小吉田団地 龍田ネオポリス、西の山団地 夕陽ヶ丘、旭ヶ丘、小林ハイツ 幸進町、三室団地、新楓町 紅葉ヶ丘、昭和団地など

◆西部地域の地域資源





大和川



もみじの竜田川



歴史・自然散策の道



龍田神社



龍田の町並み



太田酒造



生き生きプラザ斑鳩



丘陵部の住宅地

(2) 地域の主な課題

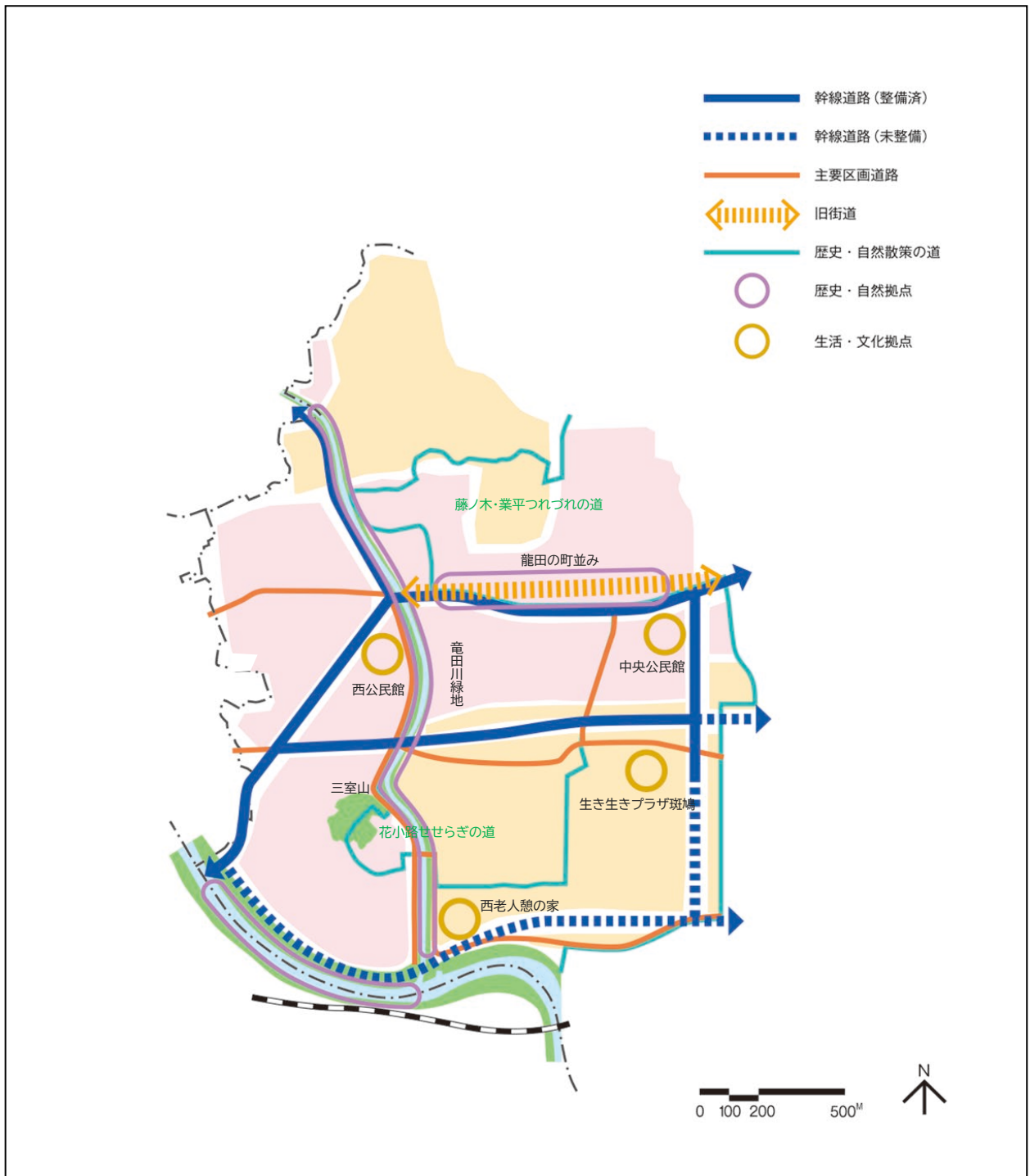
- 地域の南に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組みが求められています。
- 国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入を防ぐため、いかるがパークウェイなど幹線道路や主要区画道路の整備促進が求められています。
- 国道 25 号は歩道が狭く、通行上危険な箇所が存在するため、歩道の設置や拡幅など交通安全対策が求められています。
- 旧街道沿いの龍田地区においては、歴史的な町家が失われつつあり、歴史的町並みの保全に取り組むとともに、点在している歴史的な資源を生かし、まちあるき観光を楽しむことができるための取組みが求められています。
- 人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組みが求められています。
- 国道 25 号の沿道など幹線道路の沿道においては、周辺の景観と不調和な派手な色彩の建築物や屋外広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけた取組みが求められています。
- 大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策、感染症対策が講じられた避難場所の確保など地域の防災性の向上が求められています。

(3) 地域づくりの方針

① 都市構造

西部地域には、斑鳩町の都市構造である「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」として、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組みを検討していきます。

◆西部地域の都市構造



◆都市構造

多様で魅力ある拠点	歴史・自然拠点	龍田の町並み 竜田川緑地 大和川第一緑地
	生活・文化拠点	中央公民館 西公民館 生き生きプラザ斑鳩 西老人憩の家
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	国道25号 国道168号 いかるがパークウェイ（都市計画道路郡山斑鳩王寺線） 都市計画道路法隆寺線 都市計画道路安堵王寺線
	旧街道	龍田
	歴史・自然散策の道	藤ノ木・業平つれづれの道 花小路せせらぎの道

② 土地利用の方針

- 地域の北側に広がる山林部や三室山・竜田川の周辺地域は風致地区*に指定されており、身近にある緑豊かで良好な自然環境を保全します。
- 地域の南側の三代川周辺において整然と区画された農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組みます。
- 国道 25 号の沿道は、周辺の住環境との調和に留意しながら、地域の生活利便性の向上にむけた商業・業務機能の誘導をはかります。

③ 市街地整備の方針

- 旧街道沿いの龍田の町並みを保全し、歴史的価値のある住宅は貴重な文化財として保存をはかります。
- 稲葉車瀬、小吉田など伝統的住宅地においては、田園景観と調和した農家集落の景観を保全しつつ、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、防災機能を高め、住環境の向上をはかります。
- 住宅地においては、良好な住環境の形成をすすめるため、住民との協力により必要に応じて地区計画*や建築協定*などの活用をはかります。
- 花と緑のまちづくりの取組みをすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。
- 多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。

④ 道路・交通体系整備の方針

- いかるがパークウェイの早期の全線供用開始にむけ、関係機関への要望をすすめることにより、国道25号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入の防止をはかります。
- 国道25号やいかるがパークウェイは歩道の設置など安全性や快適性を高めるため、整備・改良を関係機関に要望し、長期的な交通安全対策をすすめます。
- 旧街道は、かつての街道としての役割を再評価し、龍田地区と法隆寺地区周辺の歴史的な資源を生かし、まちあるき観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備をすすめます。
- 歴史・自然散策の道である「藤ノ木・業平つれづれの道」、「花小路せせらぎの道」については、自然色舗装や観光案内サイン*整備、利用しやすいルート整備をすすめます。
- 未整備の都市計画道路については、近隣市町域を含む幹線道路の整備状況をふまえて、見直しや優先順位を含め、事業化を検討します。

⑤ 景観形成の方針

- 河川景観軸である竜田川や三室山は、歴史・自然拠点として、水辺と一体に四季の自然を感じることでできる水と緑の景観を保全します。
- 沿道に新しく立地する建築物や広告物などについては、斑鳩町景観計画*や奈良県屋外広告物条例*などの基準に沿って、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成にむけ、誘導をはかるとともに、既存のものについても、基準に合わせるよう協力を求めます。

⑥ 都市防災の方針

- 幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- 町有建築物については、施設の性質をふまえながら、老朽化する施設の管理方法を検討します。
- 貯留施設等の整備を行うなど、集中豪雨にともなう浸水対策を計画的にすすめます。
- 防災拠点をはじめとする公共施設における「3密*」回避にむけた設備・体制の充実に努

めます。

4. 東部地域

(1) 地域の特性

- 東部地域の人口は 12,829 人、世帯数は 5,430 世帯（令和元（2019）年 12 月 31 日現在）で、町全体の人口の 45.3%、世帯数の 45.7%を占めており、65 歳以上の老年人口の割合が最も少ない地域となっています。
- 地域の東側には、富雄川が南北に流れ大和川に注ぎ、地域全体に平野がひろがっています。また、地域内には本町唯一の鉄道駅である JR 法隆寺駅が位置しており、駅を中心に、主に住宅地として、土地利用がはかられています。
- 地域と広域とを結ぶ幹線道路として、西名阪自動車道法隆寺インターチェンジや河合町につながる県道大和高田斑鳩線が本地域を通っています。
- 建物建築面積は3地域のなかで最も多く町全体の 45%となっています。用途別には工業地が集積しているため、工場・倉庫の占める割合が町全体と比べて高くなっています。
- 居住意向については全町と同様「これからも斑鳩町に住み続けたい」が多くなっているほか、全般的に全町と同様の傾向となっています。
- 都市基盤整備等の現在の満足度については、①幹線道路（国道・県道など）の整備や③歩道の確保や段差の解消、⑪斑鳩ブランド商品の認定・PRなど、個性的で活力ある地元商業の確立では町全体と比べて高くなっていますが、⑦JR 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺などの拠点機能の強化、⑨河川改修などの浸水対策、⑬自然環境や地域と調和のとれた工業環境の整備促進や中小企業の支援では低く、他の項目では総じて町全体と同じ水準となっています。今後の重要度については、⑦JR 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺などの拠点機能の強化や防災関係の項目（⑧⑨⑩）で町全体より高くなっています。

◆人口・世帯数

	世帯数	総人口	1世帯あたり人員	0～14歳の割合	15～39歳の割合	40～64歳の割合	65歳以上の割合
東部地域	5,430	12,829	2.36	14.5%	24.7%	32.4%	28.4%
全町に占める割合	45.7%	45.3%	—	—	—	—	—
全町	11,891	28,338	2.38	13.6%	24.0%	32.0%	30.4%

資料：住民基本台帳人口（令和元（2019）年 12 月 31 日現在）

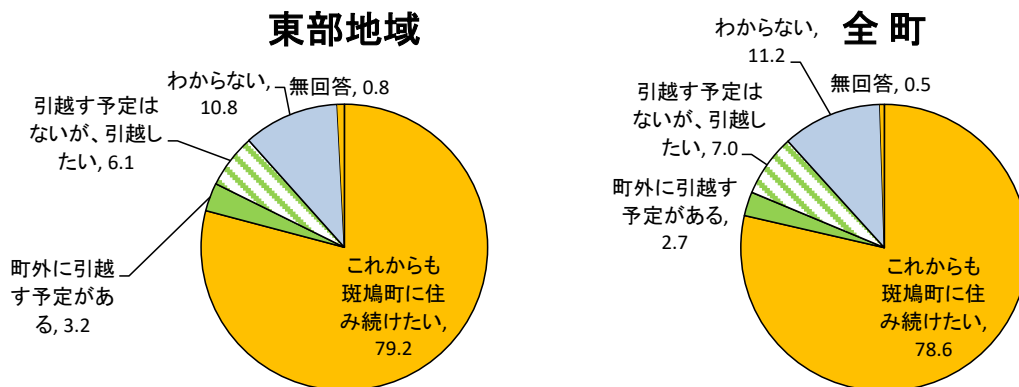
◆建築用途別面積

地域区分	全敷地面積(m ²)	全敷地面積の全町に占める割合	全建物建築面積(m ²)	全建物建築面積の全町に占める割合	全建物に占める用途別割合			
					住宅	工場・倉庫	店舗・事務所	その他
					建築面積	建築面積	建築面積	建築面積
東部地域	1,225,029	41%	535,211	45%	67.3%	17.5%	3.9%	11.2%
全町	2,962,804	100%	1,198,843	100%	72.0%	13.4%	4.7%	9.9%

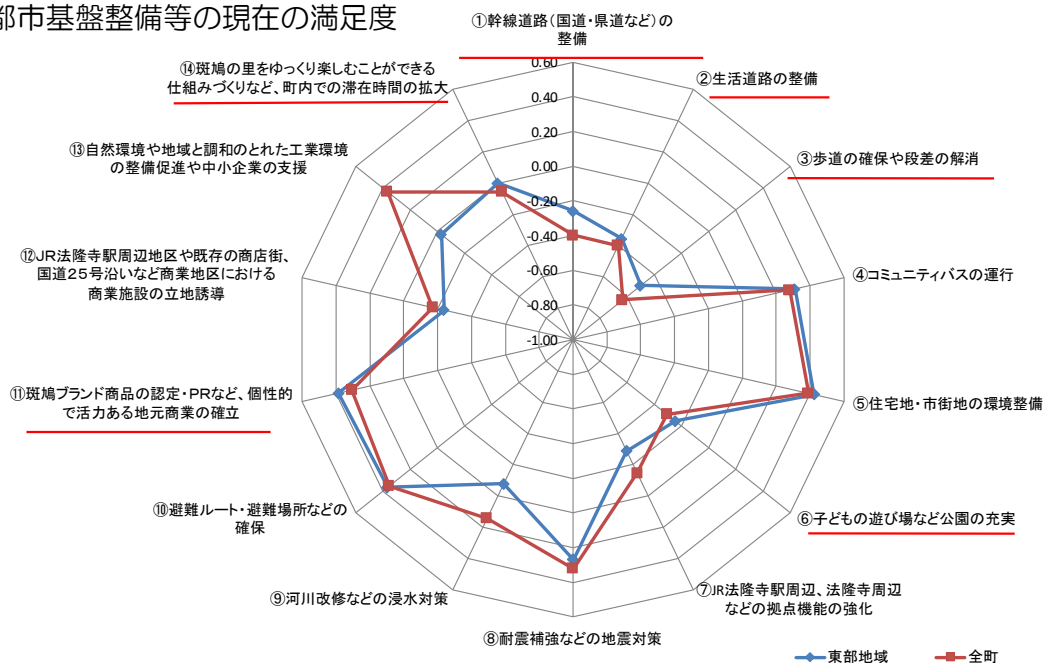
資料：平成 26（2014）年都市計画基礎調査

◆住民アンケート

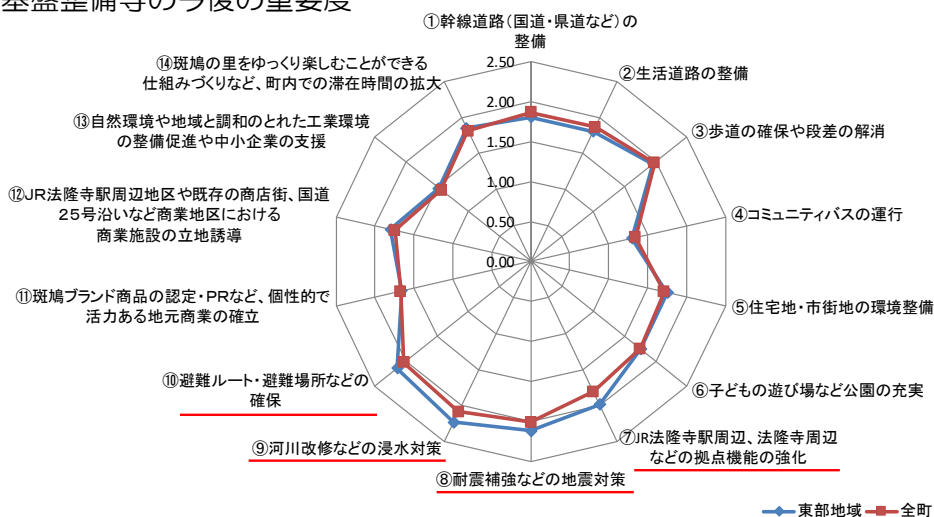
1. 居住意向



2. 都市基盤整備等の現在の満足度



3. 都市基盤整備等の今後の重要度



◆主な地域資源

自然	河川	大和川、富雄川
	ため池	興留新池、高安籠池、高安中池 高安古池など
	緑地*	大和川第一緑地
	公園	上宮遺跡公園 並松児童公園など
	田園	水田
歴史・文化	神社	菅神社、伊弉册命神社 素盞鳴神社（服部、興留）、阿波神社 厳島神社、天満神社（高安） 春日神社（目安）など
	寺院	西光徳寺、東光徳寺、蓮乗院、融念寺 西念寺、成福寺、妙覚寺、勝林寺など
	伝統的住宅地	並松、高安、阿波、興留、五百井 服部、新家、目安
	文化財 （史跡・建造物）	伊弉册命神社本殿、素盞鳴神社本殿 駒塚古墳、調子丸古墳、來田家住宅
市街地	鉄道駅	JR法隆寺駅
	公共施設	すこやか斑鳩・スポーツセンター いかるがホール・図書館 東公民館 東老人憩の家
	都市施設	衛生処理場 法隆寺駅北口自転車等駐車場
	学校	斑鳩小学校、斑鳩東小学校 斑鳩南中学校 県立法隆寺国際高等学校
	幼稚園・保育所	斑鳩幼稚園、斑鳩東幼稚園 あわ保育園
	低層住宅地	南服部団地、目安第三団地、三郷住宅 南興留第三、第一地所、斑鳩荘苑 法隆寺南住宅、法隆寺第一団地 高安西団地など

◆東部地域の地域資源

- 地域界
- 山林・緑地
- 河川・ため池
- 歴史・文化
- 低層住宅地
- 伝統的住宅地
- 区画整理事業（完了）
- 学校・幼稚園・保育所
- 公共施設・都市施設
- 公園
- 田園（農用地）





大和川堤防



歴史・自然散策の道



伊弉册命神社



並松地区



JR 法隆寺駅



いかるがホール



服部コモン公園



県道大和高田斑鳩線

(2) 地域の主な課題

- 地域の南および東に広がる農地は、斑鳩らしい良好な田園景観を形成していますが、遊休農地の増加や後継者問題などの課題を抱えており、食糧の生産基盤である優良農地の確保と有効利用にむけた取組みが求められています。
- 市街化区域 *内のまとまった規模の低未利用地においては、良好な市街地形成にむけた計画的な取組みが求められています。
- JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口としてふさわしい景観形成のほか、交通拠点、観光拠点、交流拠点や生活拠点など多様な機能をあわせ持つ主要拠点としての整備が求められています。
- 国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入を防ぐため、いかるがパークウェイなど幹線道路や主要区画道路の整備促進が求められています。
- 国道 25 号は歩道が狭く、通行上危険な箇所が存在するため、歩道の設置や拡幅など交通安全対策が求められています。
- 旧街道沿いの並松地区においては、歴史的な町家が失われつつあり、歴史的町並みの保全に取り組むとともに、点在している歴史的な資源を生かし、まちあるき観光を楽しむことができるための取組みが求められています。
- 法隆寺と JR 法隆寺駅を結ぶ道の沿道は、観光客が歩いて楽しむことができる商業施設等の立地やもてなすのにふさわしい景観形成など、新しい魅力づくりが求められています。
- 人口減少社会の到来や高齢化社会の進展にともなう空き家の増加など地域のコミュニティの活力低下を防ぐため、良好で快適な住環境の形成にむけた取組みが求められています。
- 国道 25 号や県道大和高田斑鳩線の沿道など幹線道路沿道においては、周辺の景観と不調和な派手な色彩の建築物や屋外広告物が見受けられ、斑鳩らしい景観を損なう要因となっていることから、良好な景観形成にむけた取組みが求められています。
- 大地震や集中豪雨などによる災害の危険性が高まるなか、建築物の耐震性の向上や浸水対策、避難場所等における感染症対策など地域の防災性の向上が求められています。

(3) 地域づくりの方針

① 都市構造

東部地域には、斑鳩町の都市構造である「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」として、以下のものがあります。地域づくりにあたっては、これらを中心におきながら、地域での取組みを検討していきます。

◆東部地域の都市構造



◆都市構造

多様で魅力ある拠点	主要拠点	JR法隆寺駅周辺地区
	歴史・自然拠点	上宮遺跡公園 大和川第一緑地
	生活・文化拠点	いかるがホール・図書館 東公民館 すこやか斑鳩・スポーツセンター 東老人憩の家
拠点を結ぶネットワーク	幹線道路	いかるがパークウェイ（都市計画道路郡山斑鳩王寺線） 都市計画道路安堵王寺線 県道大和高田斑鳩線
	駅前広場	駅前広場（JR法隆寺駅南口）
	法隆寺とJR法隆寺駅を結ぶ道	JR法隆寺駅北口～駅前北口商店街～ 県道大和高田斑鳩線～並松
	旧街道	並松
	歴史・自然散策の道	太子ロマンの道 当麻街道やすらぎの道

② 土地利用の方針

- 地域の南および東に広がる農地は営農環境の整備をすすめながら保全をはかります。また、遊休農地の解消・発生防止にむけ、農地の利活用をすすめるとともに、担い手の確保に取り組めます。
- 主要拠点である JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口として、商業・業務、居住、観光、交流、交通など多様な都市機能の集積をはかります。
- 県道大和高田斑鳩線沿道は、法隆寺と JR 法隆寺駅を結ぶ道として、景観への配慮をはかりながら、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設の立地誘導をはかります。
- 地域の北東側に位置する幸前地区内の既存の工業地については、周辺の環境との調和をはかりながら工業的土地利用を維持します。

③ 市街地整備の方針

- JR 法隆寺駅周辺整備などにともない、県と連携し、都市計画の見直しなど多様な市街地整備の手法を検討し、商業施設の計画的な立地誘導をはかります。
- 服部、目安、高安など伝統的住宅地においては、田園景観と調和した農家集落の景観を保全しつつ、必要な生活基盤の整備をすすめることにより、防災機能を高め、住環境の向上をはかります。
- 花と緑のまちづくりの取組みをすすめ、コミュニティの活性化と住宅地イメージの向上をはかります。
- 多様な世代が住むことができるよう、身近な生活サービスを充実させるとともに、公共下水道の整備をすすめるなど住環境の維持・改善をはかります。
- 住宅地においては、良好な住環境の形成をすすめるため、住民との協力により必要に応じて地区計画*や建築協定*などの活用をはかります。
- 並松地区は法隆寺に近接するという好立地を生かし、法隆寺と JR 法隆寺駅を結ぶ道の沿道として、また、龍田地区とを結ぶ旧街道の沿道として、空き店舗の活用など地域特性を生かした商店街の活性化に取り組みます。

④ 道路・交通体系整備の方針

- いかるがパークウェイの早期の全線供用開始にむけ、関係機関への要望をすすめることにより、国道 25 号の渋滞緩和や生活道路への通過交通の流入の防止をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺のアクセス道路の整備をすすめ、交通拠点としての機能の強化をはかります。
- 法隆寺と JR 法隆寺駅を結ぶ道や法隆寺地区と龍田地区とを結ぶ旧街道は、多様で魅力ある拠点や、点在する歴史的・文化的資源を結ぶ主要ルートとして、訪れた人が安全で快適にまちあるき観光を楽しむことができるよう沿道を含めた環境整備をはかります。
- 歴史・自然散策の道である「太子ロマンの道」、「当麻街道やすらぎの道」については、自然色舗装や観光案内サイン*整備、利用しやすいルート整備をすすめます。
- 主要拠点間を結ぶ路線バスについて、関係機関と連携し、ルートの検討や本数の増発、運行情報の提供など、利便性の向上に努めます。
- 未整備の都市計画道路については、近隣市町域を含む幹線道路の整備状況をふまえて、見直しや優先順位を含め、事業化を検討します。

⑤ 景観形成の方針

- 河川景観軸である大和川、富雄川は、豊かな自然環境の水辺を親水空間として活用し、水と緑の景観を保全します。
- 法隆寺地域への広域的なアクセスルートとなる国道 25 号や県道大和高田斑鳩線の沿道については、多くの観光客が行き交う道路であり、歴史景観と調和するにぎわいのある沿道景観形成をはかります。
- JR 法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口として、重点的に景観形成に取り組む地域と

して位置づけるとともに、アクセス道路の整備などにあわせ、斑鳩の里の玄関口としてふさわしい景観形成をはかります。

- 沿道に新しく立地する建築物や広告物などについては、斑鳩町景観計画 * や奈良県屋外広告物条例 * などの基準に沿って、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成にむけ、誘導をはかるとともに、既存のものについても、基準に合わせるよう協力を求めます。

⑥ 都市防災の方針

- 幹線道路や主要区画道路の整備をすすめ、災害発生時の緊急輸送路や避難路となる道路ネットワークの機能強化をはかります。
- 町有建築物については、施設の性質をふまえながら、老朽化する施設の管理方法を検討します。
- 貯留施設等の整備を行うなど、集中豪雨にともなう浸水対策を計画的にすすめます。
- 防災拠点をはじめとする公共施設における「3密 *」回避にむけた設備・体制の充実に努めます。

第5章

計画の実現にむけて

第5章 計画の実現にむけて

1. 重点的な施策

本計画の実現にむけて、以下の3つの施策を重点的な施策と位置づけて取り組みます。

(1) 多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」である法隆寺周辺地区については、歴史的風致維持向上計画*を活用し歴史的風致を維持しつつ、特別用途地区*の活用やまちあるき観光の振興により商業施設の立地誘導をはかります。

また、JR法隆寺駅周辺地区については、駅周辺整備などの進捗にともない、県と連携し、都市計画の見直しなど多様な市街地整備の手法を検討し、商業施設の計画的な立地誘導をはかるとともに、アクセス道路の整備をすすめることにより、交通拠点として機能の強化をはかります。

「歴史・自然拠点」および「生活・文化拠点」については、既存施設の活用と充実をはかるとともに、歴史的な趣のある町家など潜在的な資源を活用することにより、周辺環境の整備をはかり、拠点の機能強化に取り組みます。

(2) 道路ネットワークの形成

道路交通の安全性の向上や円滑化をはかるため、また、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を果たすことができるよう「いかるがパークウェイ」をはじめとする都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、主要区画道路については、未整備の都市計画道路の代替となる路線や、幹線道路との接続箇所の整備を優先的に行うことにより、道路ネットワークの形成をはかります。

また、歩いてくらせるまちづくりをめざし、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

(3) 斑鳩の里の総合的な景観形成

豊かな自然と長い歴史により育まれてきた斑鳩らしい景観を次の世代に引き継ぐため、斑鳩町景観計画*に即し、本町全域を景観計画*区域と定め、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

特に、法隆寺周辺地区へのアクセス道路となる幹線道路沿道や斑鳩の里の玄関口となるJR法隆寺駅周辺地区については、重点的に景観形成に取り組むべき地区と位置づけ、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成をはかります。

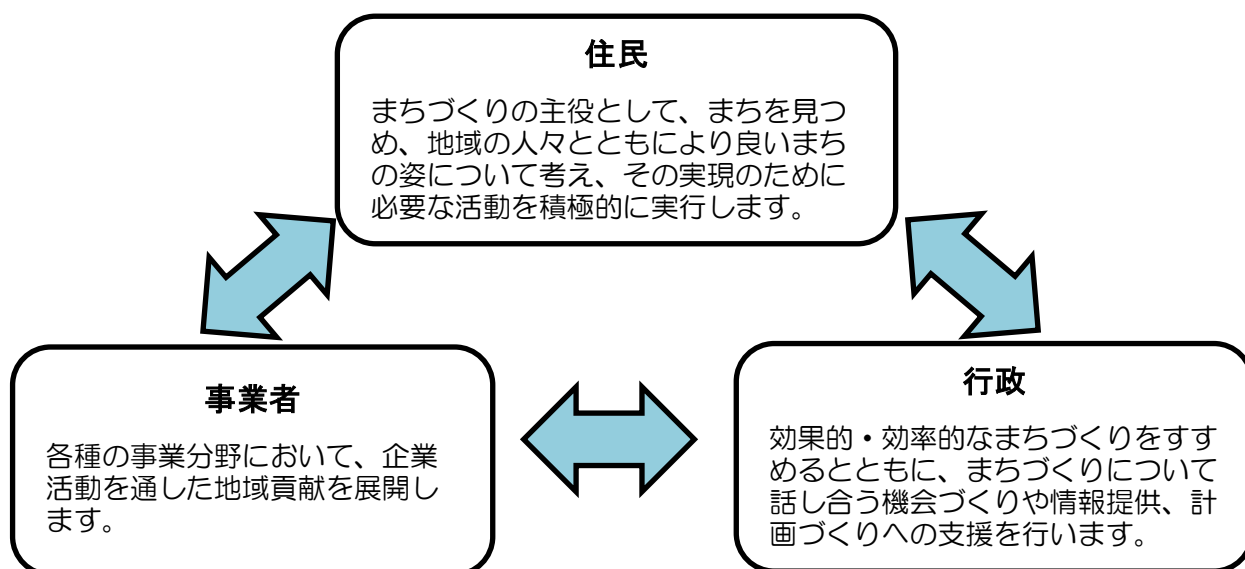
また、法隆寺周辺地区では、斑鳩町歴史的風致維持向上計画*に即し、歴史的価値の高い建築物の保存・活用をはかるとともに、龍田や並松など歴史的な町並みが残る地区については、歴史的価値をもった建築物の保存・活用をはかるとともに、住民による町並みの保全活動の支援を行います。

2. 協働のまちづくりの推進

まちづくりは、住民（住民団体を含む）・事業者・行政が協働することで、現実のまちを誰もが望むまちに近づけることができます。そして、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、まちの様々な問題を解決に導くことができます。

こうしたまちづくりにおいて、特に住民は、地域レベルの様々な問題や、交通・福祉などの生活に身近な問題を解決するために、より良いまちの姿について考え、それを実現するのに必要な活動を積極的に展開していくことが重要です。

そうした住民主体のまちづくりを実現するために、本町（行政）は、情報発信や人材育成、住民主体の計画づくりへの支援を実施していきます。



(1) まちづくりに関する情報の共有化

協働のまちづくりをすすめるためには、地域住民がそれぞれの地域の成り立ちや魅力、課題などを共有する必要があります。行政出前講座などを活用し、住民と行政の情報交換や意見交換を通じ、まちづくりについて学び、考えるきっかけとなる機会をつくれます。

(2) まちづくりに関する情報の発信

ホームページや町広報紙を活用し、まちづくりに関する行政施策のほか、まちづくりに取り組む団体の紹介やイベントへの参加の呼びかけを行うなど、まちづくりに関する情報を積極的に発信していきます。

(3) まちづくり活動の支援

住民と行政の協働のまちづくりをすすめるため、人材の育成、配置など庁内の体制を整備し、住民がまちづくり活動を行ううえで必要となるさまざまな情報を提供するとともに、専門的・技術的な支援が必要な場合は、専門家等を派遣します。

これまで公共の役割とされてきた道路・公園・広場・河川など公共空間の維持管理について、地域で愛着を持って利用される環境づくりをめざし、地域での自律的な取組みを支援します。

3. 推進方策

本計画の実現にむけて、効果的に施策を実施できる体制を整えます。

(1) 関連する分野別計画の一体的な推進

本計画に関連する分野別の各種マスタープランについても、都市空間で一体となって相乗効果を発揮するように連携をはかります。

斑鳩町景観計画 *・斑鳩町地域防災計画・斑鳩町耐震改修促進計画等の策定や見直しにあたっては、本計画の方針と整合をはかります。

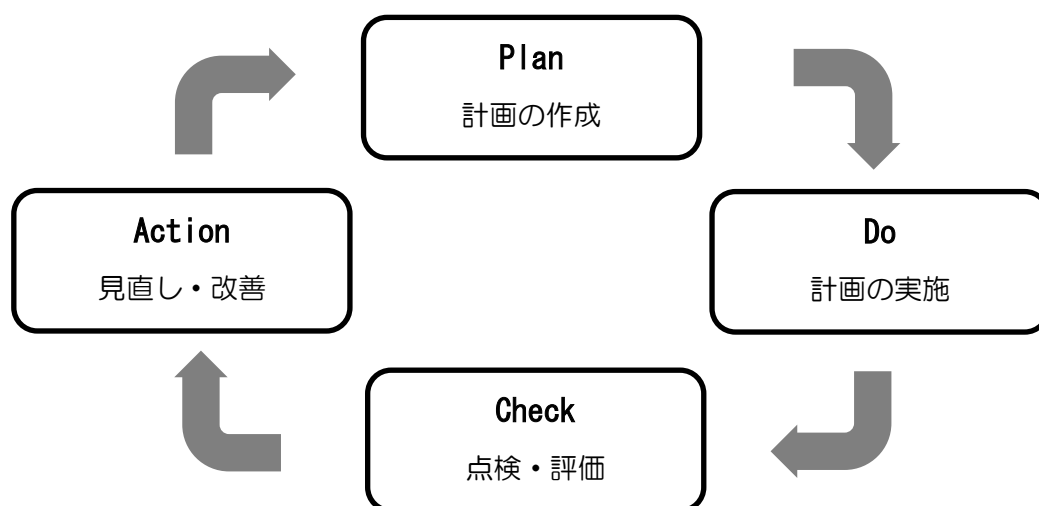
(2) 全庁横断的な連携

本計画を効果的に実施するためには、多岐にわたる施策の連携が必要であり、本計画に関して庁内の横断的な連携をとりながら事業を推進します。

(3) 進行管理の推進

本計画に関連する施策については、総合計画の実施計画にあわせ進行管理を行いながら、計画的に施策をすすめていくこととします。

また、施策の進行管理を適切に行うため、PDCAサイクル*を採用し、定期的に施策の進捗状況を確認します。事後評価の結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向修正を検討します。



(4) 周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化に伴って、都市活動は個々の市町村域を越えて広域的に影響し合います。いかるがパークウェイの整備や国道 25 号の交通安全対策をはじめ、広域的な課題については、国、県および関係機関との連携の強化をはかります。

(5) 制度活用による計画推進

本計画に示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、「地区計画 *」や「建築協定 *」、「景観協定 *」など住民との協力により必要に応じて適切に運用していきます。

合わせて、住民主体のまちづくりをすすめるにあたって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を住民が活用できるように、助言や支援をすすめていきます。

また、事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用をすすめます。また、施設整備にあたって民間活力の活用なども必要に応じて研究していきます。

參考資料

1. 用語解説

※50 音順

あ行

●新しい生活様式

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等を取り入れた日常生活のこと。

●斑鳩町風致地区条例

都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、斑鳩町の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定める条例。平成24年12月20日施行。

か行

●環境保全地区

奈良県自然環境保全条例によって定められたもので、自然環境を保全することが特に必要な地域等において、一定の行為を制限することにより、それらの地域の適正な保全をはかり、もって健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするもの。

●観光案内サイン

観光客に対して観光施設などを案内するために設置されるもので、歩行者向けの図解標識、指示標識、周遊促進標識や、車両向けの広域・中域サインなどをいう。

●既存ストック

すでに整備・確保されている都市施設や建築物等の蓄積。

●近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

●近隣商業地域

都市計画法による用途地域の一つで、近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の、業務の利便の増進をはかる地域。

●経営耕地

農家が経営している耕地（田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。

- 景観協定

景観計画区域内の一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意で結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。

- 景観形成基準

景観計画において、届出を必要とする行為（届出対象行為）に対して、それぞれに良好な景観の形成のための行為の制限の基準を定めるもの。

- 景観計画

景観法による景観行政団体が景観に関するまちづくりを進めるため、景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめた基本的な計画。

- 建築協定

全国一律に定める建築基準法では満たされない、地域の個別的な事情や要望を反映するため、一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠または建築設備などの建築物に関する基準を定めたもの。

- 高度地区

都市計画法第8条に規定されている「地域地区」の一つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進をはかるため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

さ行

- 3密

密集、密接、密閉のこと。

- 市街化区域

都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分（線引き）の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。

- 市街化調整区域

都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分（線引き）の一つで、市街化を抑制すべき区域。

- 自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。

- 集団優良農地

おおむね10ヘクタール以上の規模を持ち、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

- 準工業地域

都市計画法による用途地域の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便をはかる地域。

- 準防火地域

都市計画法第9条20項において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」とされた地域。建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められている。

● 接続率

公共下水道が利用できる人口に対して、実際に公共下水道を利用している人口の割合。

た行

● 第1種住居地域

都市計画法による用途地域の一つで、住居の環境を保護するための地域。

● 第1種中高層住居専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域。

● 第1種低層住居専用地域

都市計画で定められた用途地域の一つで、良好な住環境を保護するために、10mまたは12mの絶対高さの制限や、敷地境界から建物の外壁までの距離を1mまたは1.5m離す外壁の後退距離制限などが定められている。

● 第2種住居地域

都市計画法による用途地域の一つで、主に住居の環境を保護するための地域。映画館や劇場など人が集まる施設や風俗営業を営む施設、住環境を悪化させるおそれのある規模の工場などの建築が禁止されている。

● 脱水汚泥

浄水場処理過程で原水に含まれる浮遊物質、下水処理場における濾過処理で発生する汚泥を濃縮して脱水した後に残った固形の物質。

● 団塊の世代

第二次世界大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。1947（昭和22）年から1949年（昭和24）年にかけての生まれをいう。

● 地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

● 電柱類景観改善事業

電柱・電線類の景観の改善をはかる事業で、無電柱化、電柱の改善、電線の改善等を行う。

● 特別用途地区

都市計画法第8条に規定されている「地域地区」の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現をはかるための地区。

● 都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定する。

- 都市下水路

主に雨水を排除して、雨水による市街地の浸水を防ぎ、公衆衛生の向上をはかるための下水道。

な行

- 内水被害

豪雨時に堤内地（堤防より洪水から守られている土地）に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。内水氾濫は、川が増水して水位が上昇し、堤内地に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホール蓋から下水が噴き出したりする現象。

- 奈良県屋外広告物条例

屋外広告物法に基づき、奈良県が「良好な景観の形成と風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」の目的のもと、屋外広告物の表示の場所及び広告物を掲出する物件等について必要な規制等を定めたもの。

- 二地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村などの田舎で暮らすもの。

は行

- 風致地区

1919年（大正8年）に制定された都市計画法で、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度。指定された地区では、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる。

- 普及率

公共下水道を利用できる区域内の人口の公共下水道全体計画区域内人口に対する割合。

- ポートフォリオ

顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つで、製品やサービスの満足度と期待度を2次元のグラフの中に配置することにより、製品やサービスの優先的改善項目を明らかにする分析手法。

- ポケットパーク

「ベスト・ポケット・パーク」の略で、洋服の「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園を意味している。

- ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって生産性の向上をはかり、農村の環境条件を整備すること。

- ポストコロナ

コロナ禍の次に訪れるべき感染症対策等を備えた新しい社会。

や行

- 用途地域

都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。

ら行

- 緑地

都市計画では、「交通や建物など特定の用途によって占有されない空地进行を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」を意味する。一般には樹木、草花などの緑で覆われた土地を指すが、空地＝オープンスペースとほぼ同義である。

- 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致の維持向上をはかろうとする市町村が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援するもの。

- 歴史的風土特別保存地区

「歴史的風土保存区域」の区域内において、風土の保存上、とくに重要な地域として指定され、住宅等の建築物の新築や、土地形質の変更などが制限される区域。

- 歴史的風土保存区域

古都保存法に基づいて指定された「古都」の歴史的風土を保存するために定められた区域。

アルファベット

- PDCAサイクル

「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる施策の展開につなげるしくみのこと。